

容量市場メインオークションについて

2026年07月
電力広域的運営推進機関

- 本説明会は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）が容量市場のメインオークション（対象実需給年度：2030年度）を実施するにあたり、容量市場の概要（第1章）、メインオークション募集要綱の概要（第2～5章）、容量拠出金に関する概要（第6章）、会計や税務に関する考え方（第7章）に対する理解を深めていただくことを目的にしています。
- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）に向けた説明会とパブリックコメントは以下の通りです。

内容	説明会/パブリックコメント	スケジュール	主な対象
メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2030年度）（案）及び容量確保契約約款（案）※	パブリックコメント	2026年6月30日 ～7月13日	発電事業者等
容量市場メインオークションの募集要綱・容量拠出金等 （オークションの入札方法・容量拠出金について）	制度説明会 （本説明会）	2026年7月8日	全事業者
容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編（対象実需給年度：2030年度）	実務説明会	2026年7月末～ 8月上旬実施予定	発電事業者等

- 実務説明会等の説明会資料・動画は以下のURLをご参照ください。
https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_setsumeikai.html
- 容量市場FAQはこちら
https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_faq.html

※募集要綱と約款の詳細については、別途公表しております募集要綱（案）と約款（案）をご確認ください。
なお、現在意見募集中であり、正式公表前となりますため、内容が変更となる可能性があります。

(参考) 容量市場に関連する文書類 (1/2)

3

関連文書		概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～29年度向け 公表済
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023～25年度応札 公表済
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	2024～29年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務(全般)編	2024～28年度向け 公表済
		電源等差替編	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	2024～28年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応(安定電源)(変動電源(単独))(変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	2024～26年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	
		容量抛出金対応編	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度ごとに公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

(参考) 容量市場に関連する文書類 (2/2)

関連文書			概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オーク ション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	- 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 - 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源 オーク ション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～25年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	- 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編	長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
		容量拠出金対応編	長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編		容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）の主なスケジュールの予定は以下となります。

メインオークション募集要綱（案）
（対象需給年度：2030年度）より

期間	概要
2026年8月3日（月）～2026年8月7日（金）	事業者情報の登録受付期間
2026年8月3日（月）～2026年8月12日（水）	事業者情報の審査期間
2026年8月3日（月）～2026年8月17日（月）	電源等情報の登録受付期間
2026年8月3日（月）～2026年9月7日（月）	電源等情報の審査期間
2026年9月8日（火）～2026年9月17日（木）	期待容量の登録受付期間
2026年9月8日（火）～2026年10月2日（金）	期待容量の審査期間
2026年10月13日（火）～2026年10月23日（金）	応札の受付期間
2026年10月26日（月）～2026年10月30日（金）	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間
2026年12月頃（予定）	約定結果の公表期日

2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）に向けて 主に整理・反映された事項

- 年度途中に運転開始する電源のリクワイアメント等の扱い（p42、p69,p70,p78,p84,p86,p87参照）
年度途中に運転開始する電源の場合、計画停止のリクワイアメントにおける控除日数と、1コマあたりのペナルティレート、実需給期間中の月間上限額を、運転開始後の期間に応じて設定することとなり、容量確保契約金額は運転開始後の月数で除した額を各月に支払うこととなりました。
また、市場退出表明期限である実需給前年度の12月末までに運転開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降になることが判明した場合は月単位での部分退出、市場退出表明期限後に判明した場合は、部分退出相当となる運開遅延ペナルティを新たに適用することとなりました。また、運転開始時の書面提出が必須となりました。
- 指標価格の見直しに伴う容量拠出金負担の影響緩和措置（p57,58参照）
マルチプライス方式を適用する措置は解除し、シングルプライスにて約定処理を実施することとなりました。ただし、落札電源のうち、応札価格が指標価格以下である電源等の約定価格は指標価格を上限とすることとなりました。
- 追加オークションで調達を予定している供給力および発動指令電源の応札上限容量の扱い（p59参照）
追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要の2%分）について、メインオークションで全量を調達することとし、メインオークションにおける発動指令電源の応札上限容量を、「H3需要の4%」から「H3需要の5%」に見直すこととなりました。
- 経過措置について（p61,62参照）
安定電源及び変動電源（単独）に対して行われていた、「1.電源等の経過年数に応じた控除」と「2.入札内容に応じた控除」については従来からの整理の通り、2030年度は適用されません。
- 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱いの見直し（p66,p67,p76,p77参照）
調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額について、経済的ペナルティに扱いを変更することとなりました。
（調整不調電源となった電源と、調整不調でない電源において、その後生じる経済的ペナルティの扱いが異なる仕組みとなっていたことから、両者について一定の平仄を合わせるため。）

- クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。また、IDとパスワードについてもお早目にご確認していただき、不明点があれば本機関までご連絡願います。
- 前年度までに登録のあった電源等情報のうち、一部を除いては、当機関にて登録支援を行います（p32参照）。一方、期待容量登録・応札については市場参加者にて毎年実施いただく必要があります。
- 発動指令電源についても、他の電源等の区分と同じタイミングで電源等情報の登録・期待容量の登録・応札の実施をお願いいたします。
- 発動指令電源のオンライン機能（簡易指令システム又は専用線オンライン）については、対象実需給年度の3年度前の2月末までにオンライン機能具備のご準備をお願いいたします。オンライン機能の構築に必要となる工期を考慮の上、余裕のあるスケジュール設定をお願いいたします。
簡易指令システム工事受付の空き状況につきましては、以下URLより「簡易指令システム工事受付空き状況」をご参照いただき、「簡易指令システム工事受付空き状況」の最新版をご確認ください。
 - 本機関HP 発動指令電源のオンライン機能（簡易指令システム）の構築について
https://www.occto.or.jp/news/market-board_market_oshirase_2020_210322_hatsudoushirei_onlinekinou.html
- 容量市場システムの電源等情報において、「安定電源」で登録する電源は、需給調整市場に参加予定の有無に関わらず、当該電源が需給調整市場における商品の要件を満たす機能を有する場合は、調整機能「有」で登録してください。
 - 本来調整機能「有」に該当するにもかかわらず、調整機能「無」で登録された電源が需給調整市場に応札した場合、募集要綱に記載されております情報の不足・虚偽に当たり、市場退出となってしまう可能性がありますのでご注意ください。

第1章. 容量市場の概要

容量市場導入の目的	……12
容量市場の仕組み	……17
容量市場におけるオークションの種類	……18

第2章. 募集概要

容量市場の全体スケジュール	……20
オークション参加対象となる事業者	……21
オークション参加対象となる電源等	……22
オークション参加対象とならない電源等	……26
オークション応札単位	……27

第3章. 参加登録

参加登録の概要	……29
容量市場システムの利用に向けた事前手続き	……30
事業者情報の登録の申込み	……31
電源等情報の登録の申込み	……32
電源等情報の登録の申込み ：安定電源	……34
：変動電源（単独）	……40
：変動電源（アグリゲート）	……43
：発動指令電源	……45
期待容量の登録の申込み ：期待容量とは	……46
：期待容量の算定方法	……47
：登録方法	……48
：期待容量等算定諸元一覧	……49

第4章. メインオークション

メインオークションの概要	……51
：期待容量等算定諸元一覧	……52
メインオークションへの応札	……53
需要曲線	……56
落札電源及び約定価格の決定方法	……57
（市場が分断される場合）	……58
発動指令電源の扱いについて	……59
容量確保契約書の締結 ：契約内容	……60

目次 (2/3)

第5章. 契約の履行

契約の履行の概要	……64
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像	……65
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	
①計画停止調整（安定）	……66
②余力活用に関する契約の締結（安定）	……68
③計画停止（安定）	……69
④市場応札（安定）	……71
⑤供給指示への対応（安定）	……73
⑥稼働抑制（安定）	……74
⑦計画停止調整（変動（単独））	……76
⑧計画停止（変動（単独））	……78
⑨計画停止（変動（アグリ））	……79
⑩実効性テスト（発動指令）	……80
⑪発動指令への対応（発動指令）	……81
供給力の提供ができなくなった場合等 （市場退出）の扱い	……82
電源等情報の登録時点で運転開始していない 電源の扱い	……84
容量確保契約金額の支払 （発電事業者等向け）	……86

第6章. 容量拠出金

容量拠出金の全体像	……91
請求・支払について	……94
年次精算の概要 容量拠出金の 追加請求及び還元について	……96
請求額の算定方法	……98
エリア別容量拠出金総額の算定	……99
一般送配電事業者・配電事業者 の負担総額と請求額の算定	……101
小売電気事業者の負担総額の算定	……104
各小売電気事業者への請求額の算定	……106

第7章.容量市場の取引や税務面について

容量市場取引の流れ	……121
容量確保契約金額について	……122
容量確保契約金額とペナルティの関係性	……123
容量拋出金について	……124
容量市場における消費税の取り扱いについて	……125
消費税のインボイス制度対応について	……129

第8章. その他

発電設備等の情報掲示板	…132
アグリゲーターに関する情報掲示板	…133
お知らせ	…134
各種資料等参照先	…135
お問合せ先	…136

参考資料

電源等リストの登録項目（発動指令電源）	…138
電源等リスト登録時の提出書類（発動指令電源）	…139
容量確保契約の変更・解約	…140
請求額の算定方法（市場が分断される場合）	…141

第1章 容量市場の概要

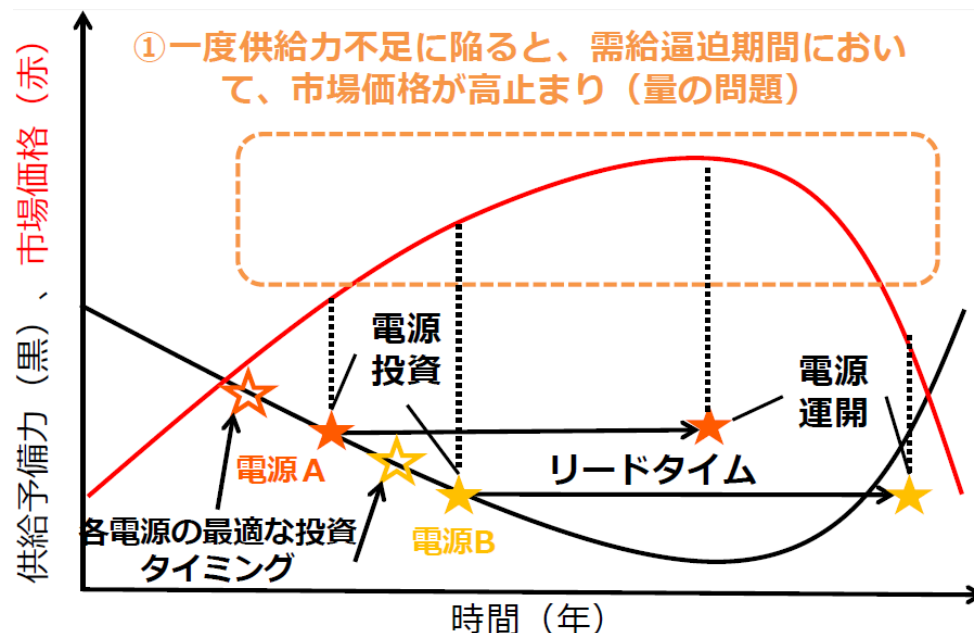
- ・容量市場導入の目的
- ・容量市場の仕組み
- ・容量市場におけるオークションの種類

容量市場導入の目的

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下の懸念がありました。投資予見性が低下すると、電源の新設・リプレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- 一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目的として容量市場が導入されました。

【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

※事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合

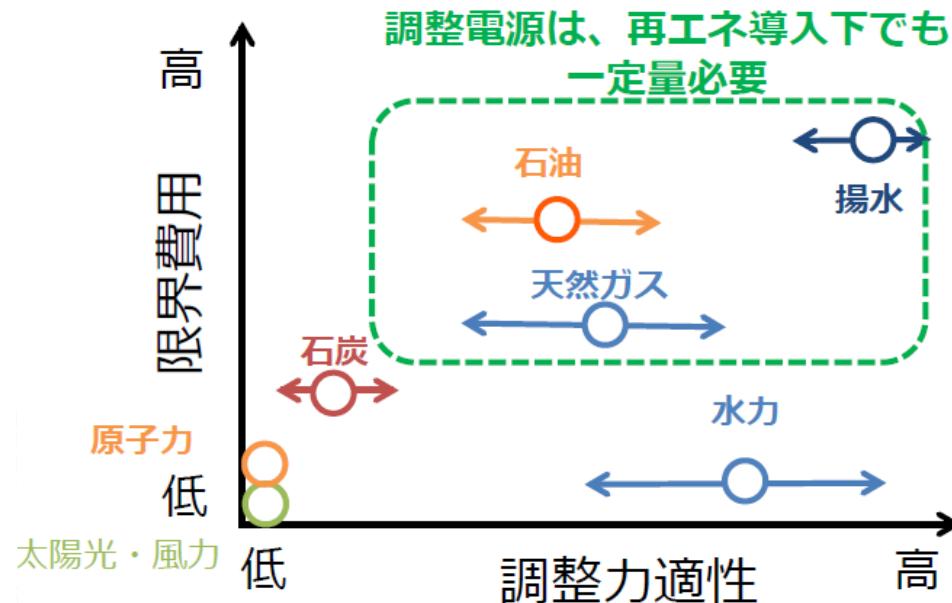


(参考) 容量市場導入の背景：調整力不足の懸念

- 再生可能エネルギーの導入拡大が進められる中、中長期的な供給力不足が顕在化した場合には、需給調整手段として、必要な調整電源を確保できない問題も生じると考えられます。

【各電源の限界費用と調整力適性（イメージ）】

②火力等の調整電源が確保できない場合には、
再エネ比率拡大下で需給調整が困難に
(質の問題)



(参考) 容量市場導入の背景：諸外国の供給力確保の仕組み

- 諸外国の供給力確保の仕組みには、容量メカニズムや、人為的に市場価格（kWh価値）を大幅に引き上げる（スパイク）手法などが存在し、これらを組み合わせ導入している国もあります。
- さまざまな供給力確保の仕組みがあるなかで、容量メカニズムが最も効率的な仕組みと考えられるため、2020年に容量市場を開設しました。

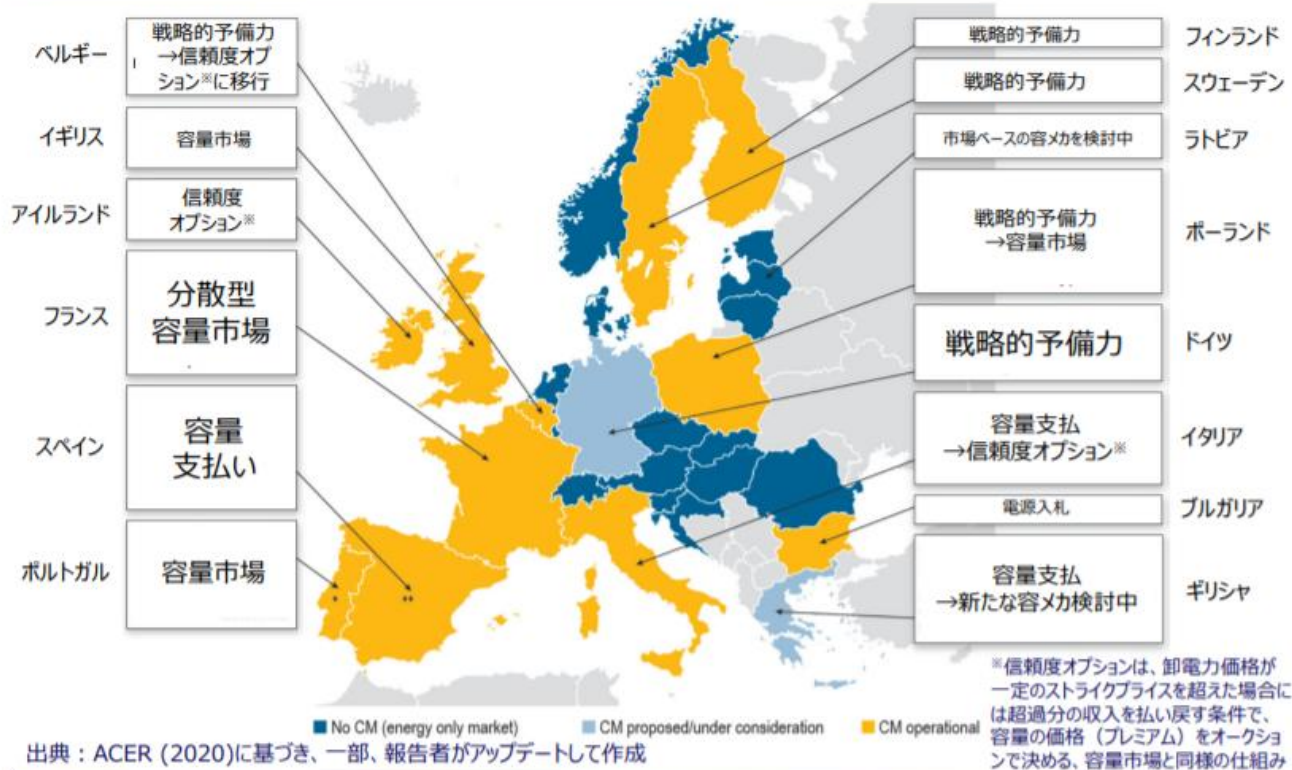
【供給力確保の仕組み】

投資回収の予見性を高めるための措置有り		措置無し
容量メカニズム		Energy Only Market
概要	卸電力市場(kWh市場)とは別に、発電等による供給能力に対する価値を認め、その価値に応じた容量価格(kW価格)を支払う	発電投資回収を完全に卸電力市場(kWh市場)に委ね、需給ひっ迫時に市場価格(kWh価格)は無制限に上昇する
投資回収イメージ	※容量メカニズムの設計により形状は異なる	
実施国	米国PJM イギリス 等	ルウエー(2020年予定) スウェーデン(2020年予定) 豪州 (上限価格有)

(参考) 容量市場導入の背景：諸外国の供給力確保の仕組み

- 米国や欧州など各国において容量市場が導入されています。

電力中央研究所 欧州で導入されている容量メカニズム



第39回電力・ガス
基本政策小委員
会資料より

(参考) 容量市場導入の背景：諸外国の供給力確保の仕組み

- 日本では米国（PJM）や英国と同様の、集中型の容量市場を導入しています。

容量メカニズムと事業者の主な役割

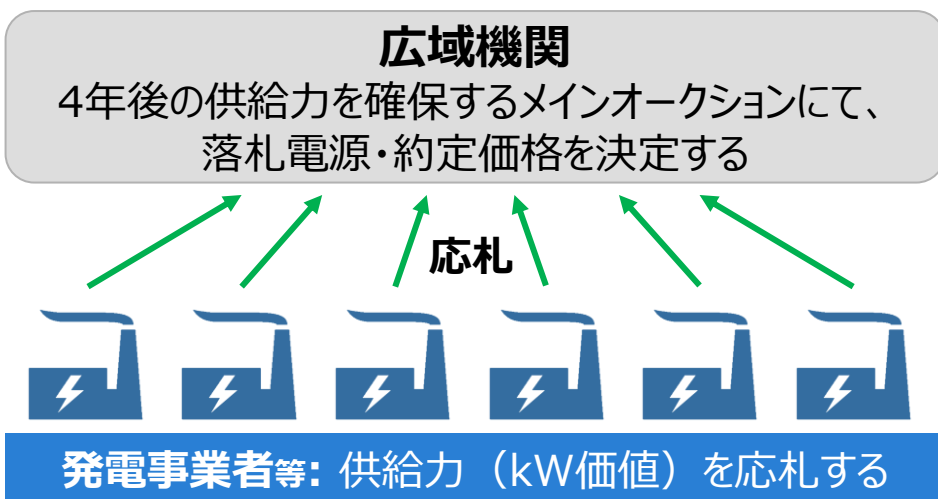
第39回電力・ガス
基本政策小委員
会資料より

国・供給力確保策 (容量メカニズム)	事業者の役割
米国（PJM） 集中型容量市場	系統運用者 ：目標調達量（需要曲線）の設定、オークションの運営 発電事業者 ：落札した場合、リクワイアメントで受渡年のkWを確保（実需給断面でのkWhの確保にも貢献）
英国 集中型容量市場	小売事業者 ：顧客の需要に応じたkW×約定価格を支払う義務 ※米国PJMでは、自社電源や相対契約で約定価格の変動リスクをヘッジすることも可能
フランス 供給力確保義務 (分散型容量市場)	系統運用者 ：容量確保義務量の計算 発電事業者 ：提供した容量証書量に応じた発電容量の維持（不足分に対してはペナルティ） 小売事業者 ：供給力（容量証書）を自ら確保（不足分に対してはペナルティ）
ドイツ 戦略的予備力	系統運用者 ：調達量の算定、オークションの運営 発電事業者 ：戦略的予備力となった場合、需給ひっ迫時に系統運用者の指令に応じる ※戦略的予備力の調達に要する費用は系統利用者から広く回収

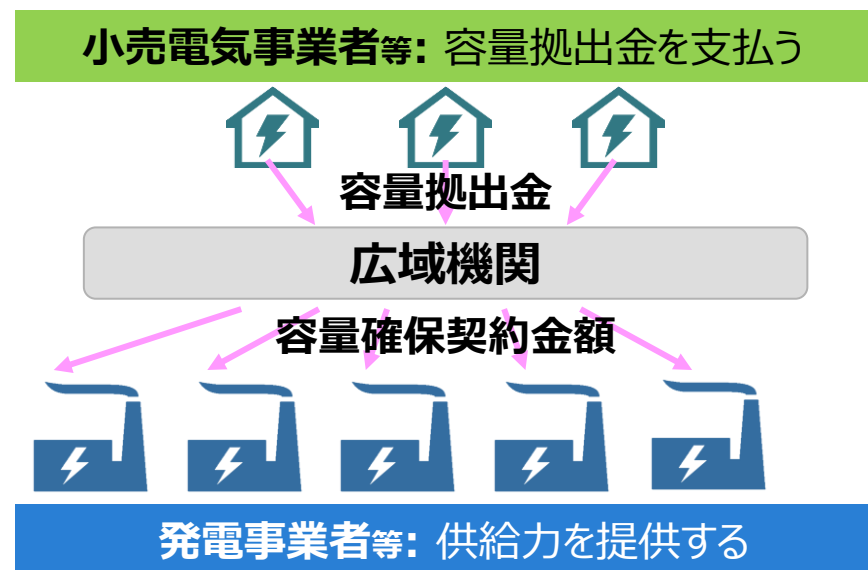
- 広域機関は、容量市場で、実需給期間4年前のメインオークションにて全国で必要な供給力を一括して確保します。※1

- 広域機関※2 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等から容量拠出金をいただき、発電事業者等（落札電源）に対して容量確保契約金額を支払います。
- 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- 小売電気事業者等※3 : 容量拠出金を本機関に支払います。

メインオークションの開催（2020年以降、毎年開催）



実需給期間（メインオークションの4年後）



※1：実需給年度の1年前に追加オークションを行い、供給力の過不足を調整することがあります。また、2025年度以降のオークションでは、追加オークションで調達する供給力を除いて、メインオークションで確保することが整理されました。

※2：広域機関は全電気事業者が加入する中立的な機関であり、供給計画の取りまとめを行い、全国レベルでの供給予備力評価等の知見があるという理由から、容量市場の運営等にあたっては、広域機関が市場管理者として一定の役割を果たすことが適当である旨が制度設計の場において整理されています。

※3：一般送配電事業者及び配電事業者も容量拠出金を支払います。

容量市場におけるオークションの種類

- 容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力※をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

容量市場の種類		各オークションの詳細
容量オークション (右記オークションの総称)	本日の主な 説明対象 メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の4年前に実施する。
	追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。 ➤ 調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 ➤ リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。
	長期脱炭素電源オークション	脱炭素化に向けた新設・リプレイス等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する。
	特別オークション	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。

※：沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力

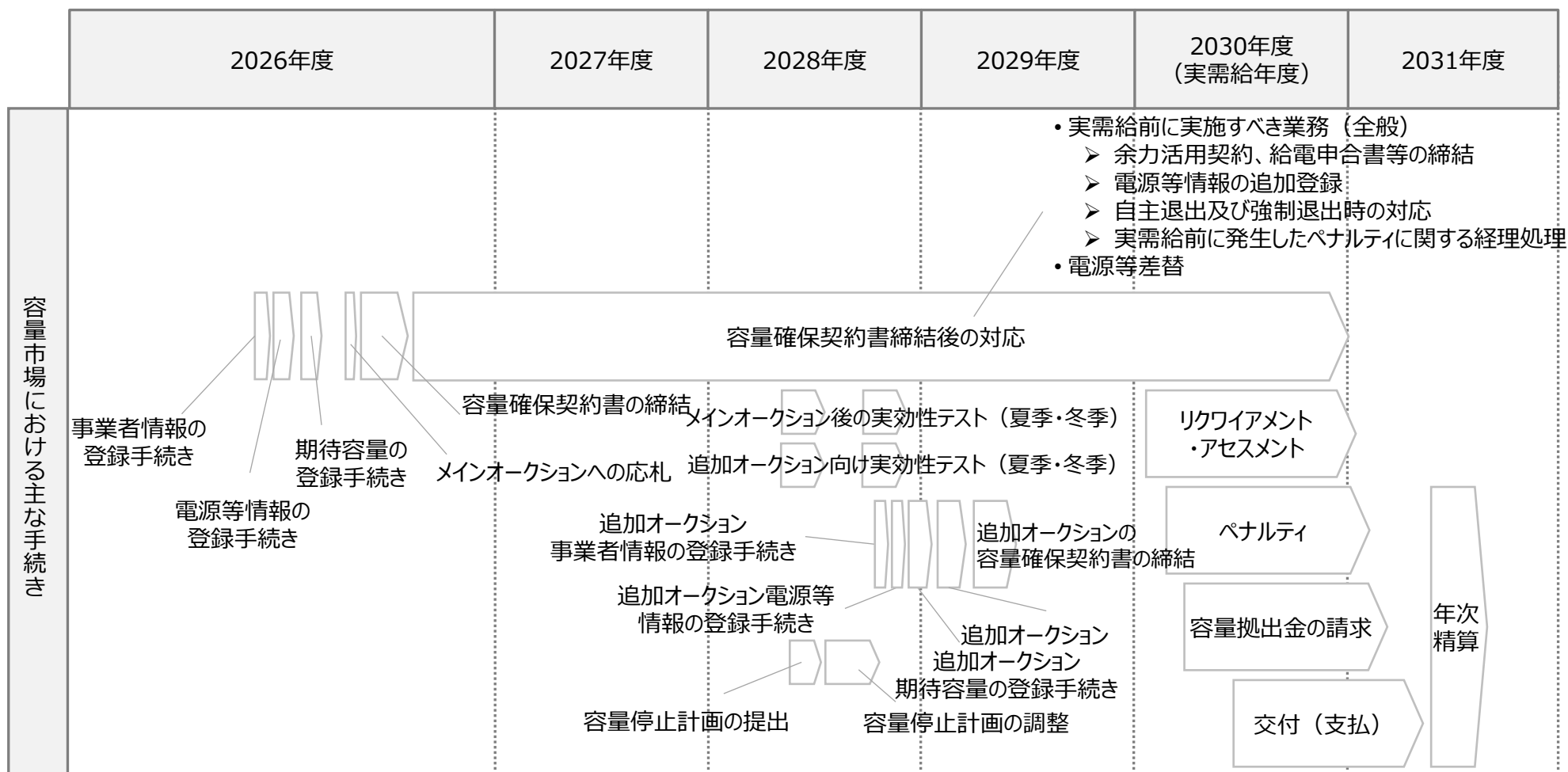
第2章 募集概要

- ・容量市場の全体スケジュール
- ・オークション参加対象となる事業者
- ・オークション参加対象となる電源等
- ・オークション参加対象とならない電源等
- ・オークション応札単位

容量市場の全体スケジュール（対象実需給年度：2030年度）

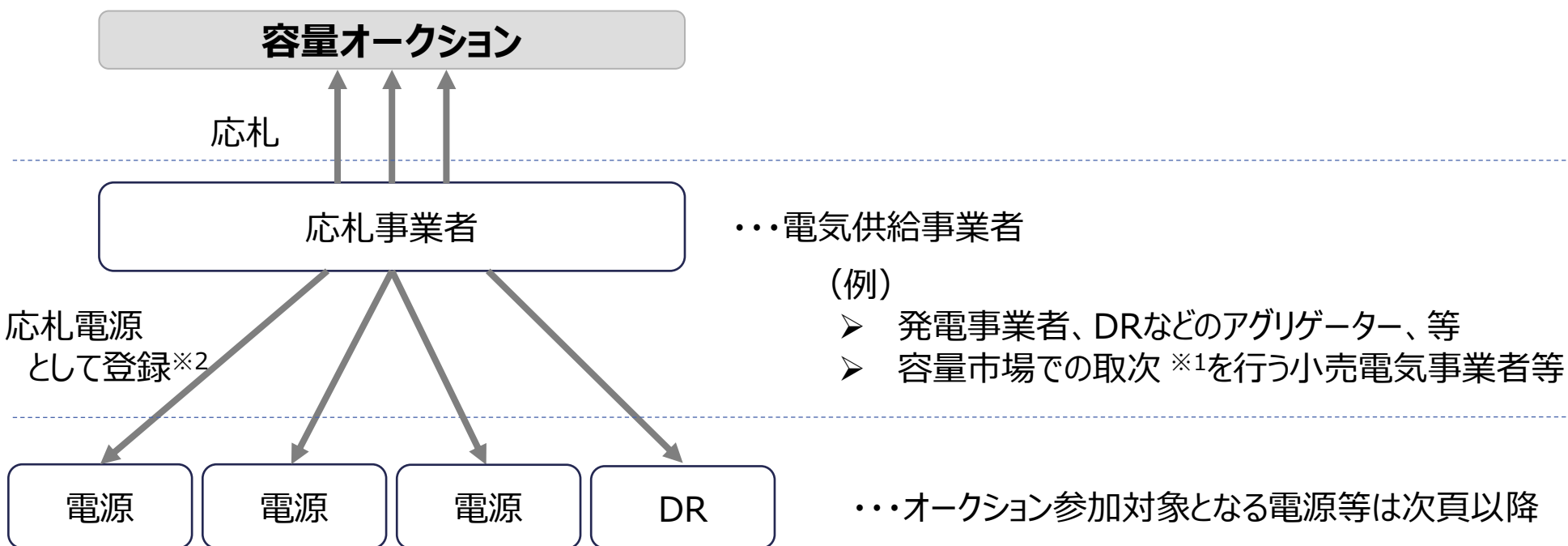
- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）の全体スケジュールは以下の予定です。
- 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者から容量拠出金を受領した後に、リクワイアメントを満たした容量提供事業者に対して、実需給年度中に容量確保契約金額の支払が開始されます。

【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



オークション参加対象となる事業者

- オークションの参加登録申請が可能な事業者は電気供給事業者（電気事業法第22条の3第1項）とします。



オークション参加対象となる電源等

- オークション参加対象となる電源等は、実需給年度に供給力を提供できる安定電源・変動電源・発動指令電源です。相対契約を締結している電源等も容量市場に参加することができます。
- オークションの募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島※¹を除きます。

オークション参加対象となる電源等の概要

安定電源	変動電源		発動指令電源
	変動電源（単独）	変動電源（アグリゲート）	
計量単位の期待容量※2が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの	計量単位の期待容量※2が1,000kW以上の供給力を提供するもののうち、自然変動電源に該当するもの	計量単位の期待容量※2が1,000kW未満の電源のうち、自然変動電源を組み合わせ※3することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの	計量単位の期待容量※2が1,000kW未満の電源・安定的供給力を提供できない自家発・DRなどを組み合わせ※3することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの
(例) ➤ 火力、原子力、 ➤ 大規模水力※4（調整池式、貯水池式、自流式、揚水式） ➤ 地熱・バイオマス・廃棄物 ➤ 蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム※5	(例) ➤ 水力※4（調整池式、貯水池式、自流式） ➤ 風力 ➤ 太陽光	(例) ➤ DR ➤ 自家発 ➤ 蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム※5 ➤ その他	

※¹：離島とは電気事業法施行規則第3条の2で定める本土と系統が接続していない島を指します。

※²：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。（詳細は第3章で後述）

※³：組合せは同一供給区域内の電源等の組合せに限ります。

※⁴：1,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源となります。そうでないものは変動電源（単独）となります。変動電源（単独）で応札する場合は、一般（自流式）の調整係数を使用して期待容量を算定ください。

※⁵：計量単位の期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム）は、安定電源としての参加が基本となります（メーカーの公称仕様や実需給年度に供給力として期待できる容量から判断してください）。

(参考)オークション参加対象となる電源等の詳細

オークション参加対象となる電源等

電源/DR	期待容量※1	電源種別	発電方式別	供給計画に供給力を計上すべき電源※2	供給計画に供給力を計上できない電源※2
電源	計量単位 1,000kW 以上	水力	一般（調整池式・貯水池式） ※3	安定電源／変動電源（単独）	発動指令電源
			一般（自流式） ※4		
			揚水※7	安定電源	
		火力	—		
		原子力	—		
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源（単独）	
			地熱・バイオマス・廃棄物	安定電源	
		その他	蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム※6		
	計量単位 1,000kW 未満	水力	一般（調整池式・貯水池式）	発動指令電源	
			一般（自流式）	発動指令電源／変動電源（アグリゲート） ※5	
			揚水	発動指令電源	
		火力	—		
		原子力	—		
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源（アグリゲート）	
			地熱・バイオマス・廃棄物	発動指令電源	
		その他	蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム※6		
DR	—	—	—	発動指令電源	

※1：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。（詳細は第3章で後述）

※2：供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上すべき電源等が安定電源又は変動電源に登録が可能です。また、供給計画に計上できない電源等は発動指令電源に登録が可能です。なお、発動指令電源として落札した事業者は、発動指令電源の供給電力の計上内訳について、供給計画の別紙に記載して提出することが求められます。

※3：1,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源となります。そうでないものは変動電源（単独）となります。変動電源（単独）で応札する場合は、一般（自流式）の調整係数を使用して期待容量を算定ください。

※4：ダム水位から供給力を算定している場合及び調整係数に調整能力を加算している場合は安定電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（単独）となります。

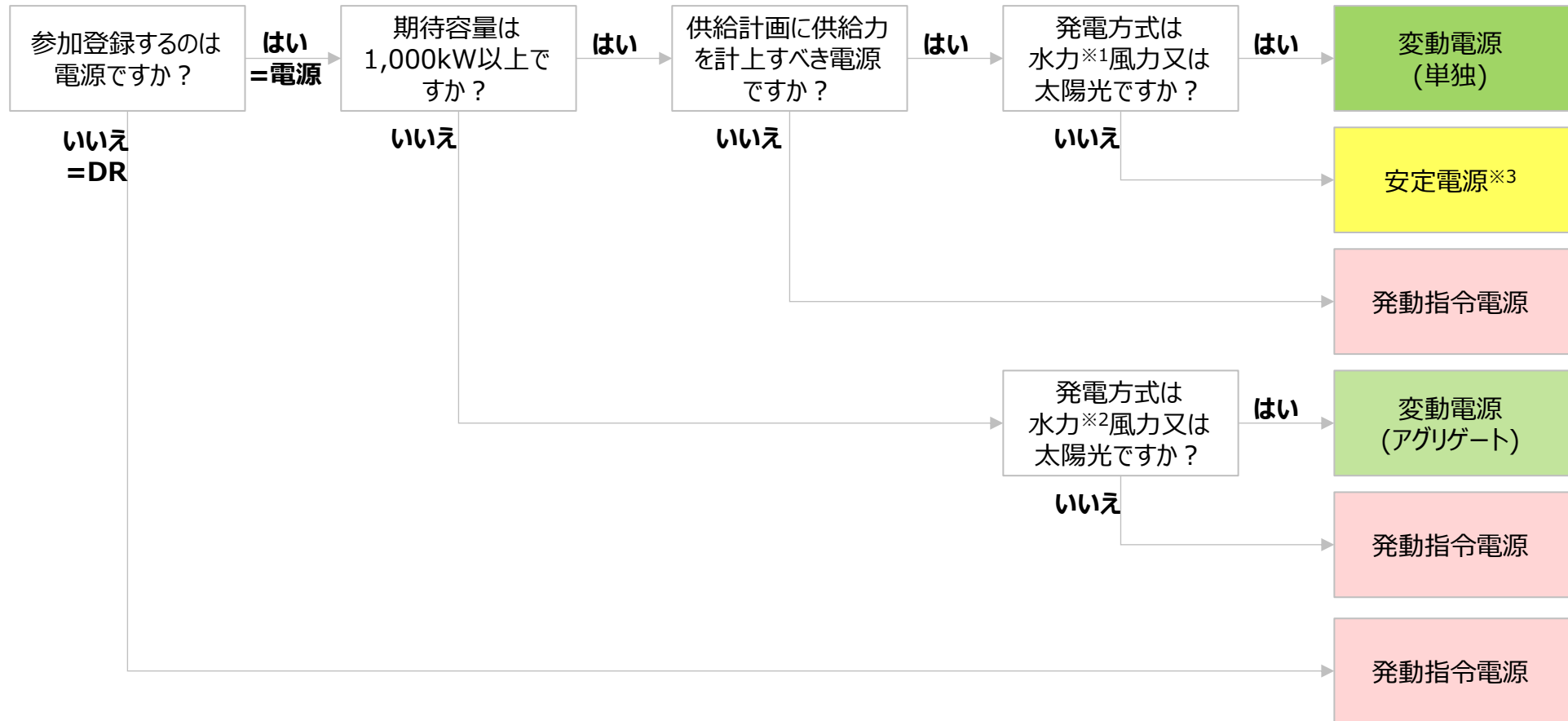
※5：供給計画においてダム水位から供給力を算定している場合及び調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（アグリゲート）となります。

※6：計量単位の期待容量が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有する蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム）は、安定電源としての参加が基本となります（メーカーの公称仕様や実需給年度に供給力として期待できる容量から判断してください）。

※7：揚水式は1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの限ります。

(参考) 電源等区分判定用 簡易チャート

オークション参加対象となる電源等の区分判定用 簡易チャート



※1：水力電源で調整池式又は貯水池式で安定的な供給力を提供できるもの、若しくは揚水式で発電可能時間3時間以上の場合は安定電源、それ以外は変動電源(単独)となります。

※2：ダム水位から供給力を算定している場合及び調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(アグリゲート)となります。

※3：計量単位の期待容量が1,000kW以上で、供給計画に計上される、又は見込みとなる蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの）は安定電源となります。

(参考) 長期脱炭素電源オークションへの参加について

- メインオークションで落札した電源は、長期脱炭素電源オークションに参加することはできません。
- ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - メインオークションの対象実需給年度の翌年度以降に長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が開始する場合
 - 既設の火力電源が新たに脱炭素化のための改修を行う場合※
- なお、長期脱炭素電源オークションは供給力提供開始年度の翌年度から制度適用期間が開始となるため、供給力提供開始年度についてはメインオークションへの参加が可能です。

⑧容量市場の落札電源の本制度への参加の可否

(ア) 基本的な整理

第八次中間取りまとめでは、入札対象と建設プロセスの関係について、運転開始前の案件（既設火力の改修の場合は、改修工事後の運転再開前の案件）を対象とすることとしている。

これは、本制度は新規の「電源投資」を促すことを目的としているところ、運転開始前においては各段階において投資の意思決定を行っていることに着目したものである。このような点を踏まえると、容量市場で既に落札している「新設・リプレイス案件」や「既設火力の改修案件」については、運転開始前であっても、既に投資の意思決定が行われているといえることから、本制度への参加を認めないこととした。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第十一次中間とりまとめ より
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/081_s01_00.pdf

※：既設の火力電源が、脱炭素化のための改修を前提とせずメインオークションにおいて落札した後に、脱炭素化のための改修を目的として長期脱炭素電源オークションで落札し、メインオークションの実需給年度と長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が重複する場合は、長期脱炭素電源オークションの対象容量（kW）部分はメインオークションから市場退出となります。その場合、市場退出時の経済的ペナルティは適用対象外となります。

■ 以下の電源等は参加できません。

➤ FIT電源

- ・実需給年度開始までにFIT買取期間が終了する電源は参加可能です。
- ・バイオマス混焼(石炭混焼以外)の場合は、非FIT相当分について参加可能です。
- ・バイオマス混焼(石炭混焼)の場合は、FIT制度による買取から容量市場へ移行するための所定の手続きを行う場合のみ参加可能です。※1

➤ FIP電源

- ・FIP制度による適用期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）に基づく洋上風力発電事業であって、落札価格（公募占用計画に記載された供給価格）がゼロプレミアム水準以下であるものが、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄している場合（初めて容量市場へ応札するオークションの参加登録（発電設備の運転開始後に初めて応札する場合は、発電設備の運転開始時）までに、容量市場の約定結果にかかわらず、FIP制度の全支援期間にわたりbalancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄していることを要する）は参加可能です。

➤ 電源入札で落札した電源※2

➤ 実需給年度中に供給力を提供できない電源

➤ 専ら自家消費にのみ供される電源※3

➤ 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源※4

➤ 専ら特定送配電事業者が利用する電源※4

➤ 実需給期間中において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約又は接続供給契約がない電源等※5

➤ 長期脱炭素電源オークションで落札し、メインオークションの実需給年度と長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が重複する電源（長期脱炭酸電源オークションの対象容量（kW）部分）

※1：FIT/FIP認定を取得している石炭混焼バイオマス電源の応札を予定している場合は、資源エネルギー庁において手続きが必要となることから、必ず応札の受付期間より前に、「発電設備の設置場所」を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署までご相談ください。

※2：本機関の業務規程第33条に基づく電源を指します。

※3：自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能です。

※4：運用及び契約の形態によって登録が可能な場合がありますので、本機関に個別でお問合わせください。

※5：ただし、実需給期間前に最終保障供給であっても、実需給期間中において一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約又は接続供給契約が締結されていれば登録可能です。

- 安定電源・変動電源（単独）の応札単位は計量単位※1、2とします。
- 変動電源（アグリゲート）は小規模変動電源リスト単位とします。
- 発動指令電源は電源等リスト単位とします。

オークション応札単位

安定電源	変動電源（単独）	変動電源（アグリゲート）	発動指令電源
計量単位※1、2	計量単位※1	小規模変動電源リスト単位	電源等リスト単位
期待容量※3 1,000kW以上	期待容量※3 1,000kW以上	リスト単位で期待容量※3 1,000kW以上	リスト単位で期待容量※3 1,000kW以上
			

リスト内に登録する電源等はメインオークションの
応札時には登録せず、別途定める期日
（2028年2月末を予定）までに登録を行う

※1：属地一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく計量器等が取り付けられた受電又は供給地点単位のことを指します。

※2：安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合）に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1 リソースとしても電源等リストに登録可能です。1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の1 リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。

※3：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。
（詳細は第3章で後述）

第3章 参加登録

- ・参加登録の概要
- ・容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- ・事業者情報の登録の申込み
- ・電源等情報の登録の申込み
 - ：安定電源
 - ：変動電源（単独）
 - ：変動電源（アグリゲート）
 - ：発動指令電源
- ・期待容量の登録の申込み：
 - 期待容量とは
 - ：期待容量の算定方法
 - ：登録方法
 - ：期待容量等算定諸元一覧

第3章 参加登録

参加登録の概要

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

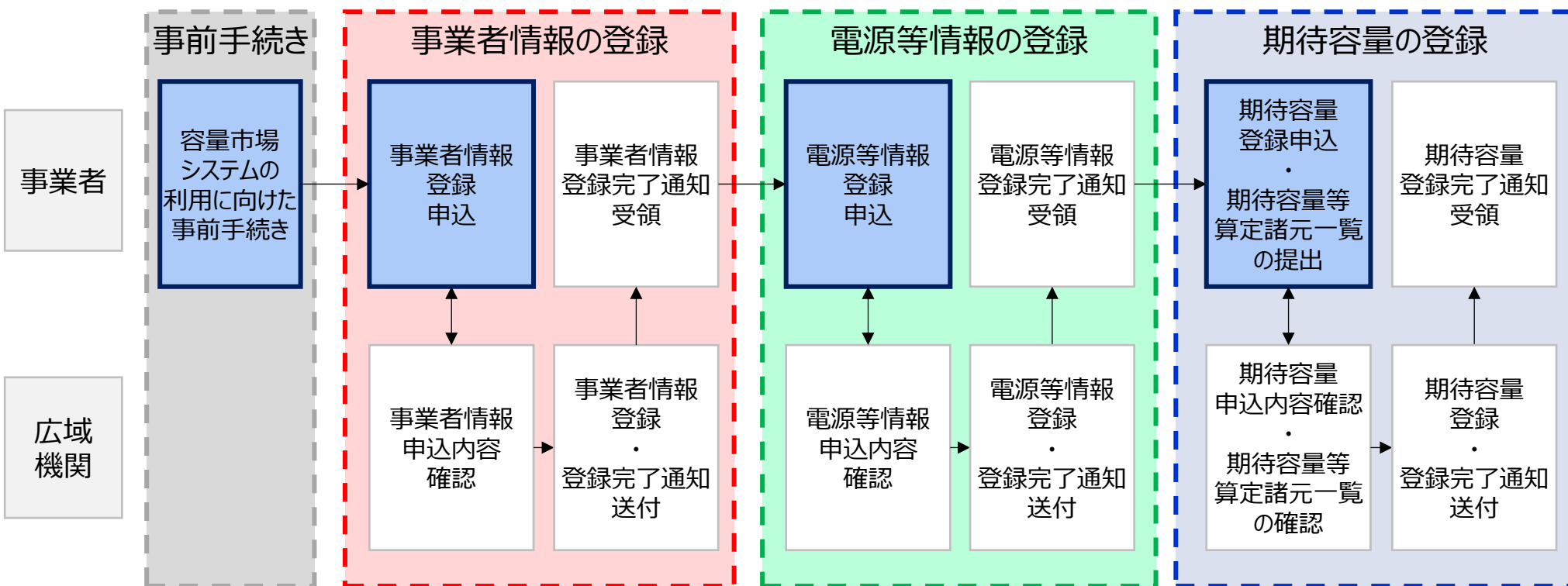
容量拠出金

取引・税務

その他

29

- 容量市場メインオークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要な手続きは以下です。
 - 容量市場システムの利用に向けた事前手続き（必要がある場合のみ実施）
 - 事業者情報の登録の申込み
 - 電源等情報の登録の申込み（容量を提供する電源等の区分ごとに登録方法が異なります。）
 - 期待容量の登録の申込み

【凡例】 本資料での説明対象

※応札する事業者が、電源等情報及び期待容量を登録する必要があります。

容量市場システムの利用に向けた事前手続き

- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
 - 事業者コード
 - クライアント証明書
 - 系統コード
- 既に取得済みの場合はそのままご利用いただけます。
- 未取得の場合、新たにDRとして参加する場合、新たにアグリゲート電源（変動（アグリ）、発動指令）として参加する場合等、取得手続きが必要です。
- 申込内容に不備等がない場合でも、各コード類の取得には15営業日程度を要します。申込が集中した場合、15営業日以上時間を要する可能性がありますので注意してください。
- 詳細については、当機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照願います。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて

https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html

クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。

- クライアント証明書については以下をご参照ください。

■ クライアント証明書の認証局

https://www.occto.or.jp/various/occtosystem/client_shoumeisho.html

事業者情報の登録の申込み

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行っていただきます。過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- 登録項目・提出書類は以下のとおりです。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知を送付し、容量市場システムへのログイン情報をお知らせします。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

事業者情報の登録項目及び提出書類

登録項目	提出書類
● 事業者コード※1 ● 参加登録申請者名※2 ● 所在地 ● 銀行口座※3 ● 担当者名 ● 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) ● 登録番号（適格請求書発行事業者） ● 収入金課税事業者への該当有無 ● クライアント証明書のシリアルNo※1 ● クライアント証明書のID及びその有効期限※1	● 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書 (メインオークション募集要綱 様式 1 参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録してください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。) ※容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。

電源等情報の登録の申込み

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行っていただきます。
 - 電源等情報の登録においては、実需給年度（2030年度）に想定される情報を記載してください。
- 1 計量単位内の電源の電源等情報を別々の参加登録申請者が登録することはできません。1 計量単位内の電源は全て同一の参加登録者が登録することとなります。ただし、1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録者が登録することも可能です。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知します。不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は電源等情報の登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。
- 2025年度のメインオークション（対象実需給年度：2029年度）に参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）の電源等情報として容量市場システムに登録します。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください※。
ただし、2025年度のメインオークション（対象実需給年度：2029年度）にて参加登録された電源等情報のうち、
 - ・取次で電源等情報を登録している電源
 - ・電源等の区分が変動電源（アグリゲート）に該当する電源については登録されませんので、新たに登録が必要となります。

※：電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認してください。

確認した結果として、期待容量の登録申込の際に提出する「期待容量等算定諸元一覧」若しくは「発動指令電源のビジネスプラン申請書」のチェック欄にチェックを入れて提出していただきます。

※：詳しくは、容量市場システムに掲載しているお知らせ「2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）向けの電源等情報の登録支援について」を参照ください。

電源等情報の登録の申込み

- **対象実需給年度：2029年度と2030年度で、登録された電源等情報の電源等識別番号が異なります。**各種申込の際に取り違えないようにご注意ください。
- 複数実需給年度の電源等情報に共通する変更がある場合は、**実需給年度ごとに電源等情報の変更申込が必要**となります。

【電源等情報の登録後】

事業者A

電源等情報（対象実需給年度：**2029年度**）

電源等の名称：電源A

・電源等識別番号：**1111111111**

・安定電源

・設備容量：25,000kW

・調整機能の有無：無

電源等情報（対象実需給年度：**2030年度**）

電源等の名称：電源A

・電源等識別番号：**7777777777**

・安定電源

・設備容量：25,000kW

・調整機能の有無：無

電源等情報の電源等識別番号は
対象実需給年度ごとに異なります。

同じ項目を変更する場合でも、対象
実需給年度ごとに変更申込を行って
ください。

- ・ 容量市場システムでは、同じ電源であっても、対象実需給年度が異なる電源等情報（電源等識別番号が異なる電源等情報）は、別の電源等情報として扱われます。
- ・ 対象実需給年度：2029年度向けの電源等情報を変更しても、2030年度向けの電源等情報には反映されません。同様に、2030年度向けの電源等情報を変更しても、2029年度向けの電源等情報には反映されません。そのため、2029年度向けの電源等情報と2030年度向けの電源等情報で同じ情報を変更する場合には、それぞれの電源等情報について変更申込が必要になります。

電源等情報の登録の申込み：安定電源（1/4）

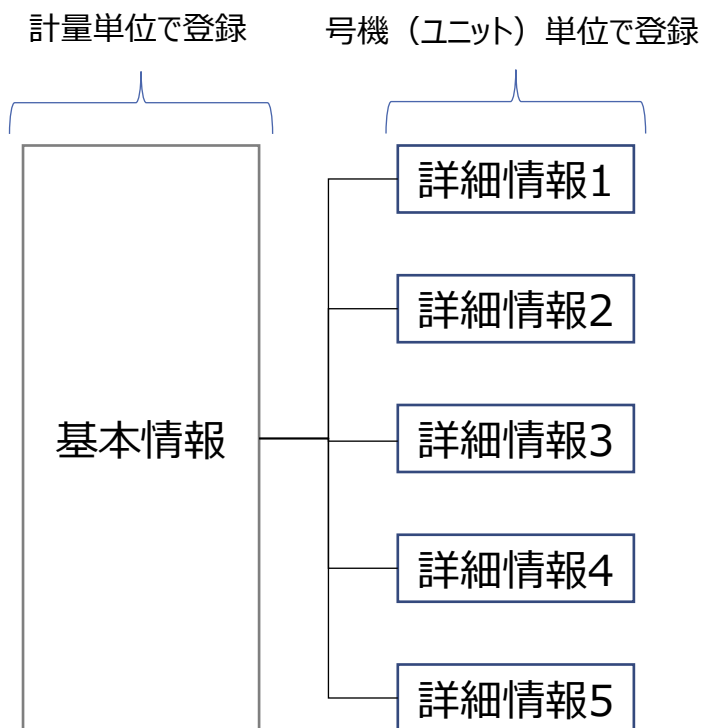
電源等情報の登録

安定電源

34

- 安定電源の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機（ユニット）を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機（ユニット）を電源等情報（詳細情報）として登録していただきます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
	基本情報	電源等の名称
	基本情報	受電地点特定番号
	基本情報	系統コード
	基本情報	エリア名
	基本情報	同時最大受電電力
	基本情報	専用線オンライン／その他
	基本情報	号機単位の名称
	基本情報	号機単位の所有者
	基本情報	系統コード
	基本情報	電源種別の区分
	基本情報	発電方式の区分
	基本情報	設備容量
	基本情報	運開年月
	基本情報	調整機能の有無※
	基本情報	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無
	基本情報	FIT認定ID
	基本情報	特定契約の終了年月（FIT電源のみ）
	基本情報	発電BGコード
	基本情報	需要BGコード・計画提出者コード
	基本情報	相対契約上の計画変更締切時間
	基本情報	電源の起動時間

電源等情報登録データ														制御 回線の有無	調整力供出可能量（送電端） [kW] （〇列調整機能「有」の電源が対 象）					仮に制御回線を設置すれば 供出可能となる調整力設備 量 （ポテンシャル） [kW] （調整機能「無」の電源又 は、調整機能「有」・制御回 線「無」の電源が対象）				備考
電源等識別番号	受電地点特定番号	実需給年度	事業者コード	参加登録申請者名	電源等の区分	電源等の名称	エリア名	枝番	号機単位の名称	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	調整機能の有無		一次※	二次①	二次②	三次①	三次②	二次①	二次②	三次①	三次②	
0000009905	030000000001	2028	7Y01	広域電力	安定電源	オト発電所	東京	1	1号機	火力	LNG GTCC	900,000	有		有									
0000009905	030000000002	2028	7Y01	広域電力	安定電源	オト発電所	東京	2	2号機	水力	一般貯水式	500,000	有	有										
0000009905	030000000003	2028	7Y01	広域電力	安定電源	オト発電所	東京	3	3号機	火力	LNG GTCC	600,000	無	無										
0000009905	030000000004	2028	7Y01	広域電力	安定電源	オト発電所	東京	4	4号機	火力	石炭	600,000	有	無										

電源等情報の登録の申込み：安定電源（2/4）

電源等情報の登録

安定電源

36

- 安定電源の電源等情報の登録に係る提出書類一覧は、次頁をご確認ください。
- 提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。
- ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（新設電源）でも、「電源等の名称」の証憑となる接続検討回答書または工事計画届出書を提出が必要です。加えて「同時最大受電電力」「電源種別の区分等」「運開年月」「設備容量」等の登録内容が確認できる書類も提出が必要です。
- なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

電源等情報の登録の申込み：安定電源（3/4）

電源等情報の登録

安定電源

37

- 安定電源の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】

[] : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須 書類	選択可能書類				任意 書類
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※2	発電用の自家用電気 工作物（余剰）の該 当有無確認用	
発電事業届出書		☐		☐		
電気工作物変更届出書		☐		☐		
自家用電気工作物使用開始届出書	既設電源	☐		☐	☐	
特定自家用電気工作物接続届出書		☐		☐	☐	
接続検討回答書		☐	☐			
工事計画届出書及び別添の工事工程表	新設電源※3	☐	☐		発電用の自家用電気 工作物（余剰） に該当する場合	
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	☐		☐			
容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類（取次の場合）	☐ ※4					
常時系統エリアを確認できる書類(複数エリアに系統接続している場合)	☐ ※4					
調整機能の詳細情報	☐					
余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類(契約書の写し等) (調整機能有の場合)	☐ ※4,5					
電力受給契約書(発電用の自家用電気工作物(余剰)に該当する場合)	☐					
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)(FIT電源の場合)	☐ ※4					
発電所の設計効率が42%以上であることを当該発電所を保有する事業者以外が示す書類(主燃料が石炭である発電所で、控除対象外の場合)						☐
託送供給承諾のお知らせ			☐			
系統連系承諾書			☐			
供給力提供開始の証明(新設電源のみ)	☐ ※4					

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※3：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※4：()内に記載の場合に限る。

※5：原則、実需給年度開始までに提出が必要となります。

※6：電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（新設電源）でも、「電源等の名称」の証憑となる接続検討回答書または工事計画届出書の提出に加えて、「同時最大受電電力」「電源種別の区分等」「運開年月」「設備容量」等の登録内容が確認できる書類も提出が必要です。

電源等情報の登録の申込み：安定電源（4/4）

電源等情報の登録

安定電源

38

※昨年度以前に設計効率を確認済で、内容の変更等が必要ない場合には、新たな対応は不要です。

- 主燃料が石炭である安定電源で、設計効率が42%以上であることを申請予定の事業者は、その意向をお問合せフォームまで連絡してください。<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/otoiawase.html>

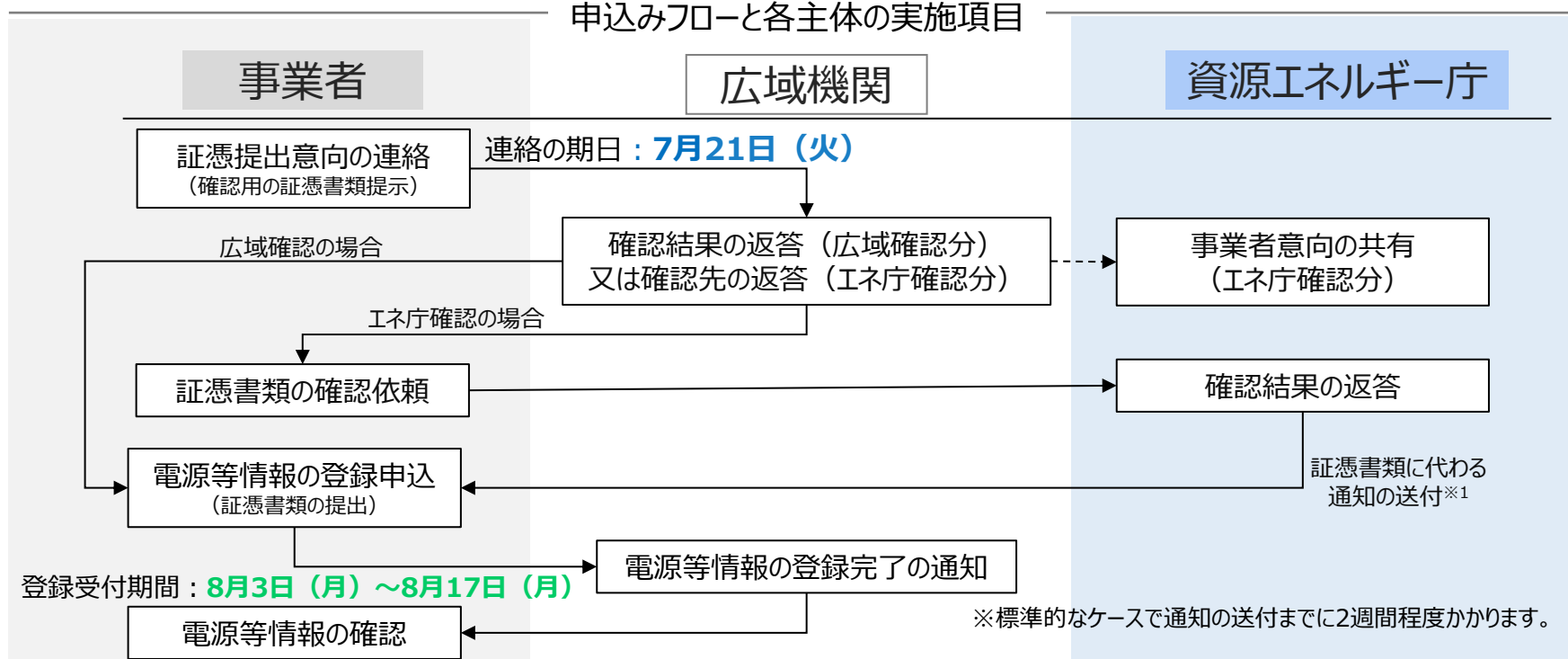
◆お問合せフォーム「メインオークション・追加オークションについてのお問合せ」

大項目：1.参加登録 小項目：1-4.証憑書類

◆連絡の期日：7月21日（火）

- 提出予定の証憑が、「容量市場における入札ガイドライン」に定める要件（第三者による担保、設計効率の記載、発電所の特定）を満たすか、本機関が判断できる案件の場合は、本機関にて確認します。証憑書類が要件を満たすか本機関が判断できない場合は、別途資源エネルギー庁とやり取りをしていただくため窓口を紹介します。
- 電源等情報の登録受付期間まで（※8月17日（月））に資源エネルギー庁からの通知を取得し電源等情報の登録申請をおこなっていただくため、申請予定の事業者は、7月21日（火）の期日を待たず、本機関に早めのご連絡をお願いします。

申込みフローと各主体の実施項目



(参考) 証憑書類のサンプル

- 前頁に記載した設計効率を示す証憑書類のサンプルです。
- 証憑書類が満たすべき要件例は以下の通りです。詳細は容量市場における入札ガイドライン※を参照してください。
 - ◆ 第三者による担保
 - ◆ 設計効率の記載
 - ◆ 発電所の特定

証憑サンプル

(証憑例①：報告書表紙)

発電所の特定

発電事業者名：▲▲株式会社

発電所名：××発電所

性能試験結果報告書

日付：●●年●月●日

第三者による担保

試験実施事業者：■ ■株式会社

(証憑例②：プラント効率表)

試験負荷		100%	75%	50%	30%
発電機端電力 (kW)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...
ボイラ効率 (%)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...
プラント損失率 (%)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...
発電端プラント効率 (%)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...

設計効率の記載
(負荷100%時のプラント
効率を審査します)

※「容量市場における入札ガイドライン（案）」の「7.カーボンニュートラルとの整合性（2）誘導措置の対象電源の確認方法」に記載されています。
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/002_s04_00.pdf

電源等情報の登録の申込み：変動電源（単独）（1/2）

電源等情報の登録

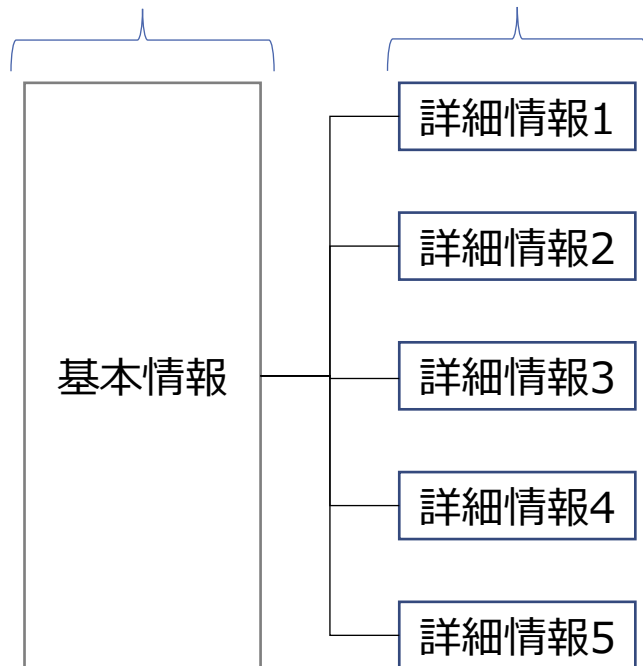
変動電源（単独）

- 変動電源（単独）の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機（ユニット）を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機（ユニット）を電源等情報（詳細情報）として登録していただきます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係

計量単位で登録

号機（ユニット）単位で登録



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		同時最大受電電力
	詳細情報	号機単位の名称
		号機単位の所有者
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運開年月
		FIT認定ID
		特定契約終了年月（FIT電源のみ）
		発電BGコード

電源等情報の登録の申込み：変動電源（単独）（2/2）

電源等情報の登録

変動電源（単独）

41

- 変動電源（単独）の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出いただきます。
ただし、電源等情報の登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2でも、「電源等の名称」の証憑となる接続検討回答書または工事計画届出書を提出が必要です。加えて「同時最大受電電力」「電源種別の区分等」「運開年月」「設備容量」等の登録内容が確認できる書類も提出が必要です。残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。※2

電源等情報の登録に係る提出書類一覧 【凡例】  : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類		
		電源等の名称確認用	同時最大受電電力確認用	電源種別の区分確認用※3
発電事業届出書				
電気工作物変更届出書	既設電源			
自家用電気工作物使用開始届出書				
特定自家用電気工作物接続届出書				
接続検討回答書				
工事計画届出書及び別添の工事工程表	新設電源※4			
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表				
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	 ※5			
容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類（取次の場合）	 ※5			
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（FIT電源の場合）	 ※5			
バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄していることがわかる書類（洋上風力ゼロプレミアム案件の場合）	 ※5			
託送供給承諾のお知らせ				
系統連系承諾書				
供給力提供開始の証明(新設電源のみ)	 ※5			

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

※3：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※4：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※5：()内に記載の場合に限る。

電源等情報の登録時点で運転開始していない電源について

電源等情報の登録

安定電源

変動電源（単独）

42

- 対象実需給年度2030年度からは、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源については、電源等情報の登録情報の運開年月に供給力提供開始※¹の予定月（以降、供給力提供開始予定という）を登録していただきます。
- また、契約電源が供給力提供を開始した月（以降、供給力提供開始実績※²）の翌月末までに、「供給力提供開始の証明」※³を提出していただきます。
- なお、実需給期間開始後、上記の期限までに供給力提供開始の証明の提出がない場合についても、経済的ペナルティ※⁴が発生するため、供給力提供開始の証明の提出漏れにはご注意ください。

6月15日に供給力提供開始した場合の例



- ※¹：契約電源が、供給力の提供を開始すること（契約電源によってアセスメント対象容量以上の供給力を安定的に提供できる状態となることを指し、試運転開始日、営業運転開始日、試運転期間中のある時点（一定の負荷試験終了後など）など、事業者によって判断してください。）
- ※²：契約電源が供給力提供開始した日が月の途中となる場合、翌月に供給力提供開始したものとして扱います。
- ※³：フォーマットは別途公表いたします。
- ※⁴：経済的ペナルティの詳細はP.84を参照してください。

電源等情報の登録の申込み：変動電源（アグリゲート）（1/2）

電源等情報の登録

変動電源（アグリゲート）

- 変動電源（アグリゲート）の登録項目は以下のとおりです。
 - 小規模変動電源リストの情報をリスト単位、アグリゲートされる各電源の情報を電源等情報（基本情報）及び電源等情報（詳細情報）として電源単位で登録していただきます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録項目一覧

小規模変動電源リストの情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		小規模変動電源リストの名称
		系統コード
		エリア名

アグリゲートされる各電源の内訳情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分	計量単位ごとに登録
		電源等の名称	
		受電地点特定番号	
		系統コード	
		エリア名	
		同時最大受電電力	
		所在地	
	詳細情報	号機単位の名称	号機（ユニット）単位で登録
		系統コード	
		電源種別の区分	
		発電方式の区分	
		設備容量	
		運開年月	
		FIT認定ID	
		特定契約終了年月	
		発電BGコード	

電源等情報の登録の申込み：変動電源（アグリゲート）（2/2）

電源等情報の登録

変動電源（アグリゲート）

- 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 提出書類につきましては、原則として電源等情報登録時に提出いただきますが、当該期間内に提出が間に合わない場合は2027年3月末日までに提出してください。
ただし、電源等情報登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。※2
- 電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模電源等リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有者の合意を得てください。（取次契約書の提出は不要）

電源等情報の登録に係る提出書類一覧 【凡例】 : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類			
		電源等の名称確認用	受電地点特定番号確認用	同時最大受電電力確認用	電源種別の区分等確認用※3
発電事業届出書		○			○
電気工作物変更届出書		○			○
自家用電気工作物使用開始届出書	既設電源	○			○
特定自家用電気工作物接続届出書		○			○
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内		○	○		○
低圧配電線への系統連系協議依頼表		○			○
接続検討回答書	新設電源※4	○		○	
工事計画届出書及び別添の工事工程表		○		○	
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表			○	○	
売電検針票「購入電力量のお知らせ」			○		
常時系統エリアを確認できる書類(複数エリアに系統接続している場合)	○※5			○	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) (FIT電源の場合)	○※5				
託送供給承諾のお知らせ				○	
系統連系承諾書				○	

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

※3：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※4：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※5：()内に記載の場合に限る。

電源等情報の登録の申込み：発動指令電源

電源等情報の登録

発動指令電源

- 発動指令電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。※1
- 発動指令電源のリソース種類確認書につきましては、別途公表する「容量市場業務マニュアル」で指定する期限までに提出をお願いします。属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果、もしくは、電源 I' の契約書の写し等につきましては、実効性テストの実施前までに提出をお願いします。
※発動指令電源についても他の電源等の区分と同様に、所定の期間中に電源等情報の登録が必要です。
- ご登録いただいた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録項目一覧

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等リストの名称
		系統コード
		エリア名
		発動指令時の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)
		オンライン指令

電源等情報の提出書類一覧

書類の名称 (全て写しで可)
①発動指令電源のリソース種類確認書※2 ②以下のいずれか1点を提出※3 ・属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果 ・電源 I' の契約書の写し等

※1:本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

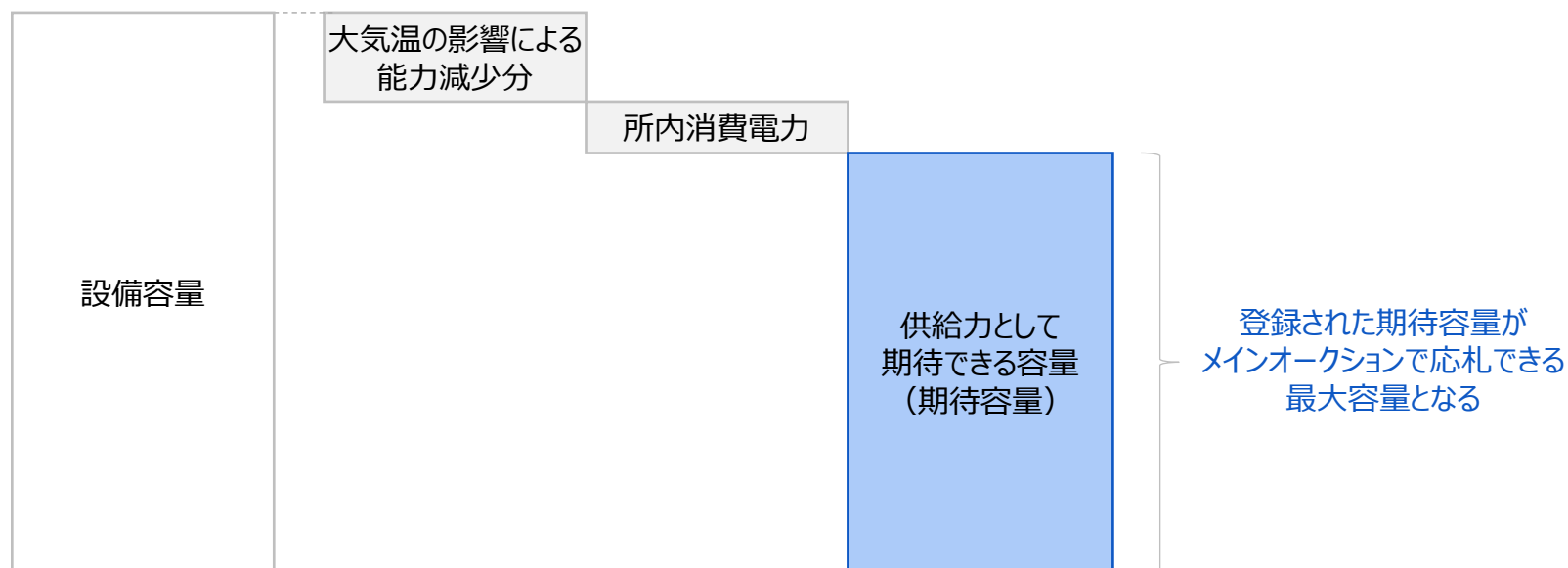
※2:本資料はメールにて提出していただきます。

※3:既に提出済の書類の内容に変更が無い場合は、再度提出する必要はありません。

期待容量の登録の申込み：期待容量とは

- 期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」を指します。
- 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、期待容量を登録することができます。
(電源等情報の登録が完了していない電源等について期待容量の登録はできません)
- 期待容量は毎年登録が必要ですので、ご注意ください。

期待容量の考え方（火力の場合）



期待容量の登録の申込み：期待容量の算定方法

- 期待容量は、kW単位※¹で登録します。なお、各電源の期待容量の具体的な算定方法は下表のとおりです。
 - 変動電源（アグリゲート）は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源ごとの期待容量の合算値が期待容量となります。
 - また、小規模変動電源は0.1kW単位で登録し、合算値は小数点以下を切り捨てます。
 - 1計量単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します。※²
 - バイオマス混焼（石炭混焼を除く）のFIT電源の期待容量は以下のとおり算定します。

$$\text{バイオマス混焼のFIT電源の期待容量} = \text{設備全体の期待容量} - \left(\text{設備全体の期待容量} \times \text{認定にかかるバイオマス比率} \right)$$

容量を提供する電源等の区分別の期待容量の算定方法

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源※ ³	（様式2）期待容量等算定諸元一覧 の記載要領に基づき算定※ ⁴
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	実績及び将来的な計画を踏まえて算定

※¹： 供計ガイドラインではMW単位ですのでご注意ください。

※²： FIT電源についてもFIT電源と同様の扱いとします。

※³： 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水（純揚水）※・蓄電池」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量（kWh）の相当分を除いた値を入力してください。

※純揚水以外に、自流による貯水容量ではブラックスタート機能に必要な電力量（kWh）を確保できない揚水発電所を含む。

※⁴： 詳細な発電方式等、容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2030年度）（案）に記載がない事項については、電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照ください。

期待容量の登録の申込み：登録方法

■ 期待容量の登録受付期間には、下表記載の書類を登録いただきます。※1、2

- 本機関は、期待容量及び提出書類を確認し不備がなければ、参加登録申請者に期待容量の登録が完了した旨を通知します。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備がある場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

電源別の登録書類

電源等の区分	登録書類
安定電源	・期待容量等算定諸元一覧※3
変動電源（単独）	
変動電源（アグリゲート）	
発動指令電源	・発動指令電源のビジネスプラン申請書※4

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：期待容量の登録に当たっては、電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認してください。確認した結果として、期待容量の登録申込の際に提出する「期待容量等算定諸元一覧」若しくは「発動指令電源のビジネスプラン申請書」のチェック欄にチェックを入れて提出していただきます。

※3：メインオークション募集要綱 様式2参照

※4：メインオークション募集要綱 様式3参照

期待容量の登録の申込み：期待容量等算定諸元一覧

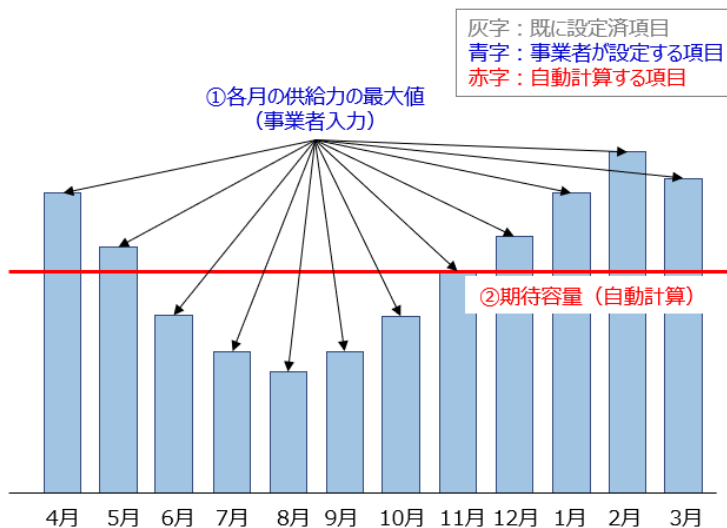
- 安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の期待容量提出時には、期待容量等算定諸元一覧を提出いただきます。
- 詳細は今後公表する、期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明（対象実需給年度：2030年度）をご参照ください。

（様式2）期待容量等算定諸元一覧についての補足説明

2. 期待容量の算定方法【安定電源（純揚水、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムを除く）】

12

- 「各月の供給力の最大値」を『期待容量等算定諸元一覧』に入力いただくことにより、期待容量が自動計算されます。
- 「各月の供給力の最大値」については、「設備容量」から「所内消費電力」、「大気温及びダム水位低下等の影響による能力減少分」を差し引いた値を入力して下さい。



期待容量等算定諸元一覧（イメージ）

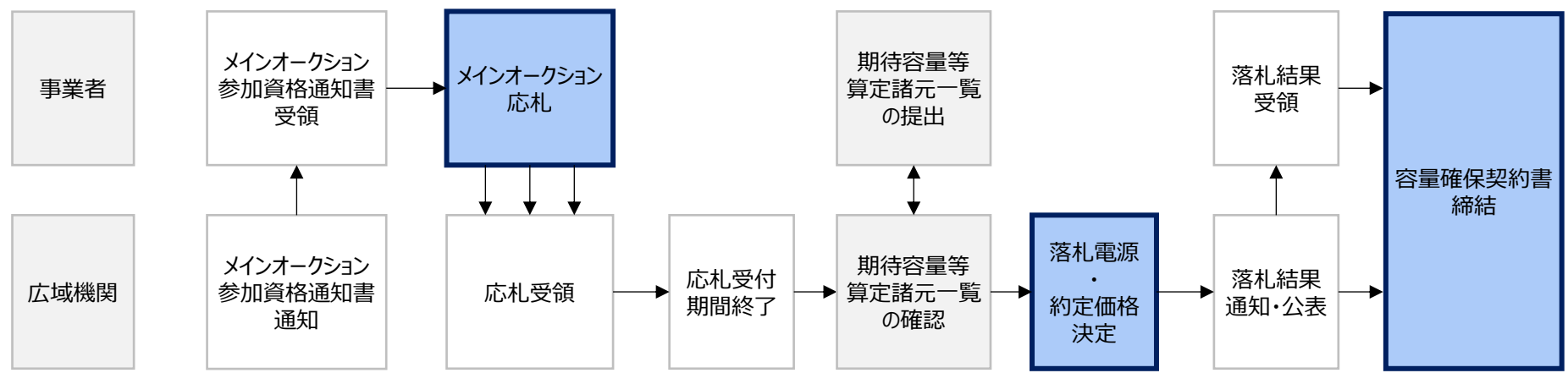
項目	事業者入力				
電源等の区分	安定電源				
発電方式の区分	LNG(GTCC)				
エリア名	東京				
設備容量	25万 kW				
各月の供給力の最大値 ①	4月	5月	...	2月	3月
	21万	19万	...	24万	23万
期待容量 ②	18万 kW				
提供する各月の供給力	4月	5月	...	2月	3月
応札容量					

第4章 メインオークション

- ・メインオークションの概要
- ・メインオークションの概要 : 期待容量等算定諸元一覧
- ・メインオークションへの応札
- ・需要曲線
- ・落札電源及び約定価格の決定方法
- ・落札電源及び約定価格の決定方法（市場が分断される場合）
- ・容量確保契約書の締結：契約内容

- メインオークション参加資格通知書を受領した事業者は、メインオークションへの応札が可能となります。
- 応札期間中は、応札情報の変更が可能です。応札受付期間終了後は変更できません。
- メインオークション応札後、安定電源・変動電源を応札した事業者は、期待容量等算定諸元一覧の提出が必要です。
- メインオークション応札締め切り後、本機関が落札電源及び約定価格を決定します。
- 落札結果は、応札した事業者への通知及び公表が行われます。
- 落札された電源等を提供する事業者は、本機関と容量確保契約書を締結していただきます。

【凡例】 本資料での説明対象



メインオークションの概要：期待容量等算定諸元一覧

- 安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の応札容量登録後に、期待容量等算定諸元一覧を提出いただきます。
- 詳細は今後公表する、期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明（対象実需給年度：2030年度）をご参照ください。

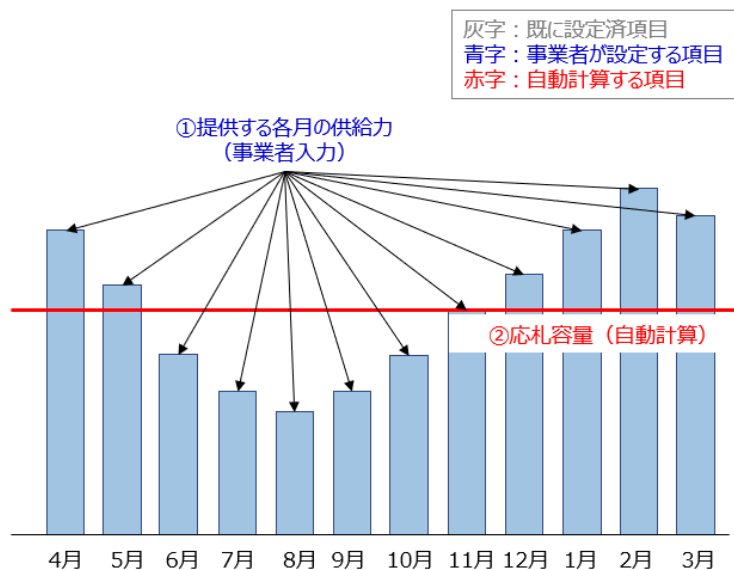
（様式2）期待容量等算定諸元一覧についての補足説明

3. 応札容量の算定方法【安定電源(純揚水、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムを除く)】

20

（期待容量＝応札容量の場合）

- 期待容量の算定時に入力した「各月の供給力の最大値」の範囲内で、「提供する各月の供給力」を設定することができます。
- 「提供する各月の供給力」を「各月の供給力の最大値」と等しい値で応札する場合、以下のようになります。



期待容量等算定諸元一覧（イメージ）

項目	事業者入力				
電源等の区分	安定電源				
発電方式の区分	LNG(GTCC)				
エリア名	東京				
設備容量	25万 kW				
各月の供給力の最大値	4月	5月	...	2月	3月
	21万	19万	...	24万	23万
期待容量	18万 kW				
提供する各月の供給力 ①	4月	5月	...	2月	3月
	21万	19万	...	24万	23万
応札容量 ②	18万 kW				

- メインオークションはシングルプライス方式により実施します。
- メインオークションへ応札する際は、応札容量（kW）及び応札価格（円/kW：税抜き）を登録してください。なお、本応札をもって、容量確保契約の申込みをしたものとみなします。
- メインオークションへ応札しなかった電源等（本オークションにおける期待容量の登録時点で供給力として確定していない等やむを得ないものは除く）は、2030年度を実需給年度とする追加オークションが実施される場合、当該オークションへは参加できません。
- 容量市場において市場支配力を有する事業者※¹につきましては、売り惜しみ・価格釣り上げに関して、電力・ガス取引監視等委員会による事前及び事後の監視が実施されます。
事前監視の結果を超える価格で応札した場合、必要な手続きを踏まえたうえで、応札を取り消します。

応札ルール	
項目	ルール
応札の登録単位	・1計量単位※ ² 、1リスト単位の応札
応札容量	・1kW刻みで応札 ・応札できる最大容量は登録された期待容量 ・応札できる最小容量は1,000kW
応札価格	・1円刻みで応札（応札価格は税抜き） ・応札できる最低価格は0円/kW
応札の変更・取消	・応札受付期間中は何度でも可能 ・受付期間終了後の変更・取消は不可

※¹：市場支配力を有する事業者の詳細の定義は、500万kW以上の発電規模を有する事業者としますが、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象となることがあります。

※²：ただし、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合）に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

(参考) 発動指令電源に係る調整係数について (1/2)

- 発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後※1、2に決定し、応札容量に調整係数を乗じた調整後の応札容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた調整後の応札容量が1,000 kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。※5
- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）においては、2026年7月末（予定）に調整係数（参考値）を公表します。※3

期待容量登録から約定処理までの流れイメージ※5



例)
期待容量：2,000kW
応札容量：2,000kW
調整係数：90%



調整係数（参考値）公表時のイメージ※3、5

XXXX年度向け 容量市場メインオークション用調整係数

<変動電源：太陽光>

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
年間	4.0%	11.0%	10.0%	12.0%	16.0%	13.0%	12.0%	15.0%	6.0%

...

<発動指令電源>（参考値）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
年間	75.0%	98.0%	95.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

※1：発動指令電源の調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します。

※2：発動指令電源は合理的な想定量が存在しておらず、また調整係数を事前に設定する場合、応札によって導入される容量を想定する必要がありますが、実際の応札容量がこの想定導入量を下回る場合に過度に低い調整係数が設定されることも想定されるため、事後に調整係数を設定します。

※3：公表後に実施される約定次第で、実際に適用される調整係数とは異なる可能性があります。

※4：本スライドで使用している例の数値に根拠はありません。

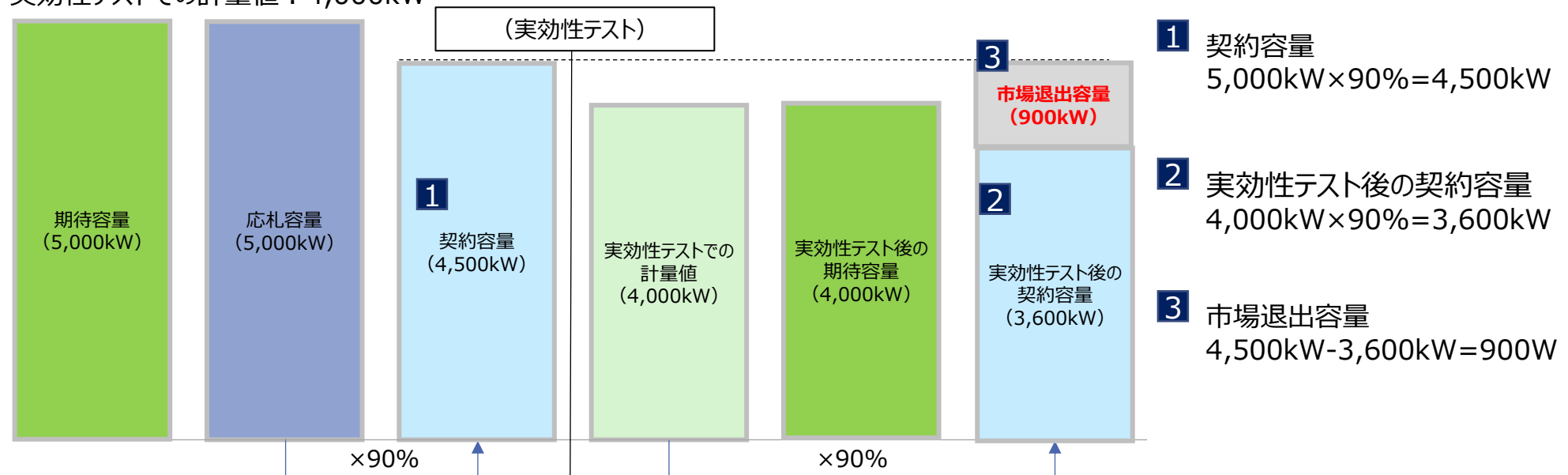
※5：応札受付期間後に決定した調整係数が、事前に公表した数値を下回る場合があります。

(参考) 発動指令電源に係る調整係数について (2/2)

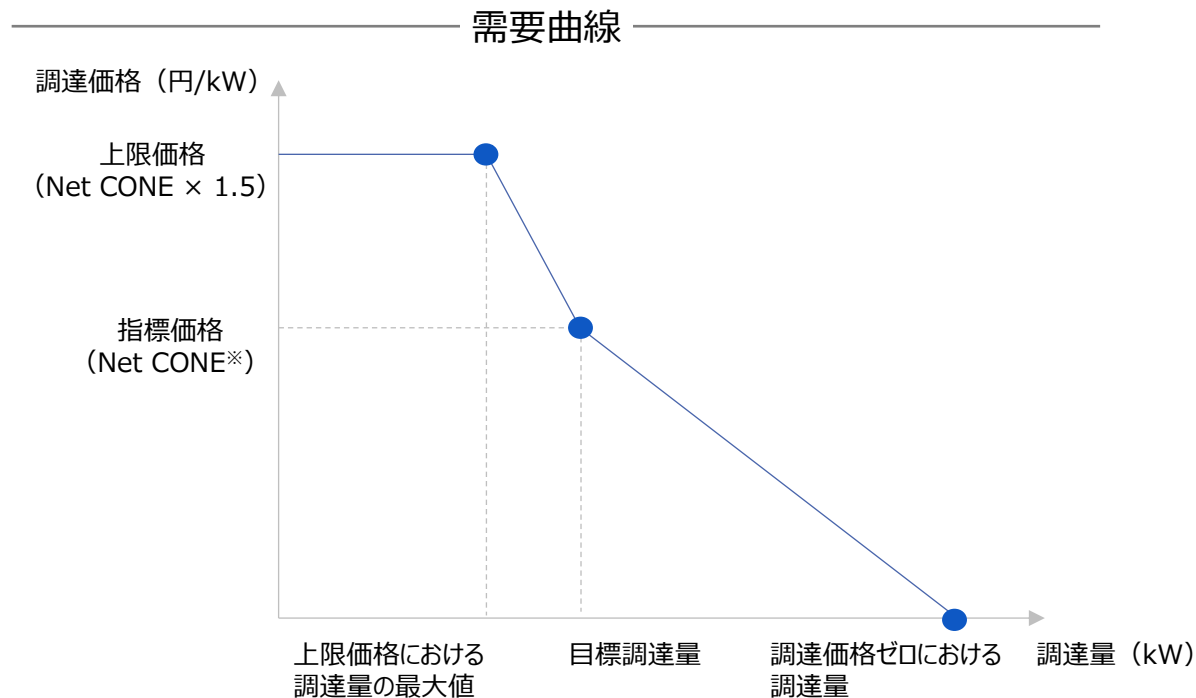
- 発動指令電源が受ける実効性テストにおいては、「実効性テストでの計量値」に調整係数を乗じた値でアセスメントを行い、「実効性テスト後の契約容量」を算定します。
- 「実効性テスト後の期待容量」は、実効性テストでの計量値を基に算定します。 ※1
- 「実効性テスト後の契約容量」が契約容量を下回る場合は、その差分が市場退出容量となります。

実効性テストにおける調整係数を用いた計算例※2

例)
 応札容量 : 5,000kW
 調整係数 : 90%
 契約容量 (メインオークションにて落札) : 4,500kW
 実効性テストでの計量値 : 4,000kW



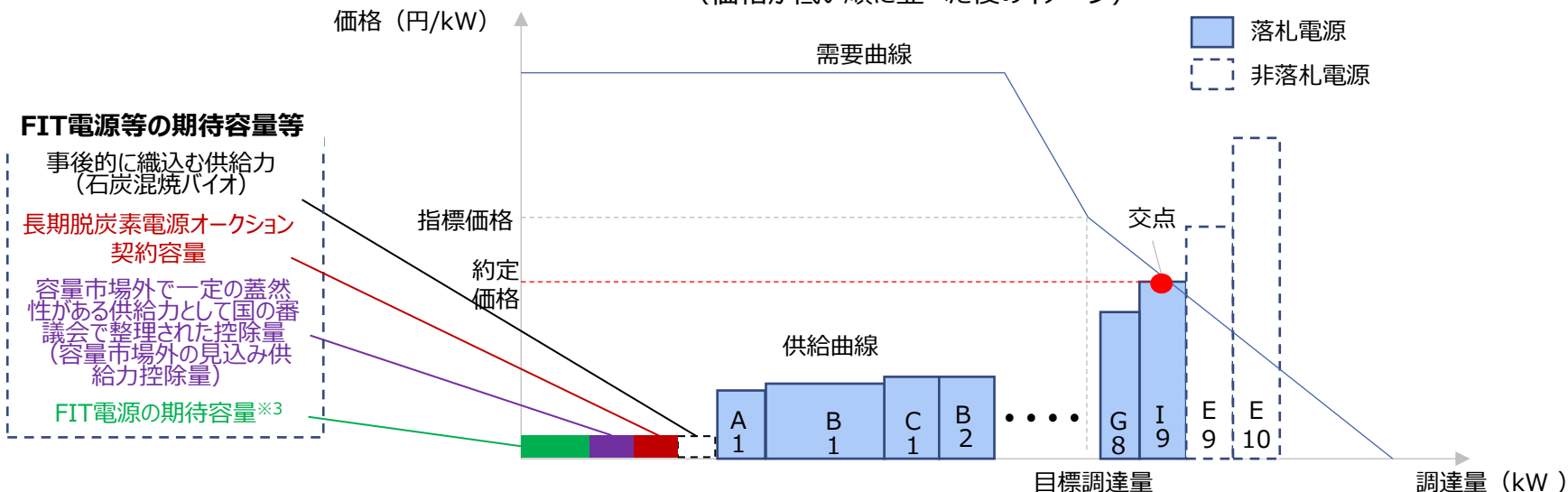
- 本機関が需要曲線原案を作成した後、国が関連する審議会等で原案を審議し、有識者や関係事業者等の意見を踏まえ本機関が需要曲線を決定します。
- 決定した需要曲線及び需要曲線作成要領は、2026年7～8月に公表する予定です。
- なお、2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）の調達量・約定処理において、①FIT電源の期待容量、②国の審議会で整理された容量市場外の供給力として見込まれる控除量（容量市場外の見込み供給力控除量）、③長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2030年度に制度適用となる供給力（長期脱炭素電源オークション契約容量）を、メインオークションの調達量から控除します。



※Net CONEとは新規電源の建設及び維持・運営のための総コストをコスト評価期間で均等化したコストから容量市場以外の収益を差し引いたもの。
(CONEはCost of New Entryの略称)

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。
 - 応札価格が低い順に、全ての電源等区分※の応札情報を並べ、供給曲線を作成します。
 - ※発動指令電源については、応札上限容量（需要曲線作成要領公表）を設定します。
 - 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点となる電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。※1,2
なお、応札容量が部分的に落札されることはありません。
- 落札電源のうち、最も高い応札価格が指標価格以下の場合、最も高い応札価格を約定価格とし（第1価格決定方式）、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

シングルプライス方式における落札電源及び約定価格の決定方法
(価格が低い順に並べた後のイメージ)



※1: 需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

また需要曲線と交差する電源等が複数存在する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

※2: 約定点において同一価格の応札が複数存在した場合は、約定点の容量以上となる応札の組合せのうち、約定点に最も近い量となるよう約定処理を行います。

※3: 洋上風力ゼロプレミアム案件が応札された場合には、FIT 電源等の期待容量等から控除します。

落札電源及び約定価格の決定方法（市場が分断される場合）

- 需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度※¹（「全国の供給信頼度」）に対して、他エリアの余力を連系線容量の限界まで考慮しても供給力を満たせないと供給信頼度計算により判断される場合、各エリア（ブロック※²）の供給信頼度を確保するために、市場が分断されることがあります。
- 市場が分断される場合の落札電源は、全国の供給信頼度に対して供給力が不足しているエリア（ブロック）では供給信頼度が満たされるまで、そのエリア（ブロック）の落札しなかった応札価格の低い電源から順に追加確保するという約定処理の補正を行います。また、全国の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア（ブロック）では、当該エリアにおける全国の供給信頼度を下回らない範囲で、応札価格が高い順に落札された電源等を減じます。
- 市場が分断される場合、エリアによって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア（ブロック）においては、落札電源のうち最も高い応札価格が当該エリアの約定価格（「エリアプライス」という。）となります。電源等を減じたエリア（ブロック）においては、残った落札電源のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。ただし、エリアプライスが指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

市場が分断される時の約定プロセス（Iエリアで供給信頼度基準に対して供給力が不足する場合）

全国の約定量（X）＝全エリアの約定量合計（ $\Sigma A_n + \Sigma B_n + \dots + \Sigma I_n$ ）

【凡例】

■ エリアごとの落札電源
□ 非落札電源

各エリア（ブロック）
の供給信頼度
を確認

同一ブロック

【凡例】

■ エリアごとの落札電源
□ 非落札電源

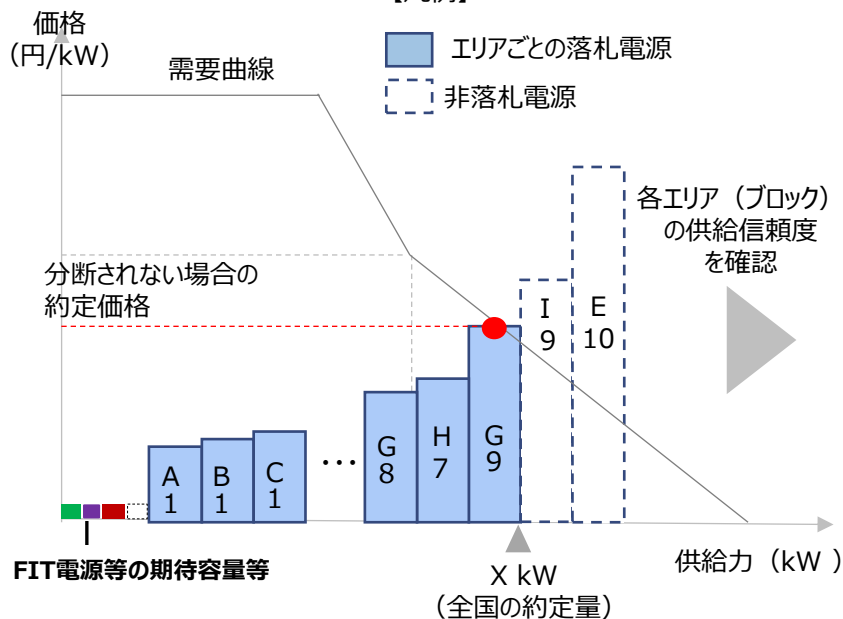
エリアプライス
(Iエリア)
 β 円/kW

エリアプライス
(Iエリア以外)
 α 円/kW

追加
確保

減少

減少

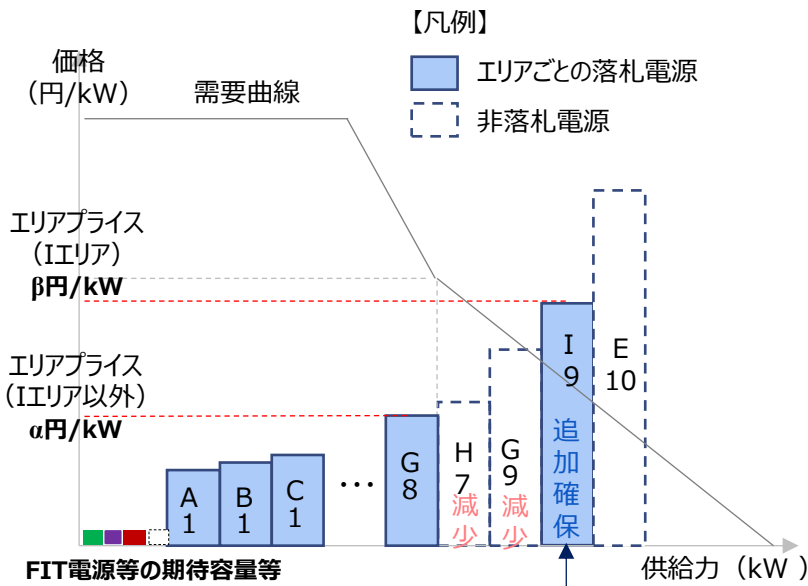


エリア	落札量 (kW)
A	ΣA_n
B	ΣB_n
C	ΣC_n
D	ΣD_n
E	ΣE_n
F	ΣF_n
G	ΣG_n
H	ΣH_n
I	ΣI_n
全国	X

nはそのエリアで約定した電源数

※1:各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性のこと。

※2:市場が分断していない複数エリアの総称



第4章 メインオークション 発動指令電源の扱いについて

- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）において、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の約定処理を行います。

- ① エリア需要の5%を超過していないエリアは全て落札電源とします。
- ② エリア需要の5%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。
- ③ 当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。なお、実効性達成率※¹は以下の式で算定します。
 - 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した事業者の実効性達成率（%）

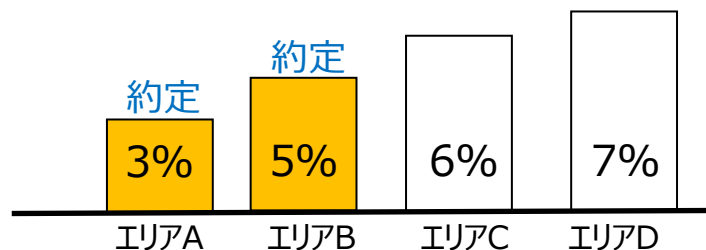
$$= \Sigma（当該事業者の対象実需給年度2027年向け実効性テスト後の期待容量）※^2 \div \Sigma（当該事業者の対象実需給年度2027年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量）※^3 \times 100$$
 - 対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札していない事業者の実効性達成率（%）

$$= \Sigma（全事業者の対象実需給年度2027年向け実効性テスト後の期待容量）※^2※^4 \div \Sigma（全事業者の対象実需給年度2027年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量）※^3※^4 \times 100$$
- ④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

<約定のイメージ> 応札上限容量が5%の場合

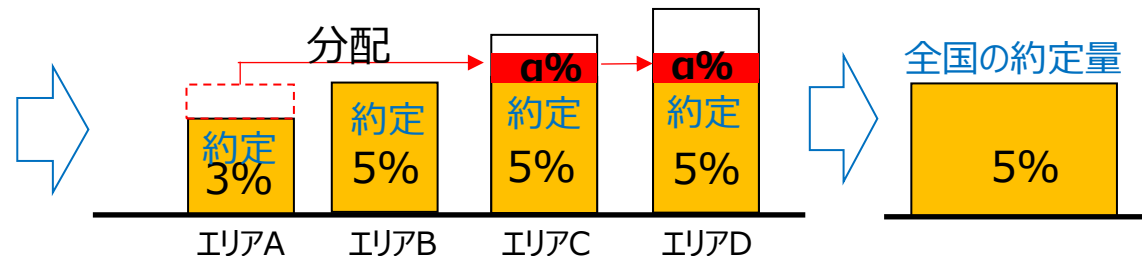
①の手順

各エリアの応札容量



②の手順

エリアC,Dの同一価格札の約定、未約定を
③、④の手順で決定



※1：エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率（%）を算定します。小数点第11位を四捨五入します。

また対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した電源のみで算定します。

※2：実効性テスト後の期待容量がメインオークション契約時点のアセスメント対象容量を超える場合は、メインオークション契約時点のアセスメント対象容量とします。

※3：アセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。

※4：対象実需給年度2027年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した全事業者

- 電源を落札した事業者は容量確保契約締結のための手続期間内※1に本機関と容量確保契約書を締結していただきます。※2、3
 - 電源を落札後、容量確保契約書を締結しない場合等には参入ペナルティが科される場合があります。
- 容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる予定の金額を容量確保契約金額と言い、以下の式を用いて算定します。
- 容量確保契約金額（円）＝ 契約単価（円/kW）× 契約容量（kW）

容量確保契約書イメージ

容量確保契約書	
下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実施年度2031年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。 なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。	
記	
容量提供事業者	事業者7107（フェーズ2）（7107）
容量確保契約容量	容量市場システムに記載のとおり
容量確保契約金額	容量市場システムに記載のとおり
実施年度	2031年度
契約期間	オークション募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり
以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。	
年 月 日	
甲：	
乙： 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 理事長 大山 力	

※1：本資料の「第2章 募集概要メインオークションの全体スケジュール（参加登録～契約締結）」を参照してください。

※2：容量確保契約の変更・解約に関しては「参考資料」をご覧ください。

※3：容量確保契約書は課税文書に該当しない旨を国税庁と確認済ですので、収入印紙の貼付は不要です。

(参考) 経過措置関連のシステム上の表示に関する留意点 (1/2)

- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）以降、容量確保契約金額の算出に関する経過措置※1は従来からの整理の通り適用されません。
- 一方で、容量市場システム、電源等情報登録通知書での経過措置関連の表示は、対象実需給年度：2029年度以前と同様となりますので、ご注意ください。

➤ **運開年月が2010年度末以前の電源**

容量市場システム

ログイン日時: 2020/04/06 14:00
ユーザ名: システム最高責任者_3000

ログアウト

電源等情報詳細画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分	固定電源
実需始年度	2030
事業者コード	7Y08
参加登録申請者名	事業者7Y08(フェーズ2)再変更
電源等識別番号	0000000757
同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置係数[X]	
余力活用契約締結	無

詳細情報一覧

役番	経費単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	詳細
1	1号機	21111	再生可能エネルギー	地熱	9,600	2009/01 経過措置対象	詳細

経過措置係数[%]:
「空白」で表示される

運開年月：
「運開年月」に『経過措置対象』が付記される

経過措置対象：「対象外」と表示されます

電源等情報登録通知書		発行日:	2020年09月23日
		通知書番号:	0000006757-001
電源等情報登録通知書			
事業者	7Y08(フェーズ2) 殿		
	電力広域的運営推進機関		
2020年09月23日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第32条の9に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。 記			
基本情報			
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
電源等の名称	Ph3_電源7Y08_安定1		
受電地点特定番号	3300000000000000000000		
系統コード	21111		
エリア名	東北	同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置対象	対象外		

※1:安定電源及び変動電源（単独）に対する、容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「1.電源等の経過年数に応じた控除」と「2.入札内容に応じた控除」があります。

(参考) 経過措置関連のシステム上の表示に関する留意点 (2/2)

- 2026年度メインオークション（対象実需給年度：2030年度）以降、容量確保契約金額の算出に関する経過措置※1は従来からの整理の通り適用されないこととなりましたが、運開年月が2011年度以降の電源も、容量市場システム、電源等情報登録通知書での経過措置関連の表示は、対象実需給年度：2029年度以前と同様となりますので、ご注意ください。

➤ 運開年月が2011年度以降の電源

容量市場システム

ログイン日時: 2021/04/05 14:00
ユーザ名: システム最高責任者 加藤

ログアウト

電源等情報詳細画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需始年度	2030
事業者コード	7Y08
参加登録申請者名	事業者7Y08(フェーズ2)再変更
電源等識別番号	0000000757
同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置係数[X]	
余力活用契約締結	無

詳細情報一覧

区分	登録単位の名称	系統コード	電源種類区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	詳細
1	1号機	31111		揚水(混合揚水)	3,200	2012/04	詳細

経過措置係数[%] : 「空白」で表示される

運開年月：
「運開年月」だけが表示される

経過措置対象：
「対象外」と表示される

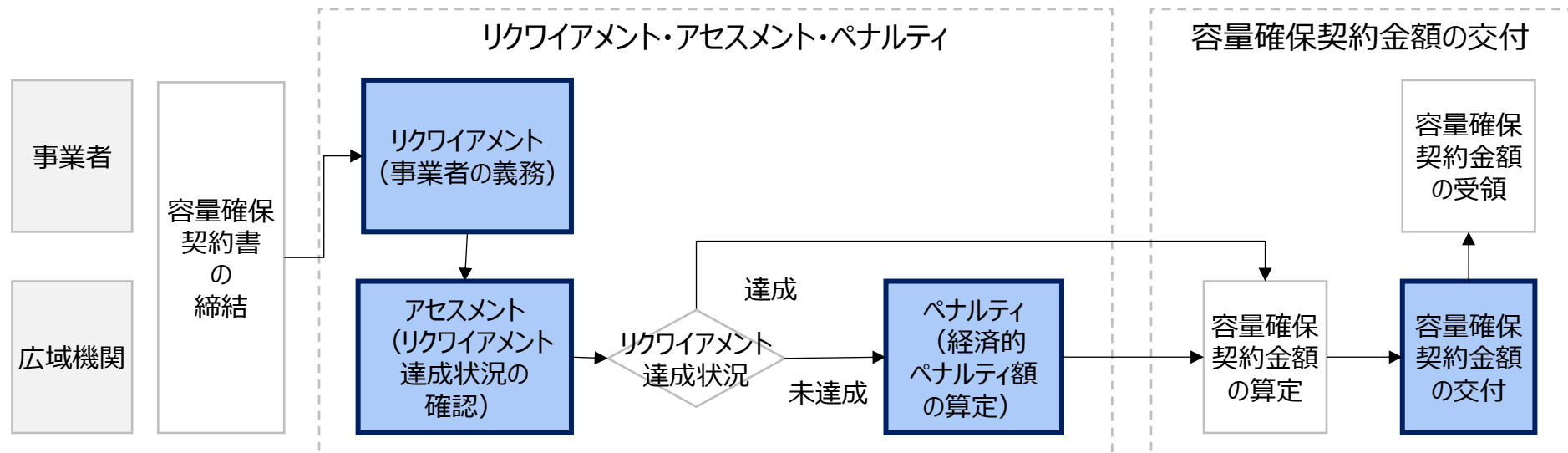
電源等情報登録通知書		発行日:	2020年09月23日
		通知書番号:	0000006757-001
事業者7Y08(フェーズ2) 殿		電力広域的運営推進機関	
2020年09月23日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第32条の9に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。 記			
基本情報			
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
電源等の名称	Ph3_電源7Y08_安定1		
受電地点特定番号	33000000000000000000000000000000		
系統コード	21111		
エリア名	東北	同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置対象	対象外		

第5章 契約の履行

- ・契約の履行の概要
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（個別）
- ・供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い
- ・電源等情報の登録時点で運転開始していない電源の扱い
- ・容量確保契約金額の支払（発電事業者等向け）

- 容量提供事業者は容量確保契約で定められた義務としてリクワイアメントを達成していただきます。
- 本機関は、リクワイアメントの達成状況をアセスメント（評価）し、達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を交付します。
- リクワイアメント未達成の場合、経済的ペナルティとして、本機関が容量提供事業者へ交付する容量確保契約金額の減額や請求を行います。

【凡例】 本資料での説明対象



リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像

- 容量を提供する電源区分ごとに定められるリクワイアメントを達成し、容量確保契約で定められた供給力を提供してください。
- 電源区分、実需給期間の開始前後や需給状況によって達成しなければならないリクワイアメントが異なります。
- リクワイアメントごとにアセスメント及びリクワイアメント未達成時のペナルティが存在します。

電源区分	リクワイアメント		実需給前	実需給中	
				平常時	低予備率 アセスメント 対象コマ※1
安定電源	① 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	② 余力活用に関する契約の締結	・調整機能「有」と登録した電源のみ、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること	✓		
	③ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと		✓	✓
	④ 市場応札	・発電余力を卸電力取引市場等に応札すること		✓	✓
	⑤ 供給指示への対応	・一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合、適切に対応すること			✓
	⑥ 稼働抑制 (非効率石炭火力のみ)	・実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないこと		✓	
変動電源 (単独)	⑦ 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	⑧ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと		✓	✓
変動電源 (アグリゲート)	⑨ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止及び出力低下しないこと		✓	✓
発動指令 電源	⑩ 実効性テスト	・実効性テストにおいてメインオークションにおける応札容量 ※2以上の供給力を提供すること	✓		
	⑪ 発動指令への対応	・一般送配電事業者からの発動指令があった場合、適切に対応すること			✓ ※3

※1 前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ

※2 発動指令電源の調整係数反映前の値

※3 発動指令時

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（① 計画停止調整）

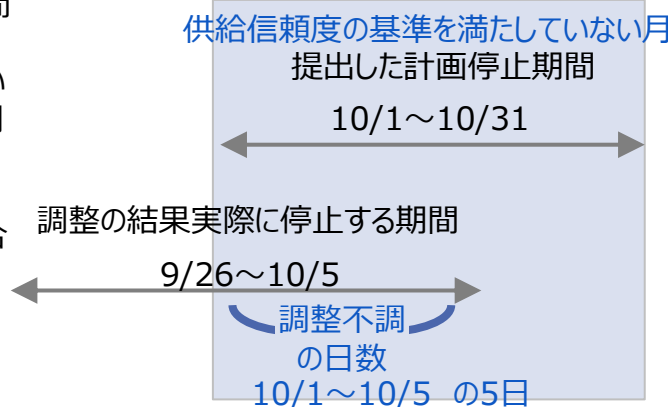
- リクワイアメント：本機関又は一般送配電事業者が実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整依頼に応じること。※1
 - アセスメント：本機関が調整依頼の結果をとりまとめ、追加設備量を利用する場合及び供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。※2
 - ペナルティ：電源の調整不調の結果として供給力の不足が生じた場合、調整不調となった日数に対して以下の減額率（計算方法については次頁参照）を適用し、経済的ペナルティを科します。※3
- 経済的ペナルティ = 契約単価 × 契約容量 × 減額率（A） × 調整不調日数（B）

容量停止計画の調整手順

1	容量停止計画の取りまとめ 本機関は実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
2	時期の調整依頼 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関又は一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
3	調整不調電源の決定 追加設備量を利用する場合及び供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：提出した計画停止期間の10月が供給信頼度の基準を満たしていない月であったため、作業期間の変更調整を行った結果、一部10月作業を回避できなかった場合



※1：対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。新設電源において運転開始が遅延する場合は、上記には含まれません。運転開始が遅延することが判明した場合は速やかに、運転開始が遅れる旨と併せて市場退出を表明いただき、契約容量の全量若しくは一部の市場退出による対応が必要となります。

※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、経済的ペナルティの対象外となる場合があります。

※3：実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量提供事業者の事由による容量停止計画の追加・変更を行った結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」に科す経済的ペナルティを1.5倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（① 計画停止調整）

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティは、本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。
- 経済的ペナルティ※¹ = 契約単価※² × 契約容量※³ × 減額率（A） × 調整不調日数（B）
- （A）減額率 = 追加設備量※⁴を利用する場合の減額率（A—①）
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率（A—②）
- （A—①）追加設備量を利用する場合の減額率 = $0.3\%/日 \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{追加設備量})$
 $\times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{停止対象容量})$
- （A—②）供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 = $0.6\%/日$
 $\times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} \div \text{停止対象容量})$
- （B）調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率（B—①） × 1ヶ月の日数
- （B—①）出力可能容量に関する補正率 = $(1 - \text{出力可能容量} \div \text{応札単位のアセスメント対象容量})$



※1：調整不調電源に科される経済的ペナルティには円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4：電源が一定の年間停止可能性を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（② 余力活用に関する契約の締結）⁶⁸

安定電源

- リクワイアメント：電源等情報の登録時に調整機能（需給調整市場における商品の要件を満たす機能）を「有」と登録した安定電源※¹について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること※^{2, 3}。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。
- アセスメント：一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結したことを証明する書類の写しを提出いただき、余力活用に関する契約の締結を確認できない場合、リクワイアメント未達成とし、経済的ペナルティの対象とします。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成の場合、市場退出したものとして扱い、経済的ペナルティが科されます。（本章「供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い」に記載の経済的ペナルティが別途科されることはありません。）
 - 経済的ペナルティ（円） = 容量確保契約金額（円） × 10%

※1：需給調整市場に参加予定の有無に関わらず、需給調整市場の商品の要件にあてはまれば調整機能「有」で登録してください。調整機能「有」に該当するにもかかわらず、調整機能「無」で登録された電源が需給調整市場に応札した場合、募集要綱に記載されております情報の不足・虚偽に該当し、市場退出となる可能性がありますのでご注意ください。

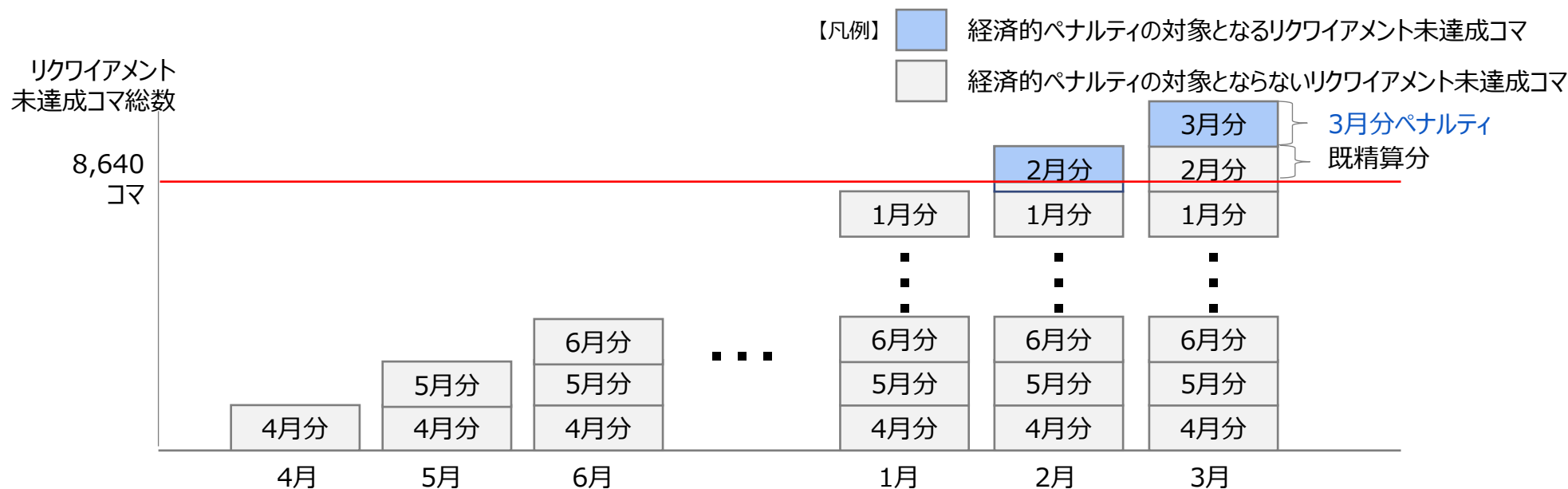
※2：実需給期間において当該契約を解約した場合も同様のペナルティが課せられます。

※3：実需給期間中に調整機能が「無」から「有」に変更となった場合、容量市場システムにて、速やかに当該電源等情報について調整機能「無」から「有」への変更申込を行ってください。また、属地一般送配電事業者として余力活用に関する契約を締結し、締結次第、容量市場システムにて当該電源等情報について、契約書の写しを添付の上、「余力活用契約：有」への変更申込を行ってください。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（③ 計画停止）

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること。
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源を停止又は出力低下させる計画を提出する場合※1については、控除コマ数※2を上限に認めることとします。
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※3とします。
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が控除コマ数※2を超過した場合、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ（円） = $\frac{\text{容量確保契約金額（円）}}{\text{控除コマ数※2}} \times \text{リクワイアメント未達成コマ数（コマ）} \times \text{ペナルティレート※2（\%/コマ）}$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ（控除コマ数=8,640の場合）



※1：新設電源において運転開始が遅延する場合は含まれません。

※2：控除コマ数、ペナルティレートについては、次頁を参照してください。

※3：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（③ 計画停止）

安定電源

変動電源（単独）

70

- 対象実需給年度2030年からは、供給力提供開始実績に応じて、計画停止のリクワイアメントにおける控除コマ数、ペナルティレートが変更となります。

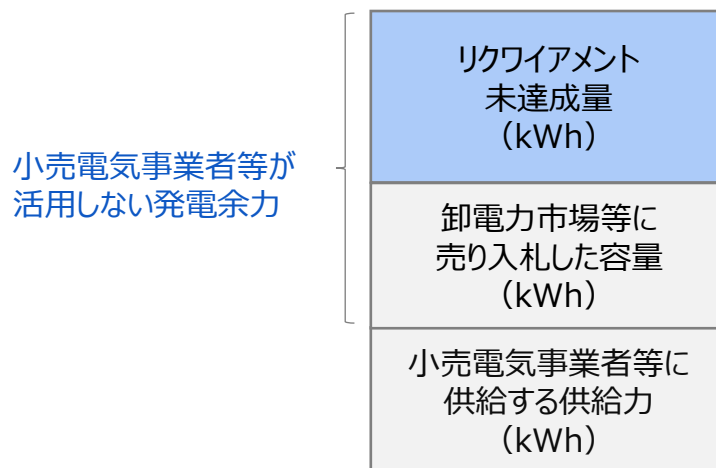
契約電源の供給力提供開始実績	控除コマ数（コマ）	ペナルティレート（%/コマ）
対象実需給年度の4月以前	8,640	0.0125
対象実需給年度の5月	7,929	0.0134
対象実需給年度の6月	7,196	0.0148
対象実需給年度の7月	6,485	0.0165
対象実需給年度の8月	5,752	0.0186
対象実需給年度の9月	5,018	0.0213
対象実需給年度の10月	4,308	0.0248
対象実需給年度の11月	3,574	0.0299
対象実需給年度の12月	2,864	0.0373
対象実需給年度の1月	2,130	0.0502
対象実需給年度の2月	1,396	0.0766
対象実需給年度の3月	733	0.1458

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（④ 市場応札）

- リクワイアメント：実需給年度において、容量停止計画※¹が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力※²を卸電力取引所等※³に売り入札すること。 ※⁴
- アセスメント：小売電気事業者等が活用しない発電余力から卸電力取引所等に入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティが科されます。

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)}} \quad ※5$$

リクワイアメント未達成量の考え方



※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：容量停止計画が提出されていない時間帯は、「アセスメント対象容量 — 発電計画値」、容量停止計画が提出されている時間帯は、「MIN（発電上限、アセスメント対象容量） — 発電計画値」を小売電気事業者等が活用しない発電余力とします。

※3：卸電力取引所及び需給調整市場のことを指します。

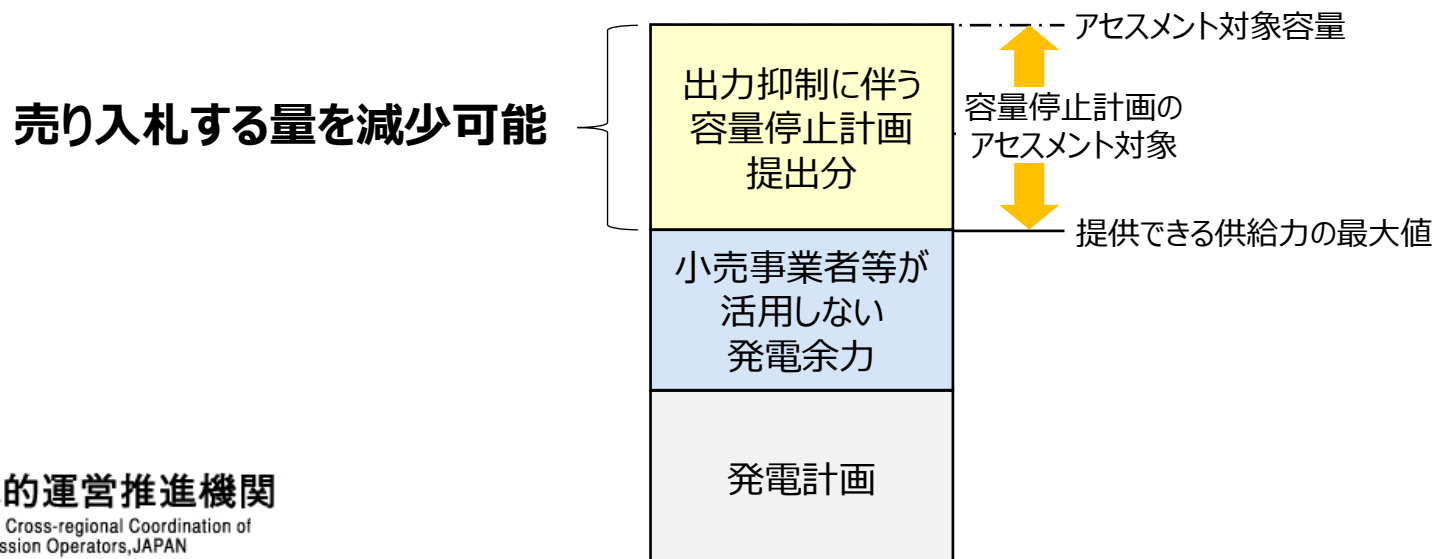
※4：揚水及び蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムの場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること。

※5：容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2030年度）（案）において90時間としています。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（④ 市場応札）

- 以下のいずれかに該当する場合、発電余力の卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。
 - ①小売電気事業者等と相対契約を締結し、GC時点・計画変更締切時点まで相対契約先にて余力が活用可能である場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
 - ②事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
 - ③非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）
 - ④前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
 - ⑤提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
 - ⑥その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

⑤提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合のイメージ



リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑤ 供給指示への対応）

安定電源

- リクワイアメント：実需給年度の容量停止計画※1を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。
- アセスメント：一般送配電事業者からの指示に応じて電力を提供していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成とし、アセスメント対象容量と発電量調整受電電力量との差分※3をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます。

$$\text{経済的ペナルティ（円）} = \frac{\text{容量確保契約金額（円）} \times \text{リクワイアメント未達成量（kWh）}}{\text{容量確保契約容量（kW）} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間（h）} \times 4}$$

※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合や、一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、直接的に出力を制御できる電源の場合は、この限りではありません。

※3：出力抑制に伴う停止計画が提出されている時間帯は、「MIN（発電上限、アセスメント対象容量）－ 発電量調整受電電力量」をリクワイアメント未達成量とします。

※4：容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2030年度）（案）において90時間としています。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑥稼働抑制）

- リクワイアメント : 非効率石炭火力電源※1について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること。
- アセスメント : 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。
 - 年間設備利用率※2 =
$$\frac{\text{計量値 (送電端) (kWh)} \times 3,4,5 - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端) (kWh)} \times 3,4,5,6}{(\text{契約容量 (kW)} \times 7 \times 8,760 \text{時間} \times 8) \times 9}$$
- ペナルティ : 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します。
 - 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20% ※10

※1：非効率石炭火力電源：主燃料が石炭である安定電源で、設計効率が42%以上であることが登録されていない電源

※2：%表記で小数点以下を切り上げ

※3：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

※4：計量値（送電端）が契約容量を超えているコマについては、当該コマの計量値（送電端）を契約容量として補正します。

※5：部分差替（契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）を算定します。

※6：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマの発電量が対象

※7：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。

※8：対象実需給年度が閏年により366日となる場合は、8,784時間とします。

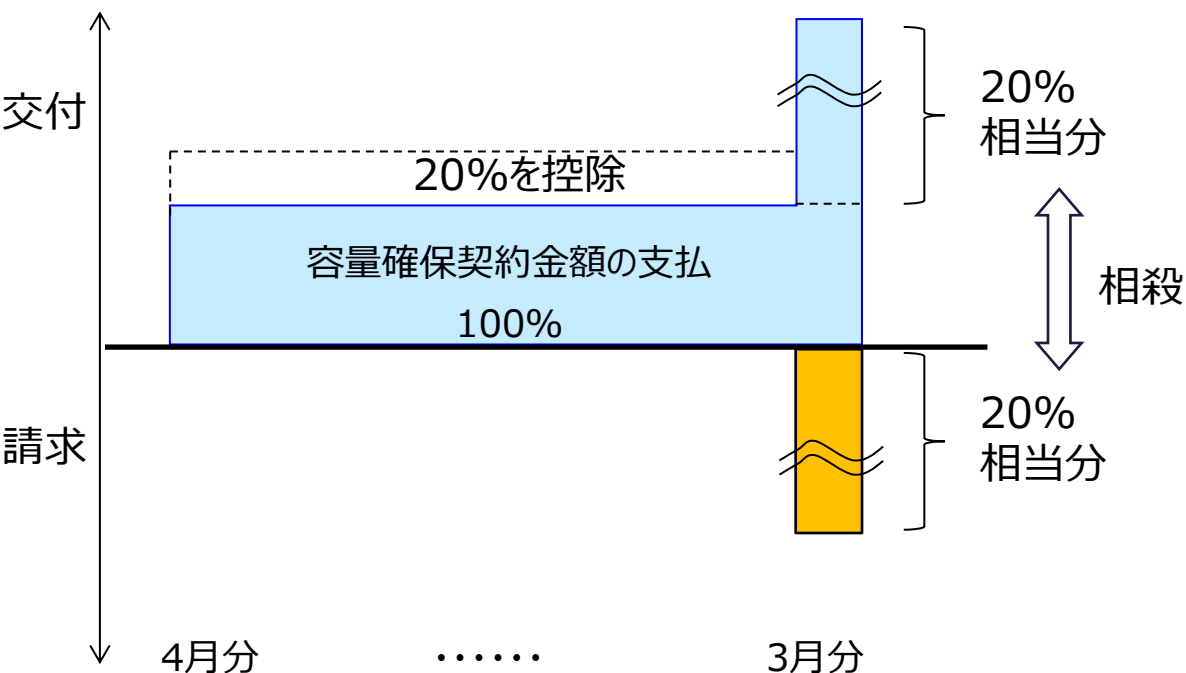
※9：電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従うものとします

※10：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合又は月数、あるいはその両方に基づいて補正します。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑥稼働抑制）

- 稼働抑制対象電源の容量確保契約金額（各月）は、容量確保契約金額から20%を控除し、それを12で除した金額とします※。
- ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は、それまでの（各月）の支払いで控除してきた分を含め、総額として控除した20%分を上乗せした金額が支払われます。
- 仮に稼働抑制のペナルティ対象となった場合は、最終月の容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約金額×20%を差し引きます。

<稼働抑制対象電源の容量確保契約金額支払イメージ>



例) 容量確保契約金額が1,200万円の場合

■ ペナルティ対象外の電源

各月 : 80万円
最終月 : 320万円

■ ペナルティ対象の電源

各月 : 80万円
最終月 : 80万円

(参考) 計算方法

- ・容量確保契約金額（各月）
 $1,200万円 \times (1 - 0.2) \div 12 = 80万円$
- ・最終月の容量確保契約金額（各月）
 $80万円 + 1,200万円 \times 0.2 = 320万円$
- ・ペナルティ対象となった場合のペナルティ額
 $1,200万円 \times 0.2 = 240万円$

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ (⑦ 計画停止調整)

変動電源 (単独)

76

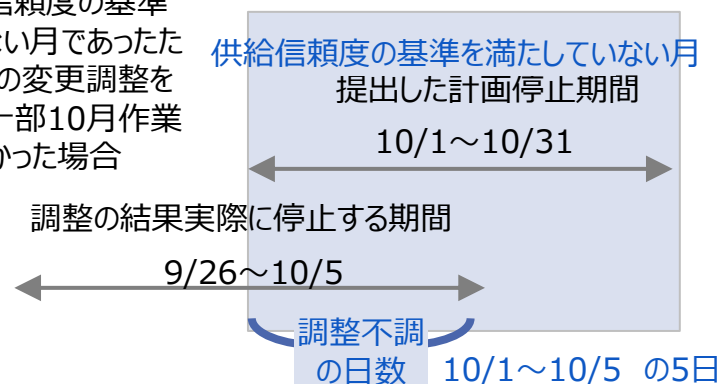
- リクワイアメント：本機関又は一般送配電事業者が実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整依頼に応じること。※1
 - アセスメント：本機関が調整依頼の結果をとりまとめ、追加設備量を利用する場合及び供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。※2
 - ペナルティ：電源の調整不調の結果として供給力の不足が生じた場合、調整不調となった日数に対して以下の減額率（計算方法については次頁参照）を適用し、経済的ペナルティを科します。※3
- 経済的ペナルティ = 契約単価 × 契約容量 × 減額率（A） × 調整不調日数（B）

容量停止計画の調整手順

1	容量停止計画の取りまとめ 本機関は実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
2	時期の調整依頼 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関又は一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
3	調整不調電源の決定 追加設備量を利用する場合及び供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：提出した計画停止期間の10月が供給信頼度の基準を満たしていない月であったため、作業期間の変更調整を行った結果、一部10月作業を回避できなかった場合



※1：対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。新設電源において運転開始が遅延する場合は、上記には含まれません。運転開始が遅延することが判明した場合は速やかに、運転開始が遅れる旨と併せて市場退出を表明いただき、契約容量の全量若しくは一部の市場退出による対応が必要となります。

※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合があります。

※3：実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量提供事業者の事由による容量停止計画の追加・変更を行った結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」に科す経済的ペナルティを1.5倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ (⑦ 計画停止調整)

変動電源 (単独)

77

- 調整不調電源に科される経済的ペナルティは、本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。
- 経済的ペナルティ※¹ = 契約単価※² × 契約容量※³ × 減額率 (A) × 調整不調日数 (B)
- (A) 減額率 = 追加設備量※⁴を利用する場合の減額率 (A—①)
+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A—②)
- (A—①)追加設備量を利用する場合の減額率 = $0.3\%/日 \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{追加設備量})$
 $\times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{停止対象容量})$
- (A—②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 = $0.6\%/日$
 $\times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} \div \text{停止対象容量})$
- (B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B—①) × 1ヶ月の日数
- (B—①)出力可能容量に関する補正率 = $(1 - \text{出力可能容量} \div \text{応札単位のアセスメント対象容量})$



※1：調整不調電源に科される経済的ペナルティは円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

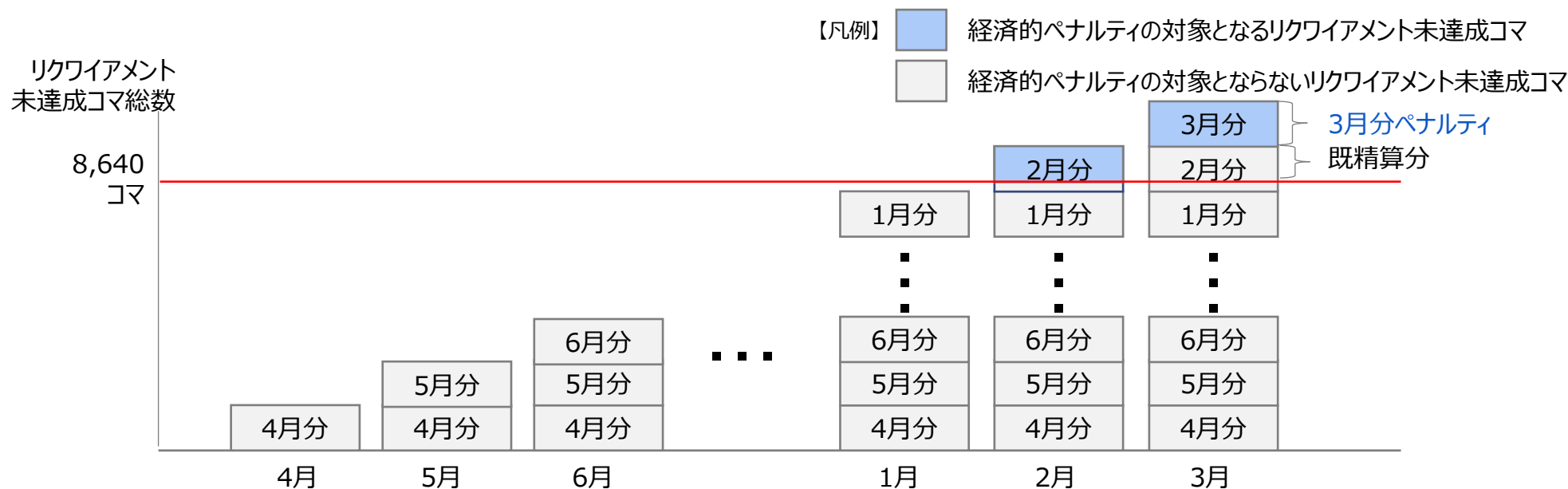
※3：実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑧ 計画停止）

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること。
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源を停止又は出力低下させる計画を提出する場合※¹については、控除コマ数※²を上限に認めることとします。
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※³とします。
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が控除コマ数※²を超過した場合、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ（円） = $\frac{\text{容量確保契約金額（円）}}{\text{控除コマ数※}^2 \text{を超えて当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数（コマ）}} \times \text{ペナルティレート※}^2 \text{（\%/コマ）}$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ（控除コマ数=8,640の場合）



※¹：新設電源において運転開始が遅延する場合は含まれません。

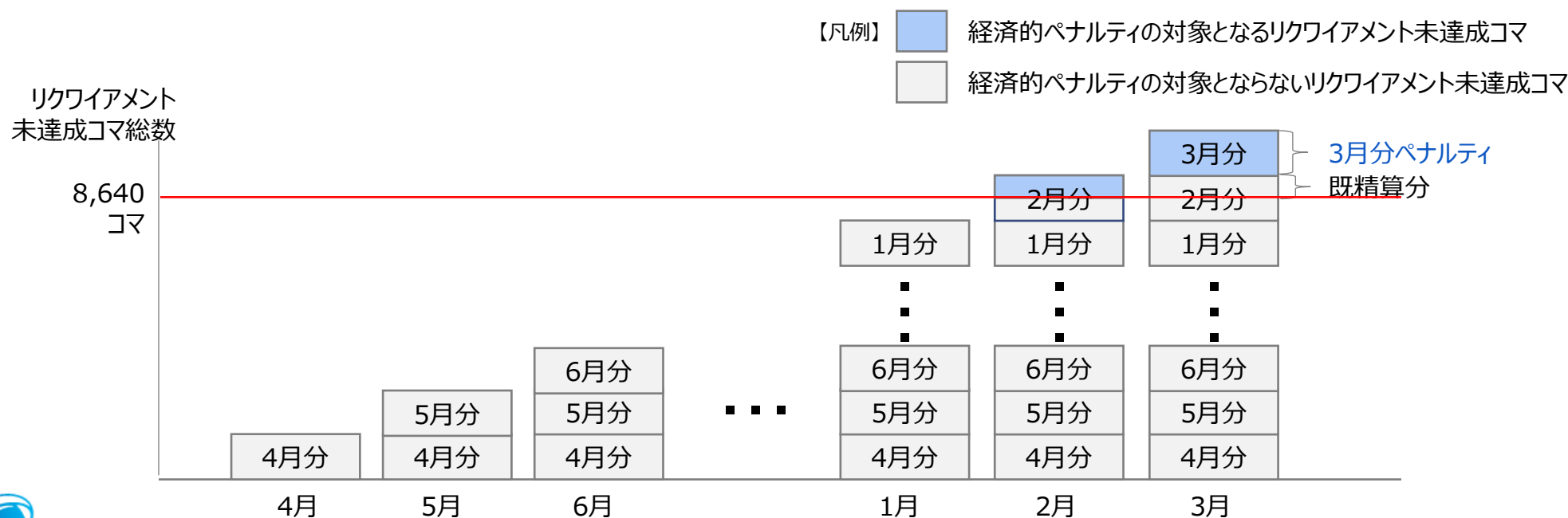
※²：控除コマ数、ペナルティレートについては、P70を参照してください。

※³：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑨ 計画停止）

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること。
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源が停止又は出力低下する場合※1については、8,640コマ（180日）を上限に認めることとします。
- アセスメント：変動電源提供者が容量確保契約容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマをリクワイアメント未達成コマ※2とします。
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ（円） = $\frac{\text{容量確保契約金額（円）}}{\text{年間8,640コマを超過}} \times \text{当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数（コマ）} \times 0.0125（\%/コマ）$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※1：新設電源において運転開始が遅延する場合は含まれません。

※2：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑩ 実効性テスト）

- リクワイアメント：実需給年度の2年前の夏季（7～9月）又は冬季（12～2月）に実効性テストを受け、メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）以上の供給力を提供すること。また、本機関が指定する受付期間内に電源等リスト※1を提出し、オンライン機能（簡易指令システム又は専用線オンライン）を具備する必要があります。
 - 実効性テストは、一般送配電事業者からの発動指令に基づき3時間継続して供給力を提供していただきます。なお、一般送配電事業者からの発動指令は、供給力の提供を開始する時刻の3時間前までに実施されます。
 - 夏季及び冬季それぞれ1回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます。
- アセスメント：実効性テストの結果等※2を本機関に提出されていることを確認します。提供した供給力がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います。
 - 実効性テスト結果等を提出しない場合、又はメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）から実効性テストの未達成量を差し引いた容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が1,000kW未満の場合契約容量の全てを市場退出とし、市場退出時の経済的ペナルティを科します。
 - 実効性テスト結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）に満たない場合実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を市場退出とし、市場退出時の経済的ペナルティを科します。

※1：電源等リストの提出時の登録項目・必要書類等の詳細については「参考資料」をご覧ください。

※2：以下のいずれにも該当する場合、実効性テストの結果に準ずるものとして扱います。

- i. 実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である場合
- ii. 確定する電源等リストの期待容量が、当該リソースの実効性テスト以外の発動実績の合計（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）以内の場合
- iii. 本機関が合理的と判断した場合

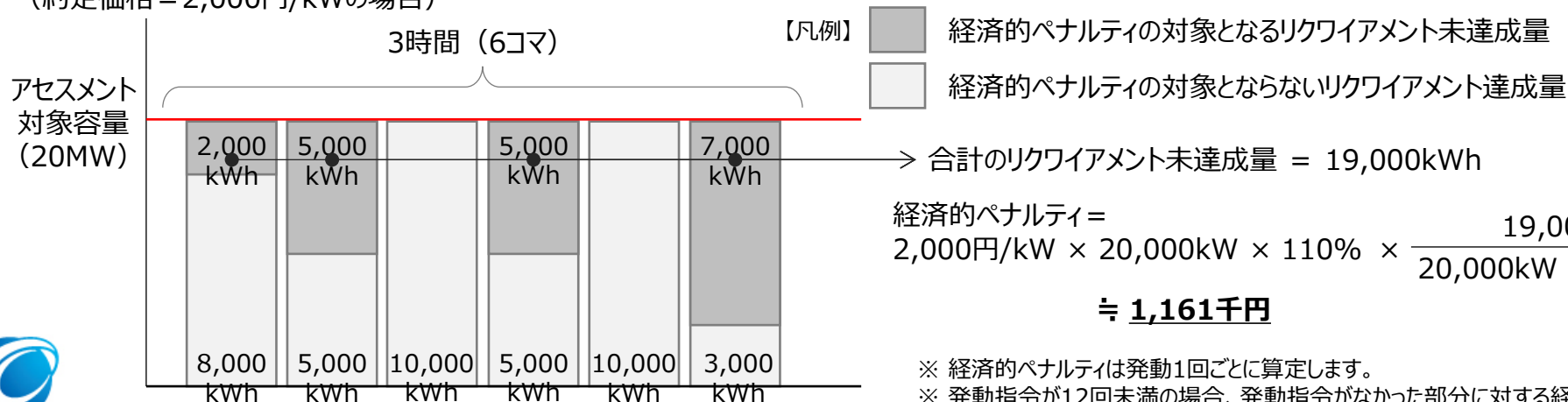
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（⑪ 発動指令への対応）

発動指令電源

- リクワイアメント：一般送配電事業者からの発動指令に応じて、アセスメント対象容量以上の供給力を年間で最大12回かつ1回の発動につき3時間継続して提供すること。
 - 発動指令への応動は1日1回を限度とします。指令の対象時間は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く 9 時～20 時です。
 - 発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者への供給や卸電力市場等への売り入札を通じて適切に供給力を提供することとします。
 - 上記リクワイアメントに関わらず、一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります（ペナルティの対象外）。
- アセスメント：発動指令に応じ提供した供給力がアセスメント対象容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします。
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティが科されます。
 - 経済的ペナルティ（円） = $\frac{\text{契約単価 (円/kW)}}{\text{契約容量 (kW)}} \times \text{容量確保} \times 110\% \times \frac{\text{リクワイアメント未達成量 (kWh)}}{\text{アセスメント対象容量 (kW)} \times 12 \text{回} \times 3 \text{h/回}}$

発動指令1回あたりの経済的ペナルティの算定方法

（約定価格 = 2,000円/kWの場合）



※ 経済的ペナルティは発動1回ごとに算定します。

※ 発動指令が12回未満の場合、発動指令がなかった部分に対する経済的ペナルティはありません。

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

- 予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要がある場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます※1。
- 容量提供事業者が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます※2。退出日が変更・解約の確認期間※3の終了日を起点としてその前後で経済的ペナルティの金額が異なります。

【変更・解約の確認期間の終了日まで】

$$\text{経済的ペナルティ（円）} = \text{容量確保契約金額（円）} \times 5\% \times \frac{\text{退出容量（kW）}}{\text{容量確保契約容量（kW）}}$$

【変更・解約の確認期間の終了日の翌日以降】

$$\text{経済的ペナルティ（円）} = \text{容量確保契約金額（円）} \times 10\% \times \frac{\text{退出容量（kW）}}{\text{容量確保契約容量（kW）}}$$

経済的ペナルティ金額の算定方法

約定結果の公表日
2026年12月（予定）
容量確保契約の成立

2029年3月（予定）
変更・解約の確認期間の終了日

2030年4月
実需給年度開始日

2031年3月
実需給年度終了日

【経済的ペナルティ金額】

$$\text{容量確保契約金額} \times \frac{\text{退出容量}}{\text{容量確保契約容量}} \times 5\%$$

【経済的ペナルティ金額】

$$\text{容量確保契約金額} \times \frac{\text{退出容量}}{\text{容量確保契約容量}} \times 10\%$$

※1：電源等差替によって市場退出とならない場合があります。

※2：追加オークションの開催有無及び約定結果によっては経済的ペナルティを返金する場合があります。

※3：2029年3月中に容量確保契約の変更又は解約の確認を実施することを予定しています。

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

- 追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までに市場退出した場合、以下の各号に該当すれば経済的ペナルティが返金されます。
 - 【①各エリアにおいて、調達オークションが開催されなかった場合】
 - 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - 【②各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格以下となった場合】
 - 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - 【③各エリアにおいて、調達オークションが開催され、調達オークションの当該エリアの約定価格がメインオークションの当該エリアの約定価格 × 105%未満となった場合】
 - 返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額 - 市場退出した電源等の容量 × (調達オークションの当該エリアの約定価格 - メインオークションの当該エリアの約定価格)
- ただし、調達オークションが開催され、供給信頼度基準が満たされなかったエリアでは、上記②③に該当する場合でも、経済的ペナルティの返金はいません。

電源等情報の登録時点で運転開始していない電源の扱い

- 契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源であり、供給力提供開始予定までに運転開始ができず、実需給年度に供給力の提供が不可能となると判明した場合、その判明時期によって、以下の対応をとることが必要となります。

【市場退出表明期限前に判明した場合】

- 供給力の提供が不可能となる期間（月単位）に対し、市場退出（部分退出）を行います。なお、経済的ペナルティの扱いはP83と同様です。

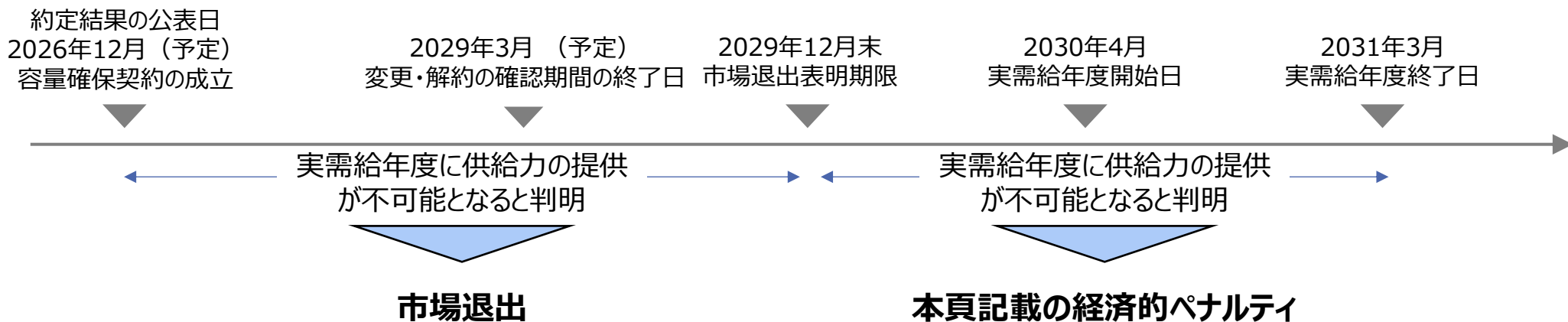
【市場退出表明期限後に判明した場合】

- 対象実需給年度の供給力の提供が不可能となる期間（月単位）に対し、以下の経済的ペナルティを科します。

➤ 経済的ペナルティ = 供給力提供開始実績が供給力提供開始予定から遅延した月数 ×

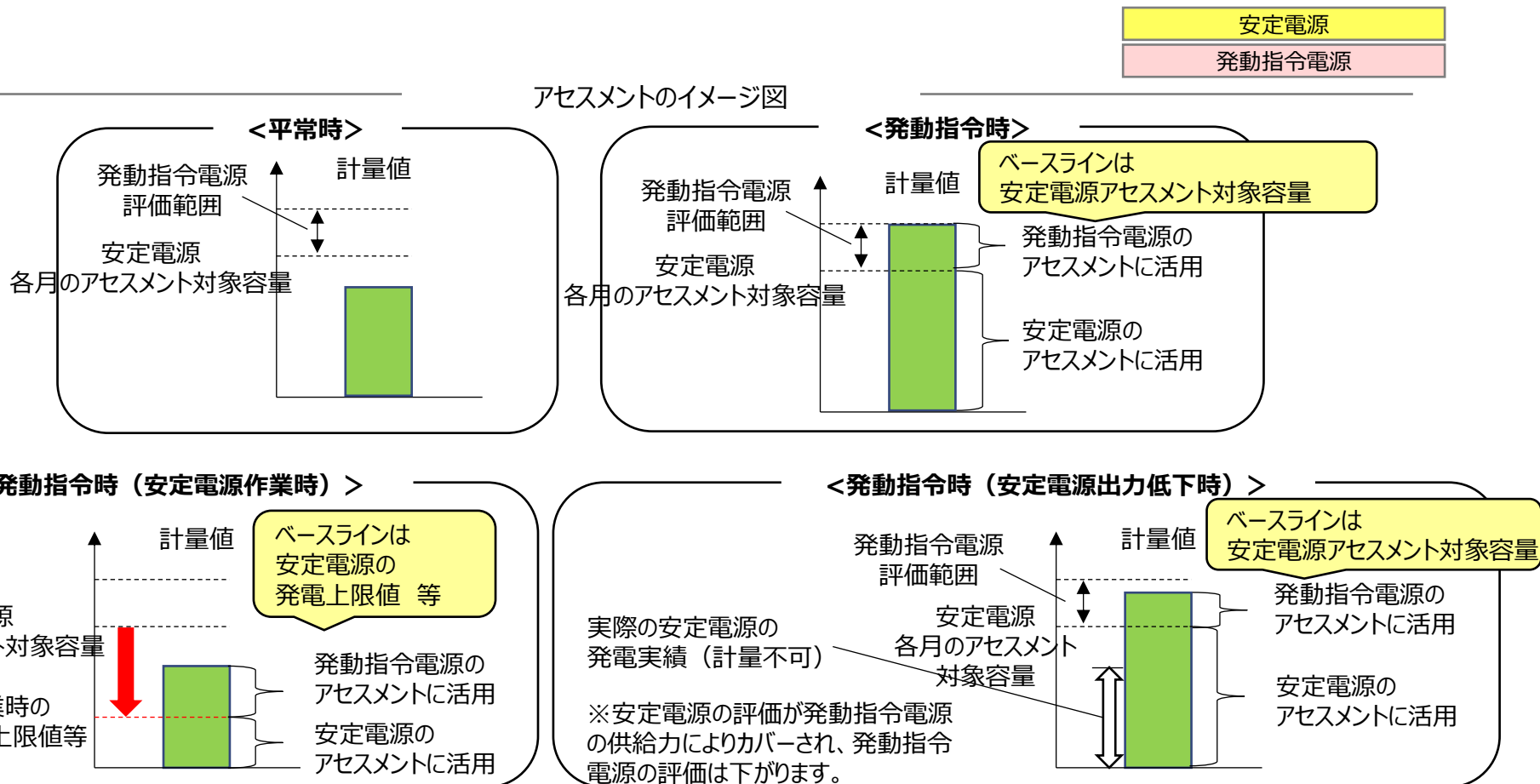
容量確保契約金額（各月）× 110%

供給力提供開始予定までに運転開始ができず、実需給年度に供給力の提供が不可能となると判明した場合の対応



(参考) 1地点複数応札（安定電源－発動指令電源）のアセスメント方法⁸⁵

- 計量値について、基本的には、安定電源のアセスメント対象容量までを安定電源の供給力評価とします（安定電源の各月のアセスメント対象容量を発動指令電源のベースラインとします。）。
- 安定電源の作業時は、停止計画を考慮した供給力評価とします（発動指令電源のベースラインも同様です。）。



容量確保契約金額の支払（発電事業者等向け）（1/2）

- 容量確保契約金額を12等分した容量確保契約金額（各月）※¹から、経済的ペナルティを減じた金額が、正值の場合は支払※²を、負値の場合は請求を行います。（振込手数料は、容量提供事業者にご負担いただきます。）
- 4月（N月）を算定対象月とする容量確保契約金額（各月）の場合
 - 7月（N+3月）の末頃に経済的ペナルティ額算定結果通知書、容量確保契約金額（各月）通知書を発行します
 - 8月（N+4月）の10日頃に支払通知書・請求書を発行します
 - 9月（N+5月）の末日までに容量確保契約金額を交付します
 - ※請求が行われた場合、9月（N+5月）の末日が支払期日となります

■ 容量確保契約金額の月次スケジュール

■ 容量確保契約金額の支払・請求期日について （容量確保契約（対象実需給年度：2030年度以降）（案）より抜粋）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

算定対象月が4月の場合

▲7月末頃：経済的ペナルティ額算定結果通知書・
容量確保契約金額（各月）通知書の発行

▲8月10日頃：支払通知書・請求書の発行

▲～9月末日まで：容量確保契約金額の交付日
（容量確保契約金額（各月）＞経済的ペナルティ額）
経済的ペナルティ額の支払期日
（容量確保契約金額（各月）＜経済的ペナルティ額）

第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとする。
2. 前項にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、本機関は、供給力提供開始予定の5か月後から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティ及び第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、実需給年度の初月においては第16条に基づき算定される調整不調電源に科される経済的ペナルティも控除対象とし算定する。算定した金額が正值となる場合、算定された金額（以下、前項に算定された金額を含め「支払金額」という。）を支払うものとする。
3. 前2項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という。）を請求します。
請求に対する入金期限は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

※1：契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合の扱いは次頁参照。

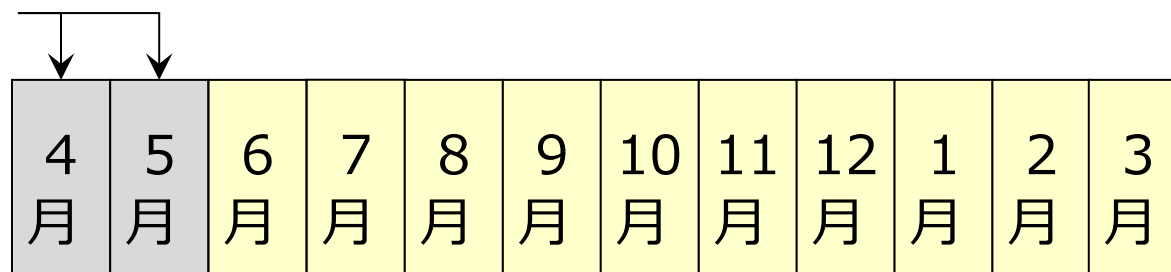
※2：本機関から容量提供事業者への支払は、振込手数料（容量提供事業者が負担）を差し引いて、容量市場システムの事業者情報に登録されている銀行口座に振込みます。請求となった場合の容量提供事業者から本機関への支払について、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。

容量確保契約金額の支払（発電事業者等向け）（2/2）

- 契約電源の電源等の区分が安定電源、変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、供給力提供開始予定以降の月数で除した額を容量確保契約金額（各月）とします。
- 供給力提供開始予定の5か月後から翌年8月までの間、容量確保契約金額（各月）から、経済的ペナルティを減じた金額が、正值の場合は支払※を、負値の場合は請求を行います（振込手数料は、容量提供事業者にご負担いただきます。）。

■ 容量確保契約金額の月次スケジュール（供給力提供開始予定が6月の場合）

供給力提供開始予定以前の月については、
容量確保契約金額(各月)の支払、請求は無し



算定対象月が6月の場合

▲9月末頃：経済的ペナルティ額算定結果通知書・
容量確保契約金額（各月）通知書の発行

▲10月10日頃：支払通知書・請求書の発行

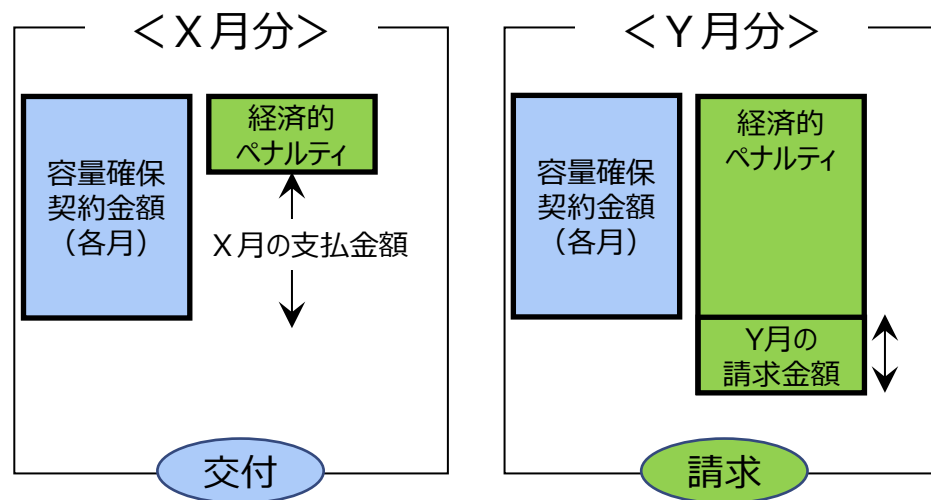
▲～11月末日まで：容量確保契約金額の交付日
（容量確保契約金額（各月）＞経済的ペナルティ額）
経済的ペナルティ額の支払期日
（容量確保契約金額（各月）＜経済的ペナルティ額）

※：本機関から容量提供事業者への支払は、振込手数料（容量提供事業者が負担）を差し引いて、容量市場システムの事業者情報に登録されている銀行口座に振込みます。請求となった場合の容量提供事業者から本機関への支払について、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。

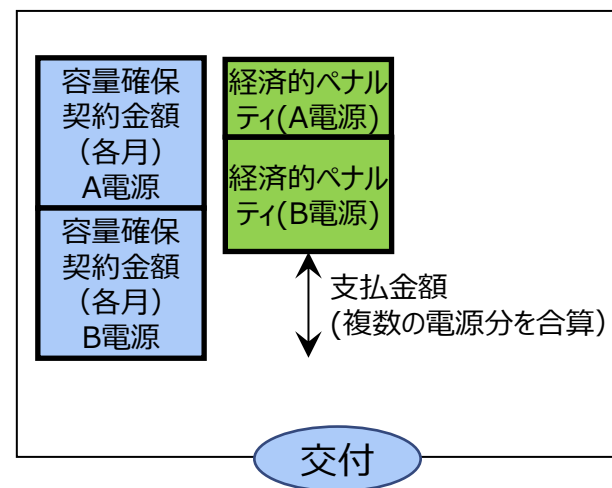
(参考) 容量確保契約金額（各月）の請求・支払

- 容量確保契約に対して経済的ペナルティが発生した場合、月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額を合算※1して、月次の交付若しくは請求を行います。
- 経済的ペナルティの月次算定額が容量確保契約金額(各月)を上回る場合は事業者に請求を行います。
 - なお、経済的ペナルティ未払が生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払の債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算※2を行います。
- また、容量確保契約の締結は事業者単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の他の電源の容量確保契約金額(各月)と債務が合算されて精算が行われます。

＜合算した交付・請求イメージ＞



＜複数の電源※にて契約書を締結している場合のイメージ＞



※1：消費税額は、容量確保契約金額から経済的ペナルティを控除した税抜金額（円）に消費税率を乗じ、小数点以下を切り捨てます。

※2：経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はございません。

(参考) ペナルティ・容量確保契約金額対応に係る各種帳票

- ペナルティ・容量確保契約金額対応に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の容量市場システム（実需給期間向け機能）を通じて発行します。
- 各帳票の書式、諸元項目などの詳細は今後公表予定の業務マニュアルを参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
経済的ペナルティ額 算定結果通知書※1	経済的ペナルティ額 が記載された通知書です。	算定対象月をN月とした場合、 N+3月の末日頃に発行予定 ※4月対象分は7月末頃に発行予定
容量確保契約金額 (各月) 通知書	容量確保契約金額（各月） が記載された通知書です。	算定対象月をN月とした場合、 N+3月の末日頃に発行予定 ※4月対象分は7月末頃に発行予定
支払通知書	算定対象月において、 容量確保契約金額（各月）が 経済的ペナルティ額を上回る場合に発行 される、支払金額が記載された通知書です。	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の10日頃に発行予定 ※4月対象分は8月10日頃に発行予定
請求書	算定対象月において、 容量確保契約金額（各月）が 経済的ペナルティ額を下回る場合に発行 される、請求金額が記載された請求書です。	算定対象月をN月とした場合、 N+4月の10日頃に発行予定 ※4月対象分は8月10日頃に発行予定

※1 経済的ペナルティ額算定結果通知書に記載されるペナルティは、実需給期間中のペナルティであり、調整不調電源に科される経済的ペナルティについては、別途公表する業務マニュアルをご確認ください。

第6章 容量拠出金

(小売電気事業者及び一般送配電事業者・配電事業者向け)

- ・容量拠出金の全体像
- ・請求・支払について
- ・年次精算の概要 容量拠出金の追加請求及び還元について
- ・請求額の算定方法
- ・エリア別容量拠出金総額の算定
- ・一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ・小売電気事業者の負担総額の算定
- ・各小売電気事業者への請求額の算定

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、電気事業法に定める供給能力の確保の規定に基づき、小売電気事業者等に拠出いただくものです。
- 2024年度以降に本機関の会員である小売電気事業者については夏季/冬季ピーク時kWシェア等に応じて、一般送配電事業者、配電事業者については各エリアのH3需要に応じて容量拠出金を本機関から請求します。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者へ、本機関が容量確保契約金額を交付します。



(参考) 小売電気事業者と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

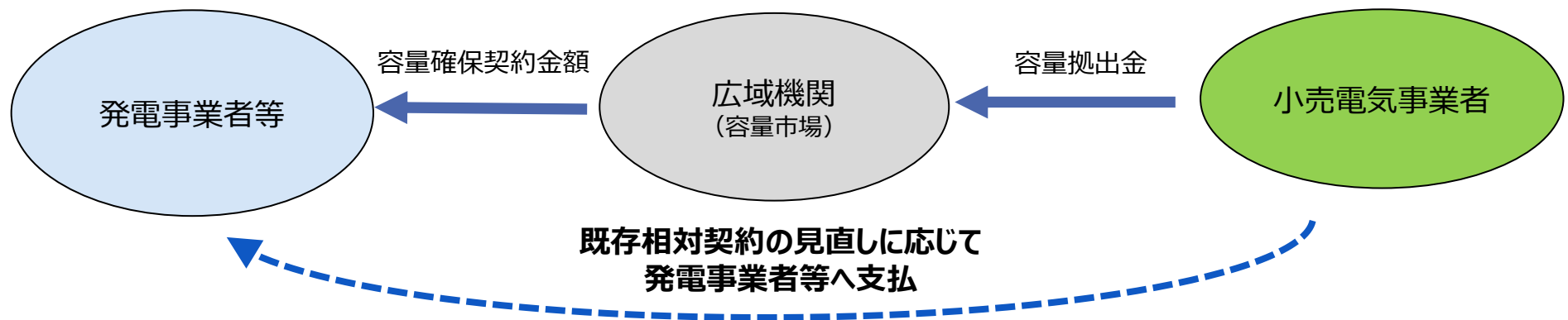
(参考) 既存の相対契約について

- 容量抛出台金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が算定の対象となります。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができるとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際の考え方※は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

※経済産業省 容量市場に関する既存契約見直し指針

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/kizonkeiyaku_youryou.pdf

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



第6章 容量抛出台金 請求・支払について（1/2）

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインアクション

契約の履行

容量抛出台金

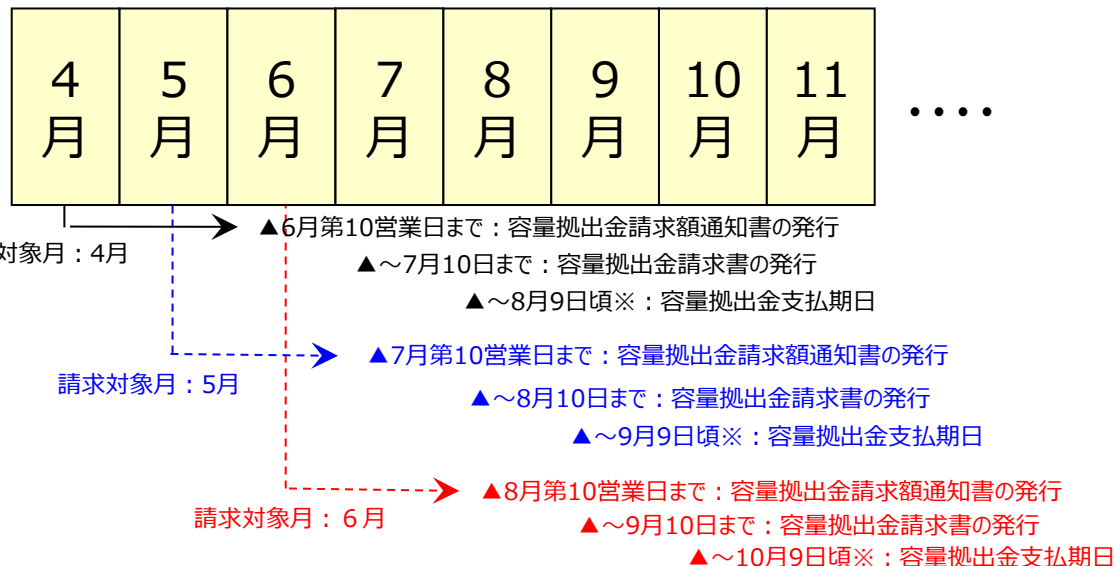
取引・税務

その他

94

- 容量抛出台金の請求と支払の月次スケジュールは以下を予定しています。
4月（N月）を請求対象月とした場合、
 - 6月（N+2月）の第10営業日までに容量抛出台金の請求額通知書を発行します。
 - 7月（N+3月）の10日までに容量抛出台金の請求書を発行します。
 - 容量抛出台金の請求書発行から1か月以内※にお支払いいただきます。
- 上記の月次スケジュールにて毎月の請求額通知・請求・支払のフローが進んでいきます。

■ 容量抛出台金の月次スケジュール



■ 容量抛出台金の支払期日について （本機関の定款より）

（容量抛出台金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る抛出台金（以下「容量抛出台金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛出台金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛出台金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

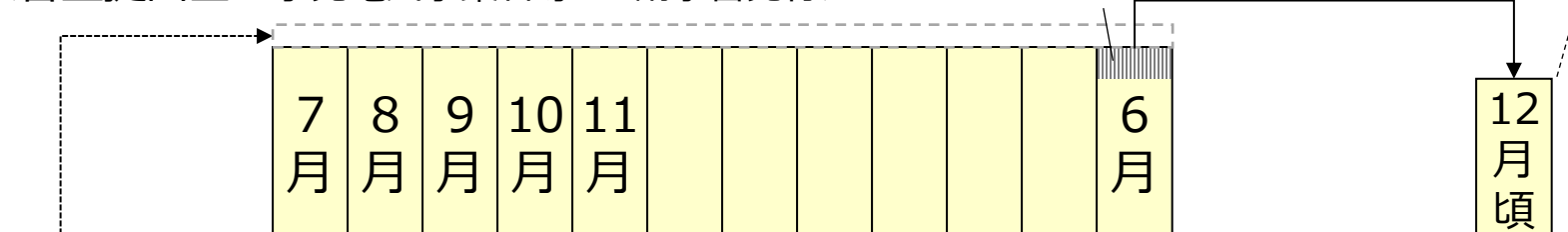
4 容量抛出台金の額に関する事項は、容量抛出台金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量抛出台金（容量抛出台金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量抛出台金を納入しなければならない。

請求・支払について (2/2)

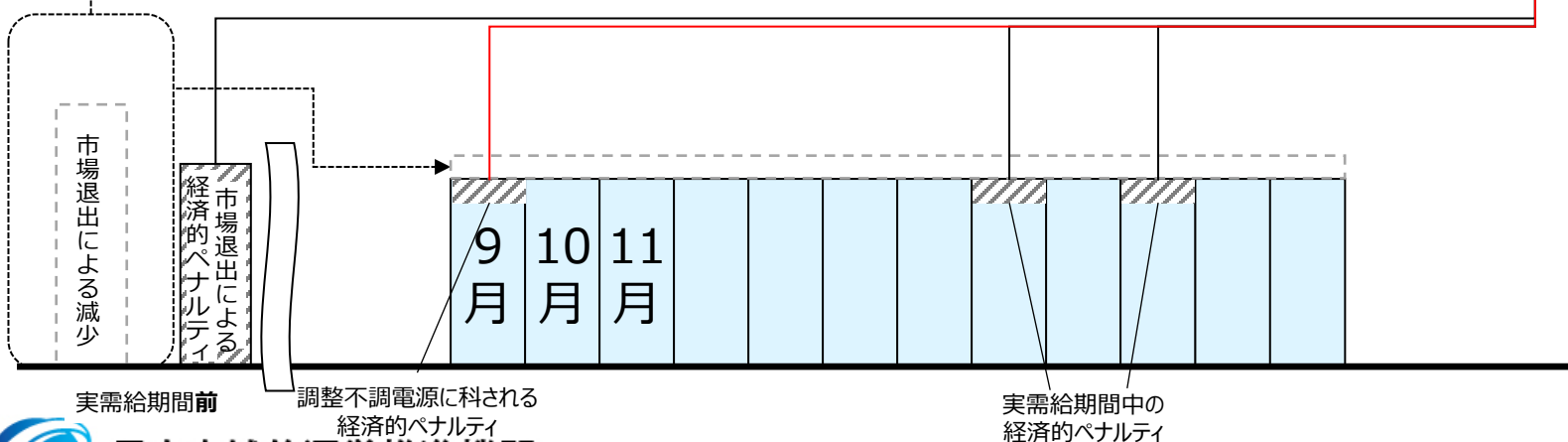
- 4月(N月)を請求対象月とする容量拠出金は、7月(N+3月)に請求書の発行が行われます。
- 容量確保契約金額に対して、経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の回収額により再算定が生じた場合は、容量拠出金へ反映を行うため実需給年度の翌年度10月頃に年次精算を開始し、その翌々月の12月頃に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。

＜容量拠出金：小売電気事業者等への請求書発行＞

容量拠出金の
回収額により再算定が生じた場合

【追加請求と還元(年次精算)】
容量拠出金の再算定分（▨）が、調整不調電源に科される経済的ペナルティ、実需給期間中の経済的ペナルティ、市場退出による経済的ペナルティ（▨）を上回った場合は追加請求が行われます（左図）。
一方で、容量拠出金の再算定分（▨）が、調整不調電源に科される経済的ペナルティ、実需給期間中の経済的ペナルティ、市場退出による経済的ペナルティ（▨）を下回った場合には還元が行われます。

＜容量確保契約金額：容量提供事業者への支払＞



実需給期間前

調整不調電源に科される
経済的ペナルティ実需給期間中の
経済的ペナルティ

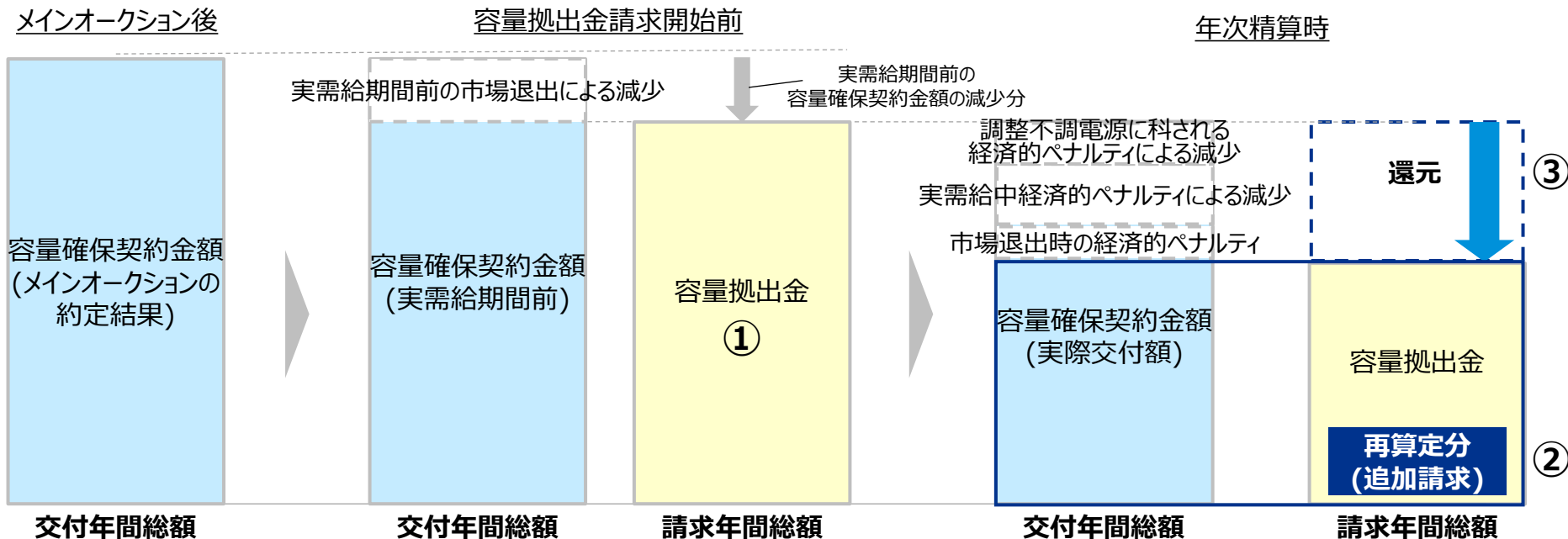
年次精算の概要_容量拠出金の追加請求及び還元について

- 容量拠出金の再算定（追加請求）※1,2は、容量拠出金の回収額をもとに請求年間総額を一致させるため、小売電気事業者間で再算定した内容を追加請求する取引です。
- 還元※3は、容量提供事業者側の取引の総額と小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの）
- 容量拠出金の再算定（追加請求）、還元とも毎月月次で実施するものではなく、対象実需給年度の取引終了後、一定の時期に単年度分をまとめて、年次精算として実施するものとなります。
- 小売電気事業者等に請求する容量拠出金は、実需給期間前の容量確保契約金額の減少分を加味した金額（①）であり、この容量拠出金請求額をもとに、容量拠出金の再算定（②）、還元（③）が行われます。

※1 配電事業者の容量拠出金の再算定が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を実施

※2 小売電気事業者の容量拠出金の再算定が生じた場合は、小売電気事業者を対象として算定を実施

※3 小売電気事業者のみ対象



(参考) 容量拠出金に係る各種帳票

- 容量拠出金に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の会員情報管理システムを通じて発行されます。
- 各帳票の書式、諸元項目などの詳細は今後公表予定の業務マニュアルを参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	実需給期間の容量拠出金仮請求額 (年間総額) が記載された通知書です。	毎年12月頃発行予定
容量拠出金請求額通知書	容量拠出金の請求額 が記載された通知書です。	請求対象月をN月とした場合、 N + 2月の第10営業日までに発行予定
請求書 ※通常の月次の容量拠出金	容量拠出金の請求額 が記載された請求書です。	請求対象月をN月とした場合、 N + 3月の10日までに発行予定
容量拠出金還元額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る還元額 が記載された通知書です。	実需給期間の翌年10月頃発行予定
容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る追加請求額 が記載された通知書です。	実需給期間の翌年10月頃発行予定
支払通知書 ※右記の年次精算を踏まえ、支払となる場合	容量拠出金還元額通知書（年次精算） に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）に基づく追加請求額及び容量拠出金請求額通知書に基づく対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます。	実需給期間の翌年12月頃発行予定
請求書 ※右記の年次精算を踏まえ、請求となる場合		実需給期間の翌年12月頃発行予定

いずれかの帳票が発行されます

第6章 容量抛出名 請求額の算定方法

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインアクション

契約の履行

容量抛出名

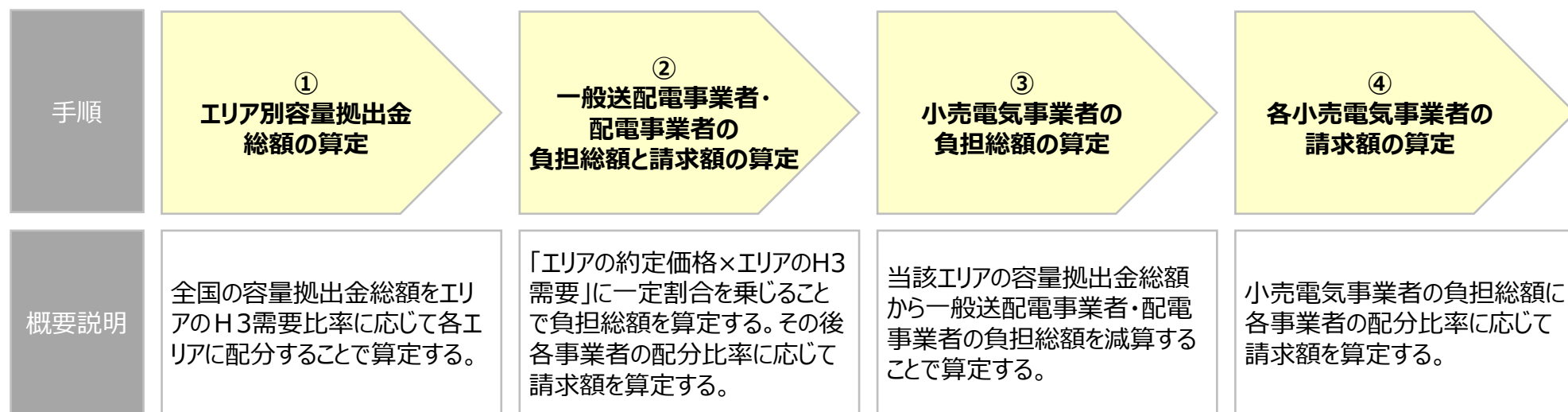
取引・税務

その他

98

■ 各事業者への容量抛出名の請求額（市場が分断されない場合）は、以下①～④の手順で算定します。

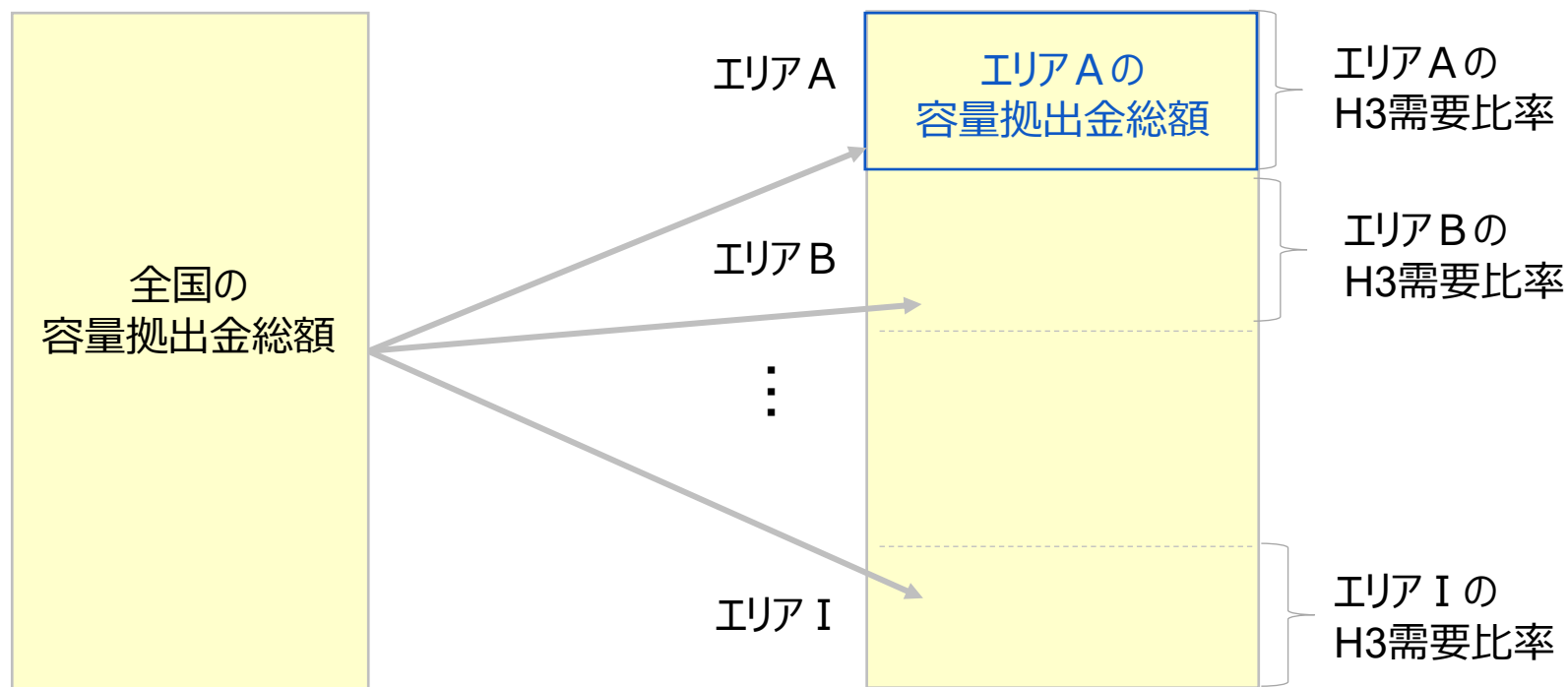
- ①エリア別容量抛出名総額の算定
- ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③小売電気事業者の負担総額の算定
- ④各小売電気事業者の請求額の算定



エリア別容量拠出金総額の算定

- エリア別容量拠出金総額は、全国の容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率※に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図



エリア別容量抛し金総額の算定_計算例

■ エリア別容量抛し金総額 = 全国の容量抛し金総額※ × 当該エリアのH3需要比率

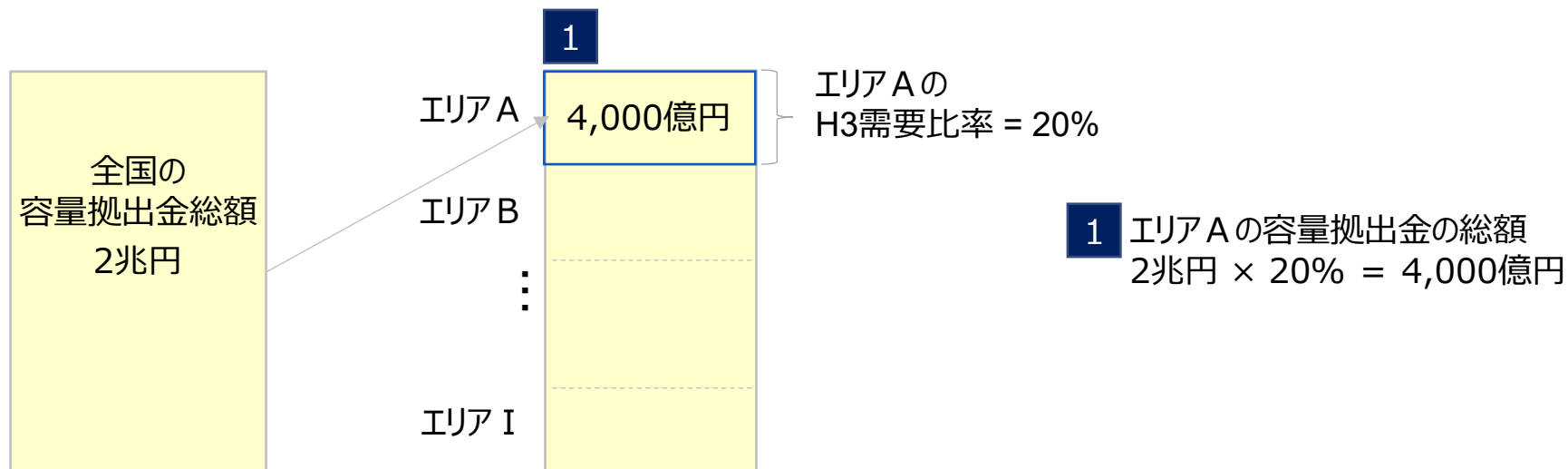
※全国の容量抛し金総額 = メインオークション約定総容量 × 約定価格

計算イメージ

例)

全国の容量抛し金総額：2兆円

エリアAのH3需要：20%



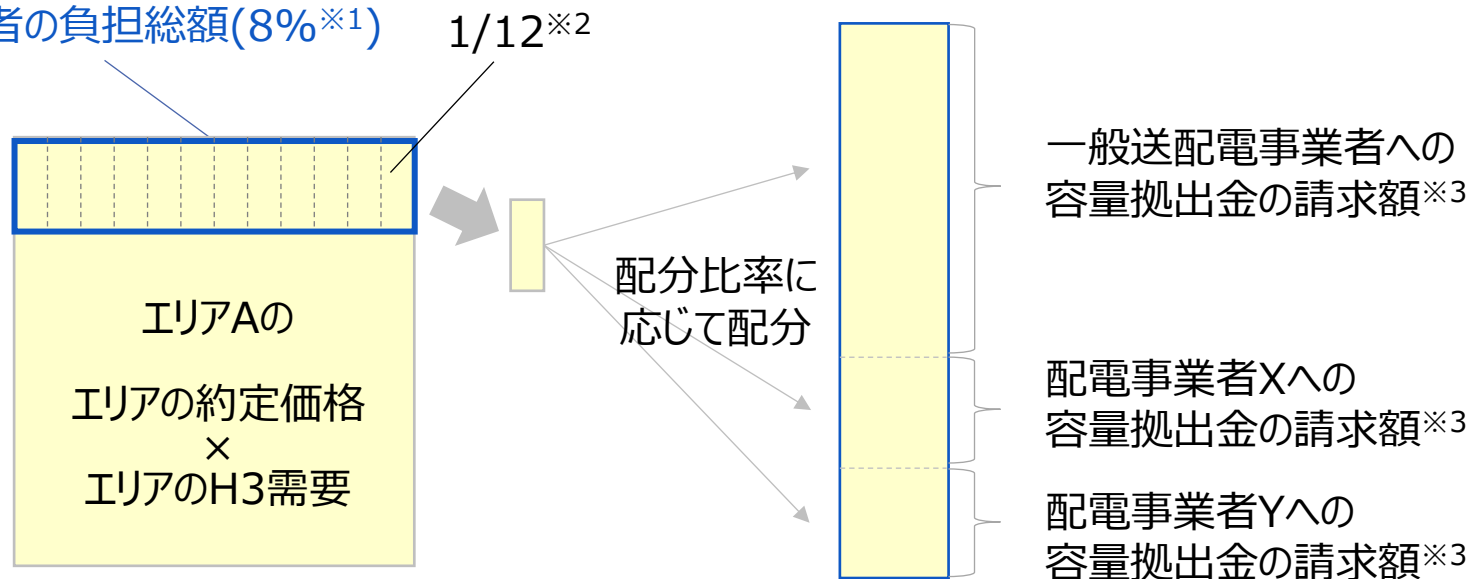
一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、エリアの約定価格×エリアのH3需要に8%※1を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分※2し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合

エリアAの一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額(8%※1)



※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※3：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_配分比率計算方法

- 一般送配電事業者・配電事業者の容量抛出局の配分比率については、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに、以下の式によって計算を行います。

➤ 配分比率 = 各事業者のH3需要※ ÷ エリアの一般送配電事業者と配電事業者のH3需要※
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要※)

※：実需給年度の供給計画の第1年度の計画

例) 対象実需給年度2024年度については、2024年度供給計画の第1年度の計画

一般送配電事業者・配電事業者の配分比率計算イメージ

実需給年度の供給計画(第1年度)における想定需要(H3需要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア計	10	10	11	14	15	14	10	11	13	14	14	12
一般送配電事業者	7	7	8	9	10	9	7	8	9	9	9	8
配電事業者X	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	2	2
配電事業者Y	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	2

年間最大需要発生月のH3需要をもとに配分比率を算定

事業者	配分比率
一般送配電事業者	10/15
配電事業者X	3/15
配電事業者Y	2/15

一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 8%※1
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額※2 = (エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 ÷ 12)※3 × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率※4

※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※3：エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分は小数点以下を切り捨てします。

※4：各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = 各事業者のH3需要 ÷ エリア全体の一般送配電事業者とH3需要
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要)

計算イメージ

例)

エリアの約定価格 × エリアのH3需要※5：4,500億円

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者X・Yが存在

一般送配電事業者の配分比率：10/15

配電事業者Xの配分比率：3/15

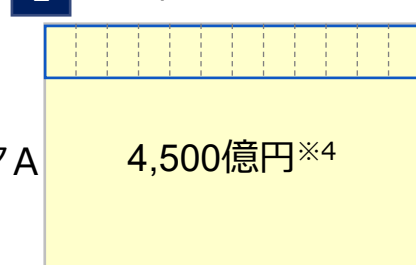
配電事業者Yの配分比率：2/15

1 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
4,500億円 × 8% = 360億円

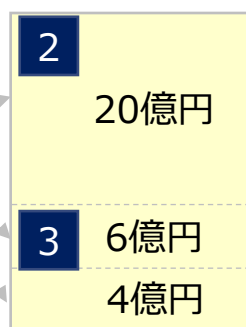
2 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 10/15 = 20億円

3 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 3/15 = 6億円

1 360億円



30億円
(360億円の12等分)



10/15 一般送配電事業者への容量拠出金の請求額※2

3/15 配電事業者Xへの容量拠出金の請求額※2

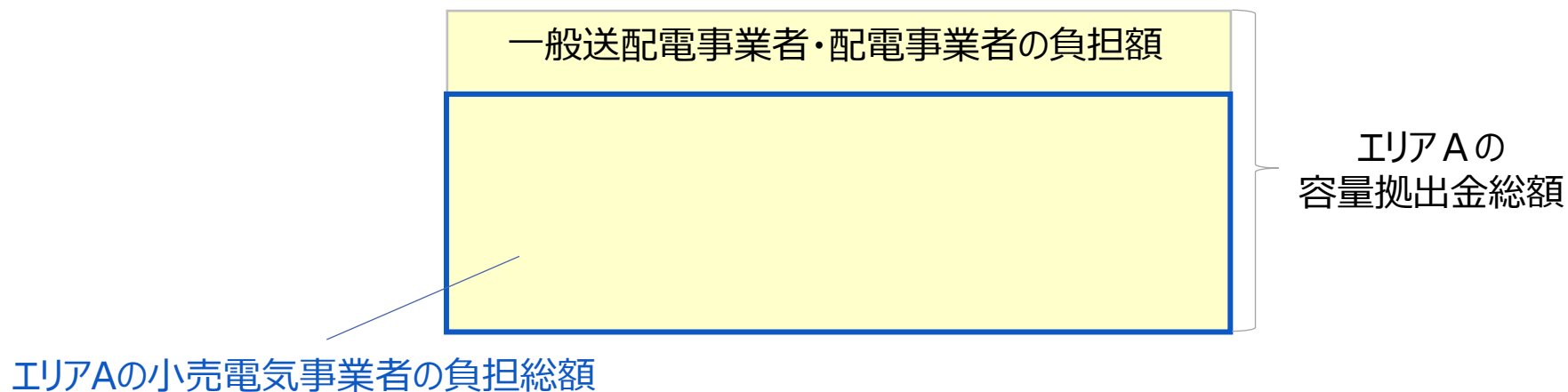
2/15 配電事業者Yへの容量拠出金の請求額※2

※5：「全国の容量拠出金の総額 × 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

小売電気事業者の負担総額の算定

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拋出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を減算することで算定します。

イメージ図

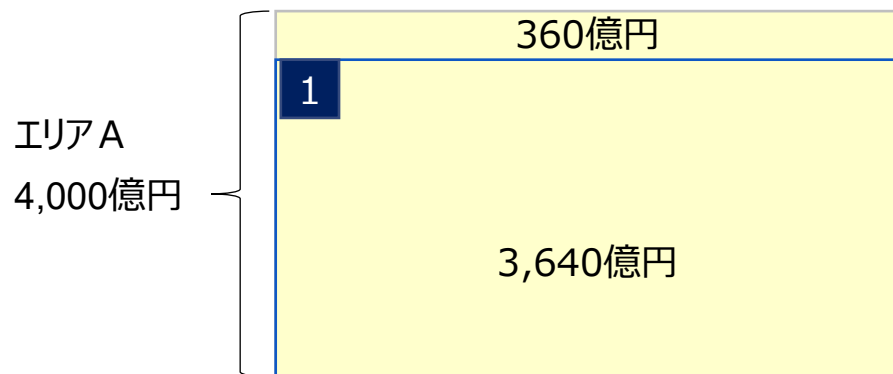


小売電気事業者の負担総額の算定_計算例（市場分断が無い場合）

$$\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} = \text{エリア別の容量抛出名総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}$$

計算イメージ

例)
エリアAの容量抛出名総額：4,000億円
エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額：360億円



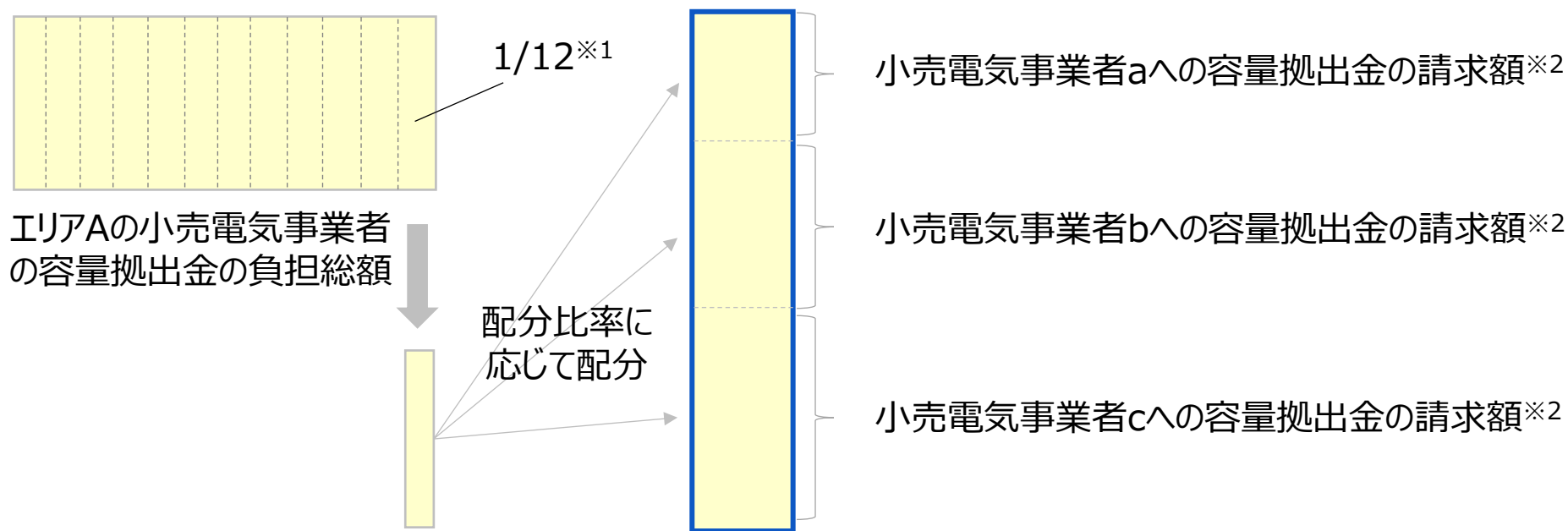
1 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $4,000\text{億円} - 360\text{億円} = 3,640\text{億円}$

各小売電気事業者への請求額の算定

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア別の小売電気事業者の容量抛出名の負担総額を12等分※¹し、各小売電気事業者の配分比率に応じて毎月の請求額※²を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



※¹：エリア別の小売電気事業者の容量抛出名負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※²：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

各小売電気事業者への請求額の算定_全体像

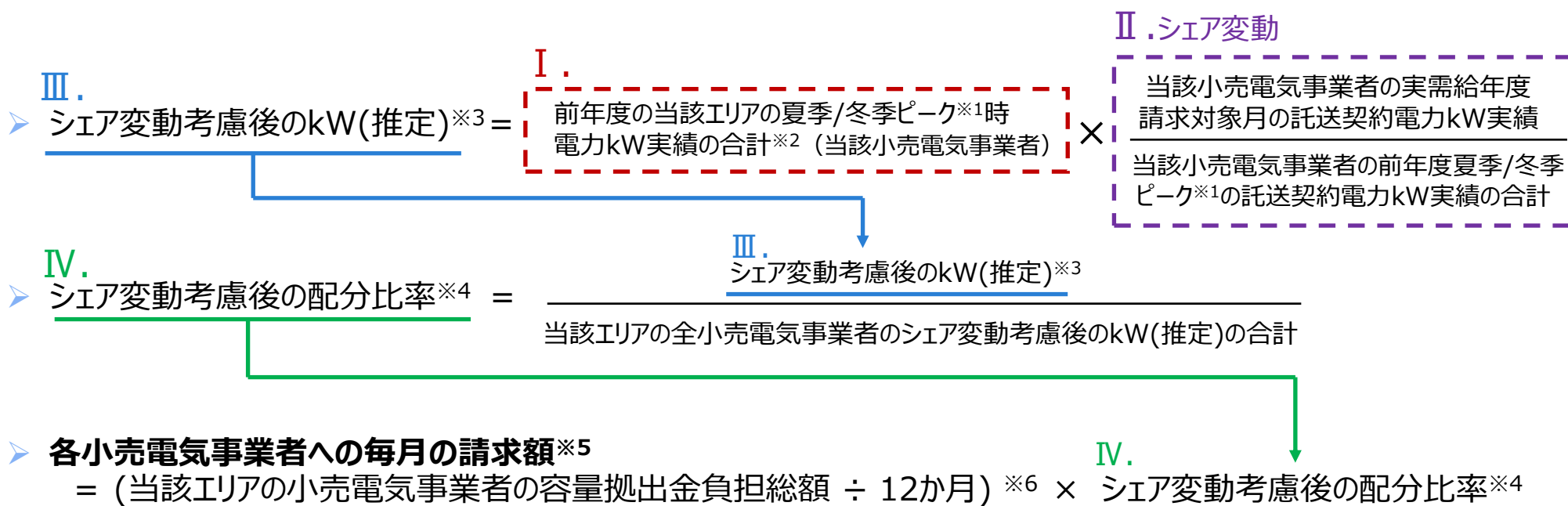
- 当該小売電気事業者に対する各月の容量拠出金の請求額は、主に以下の要素により算定されます。

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク※1時電力kW実績の合計※2 … (p108参照)

II. シェア変動 … (p109参照)

III. シェア変動考慮後のkW(推定)※3 … (p110参照)

IV. シェア変動考慮後の配分比率※4 … (p111参照)



※1：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

※2：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

※3：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※4：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

※5：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

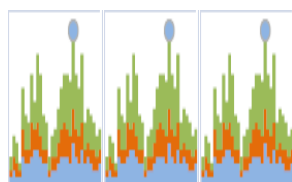
※6：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

各小売電気事業者への請求額の算定_ I .前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計

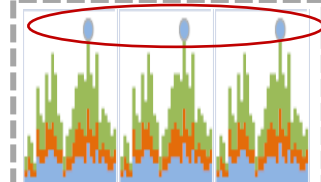
- 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します。※1
- **実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計**は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、**実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計**は、実需給年度 7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。

実需給前年度におけるエリアAの需要実績

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

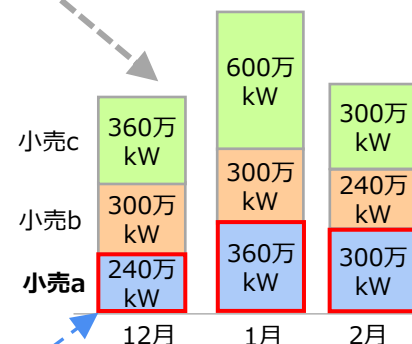


夏季ピーク



冬季ピーク

当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



エリア合計 3000万kW

エリアAにおける各小売電気事業者の冬季ピーク時電力kW実績の合計

I . 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計（当該小売電気事業者）

※1 例）冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて実需給前年度の12月14日9:00～10:00（1時間）にエリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時＝ピーク時となります。

■ 小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）
 内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh：125万kWh
 9:30～10:00の小売aのkWh：115万kWh } 125万kWh+115万kWh=240万kWh/1時間

各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅲ.シェア変動考慮後のkW(推定)

■ 前述のⅠ・Ⅱを用いて、**シェア変動考慮後のkW(推定)**を算定します。

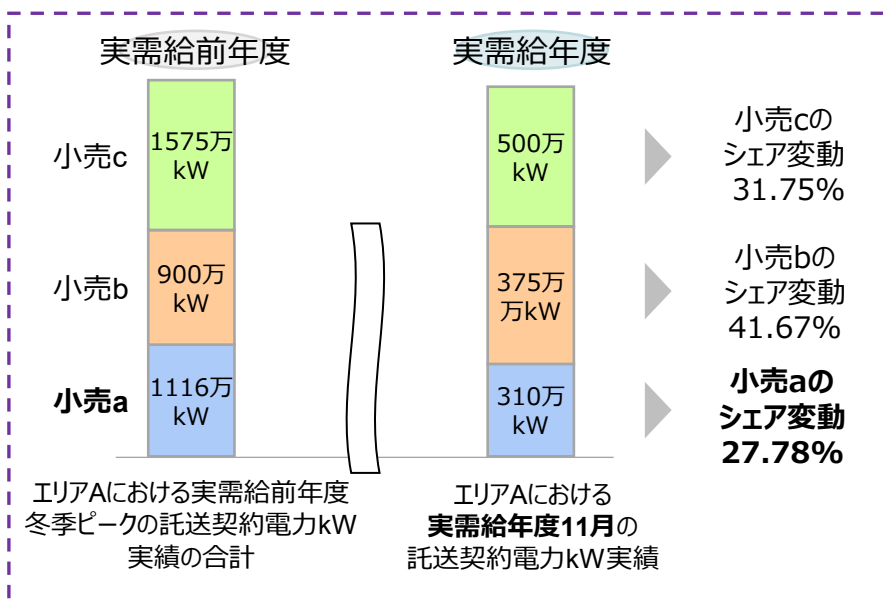
Ⅲ. **シェア変動考慮後のkW(推定)**※1 =

Ⅰ. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時
電力kW実績の合計（当該小売電気事業者） ×

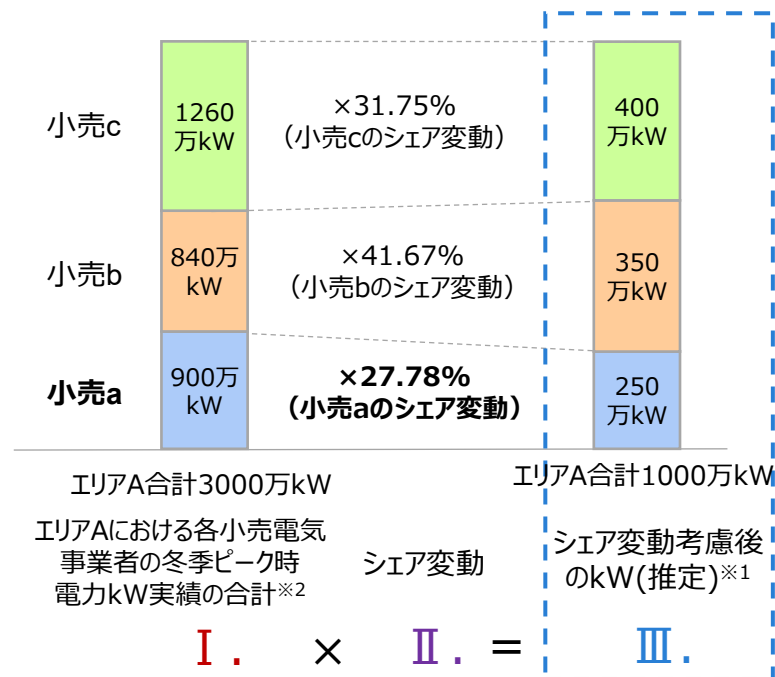
Ⅱ. **シェア変動**

当該小売電気事業者の実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績
÷
当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後kW(推定)の算定



シェア変動考慮後
のkW(推定)を
算定します



※1：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

※2：ピーク時電力kW実績の数値は送電端です。

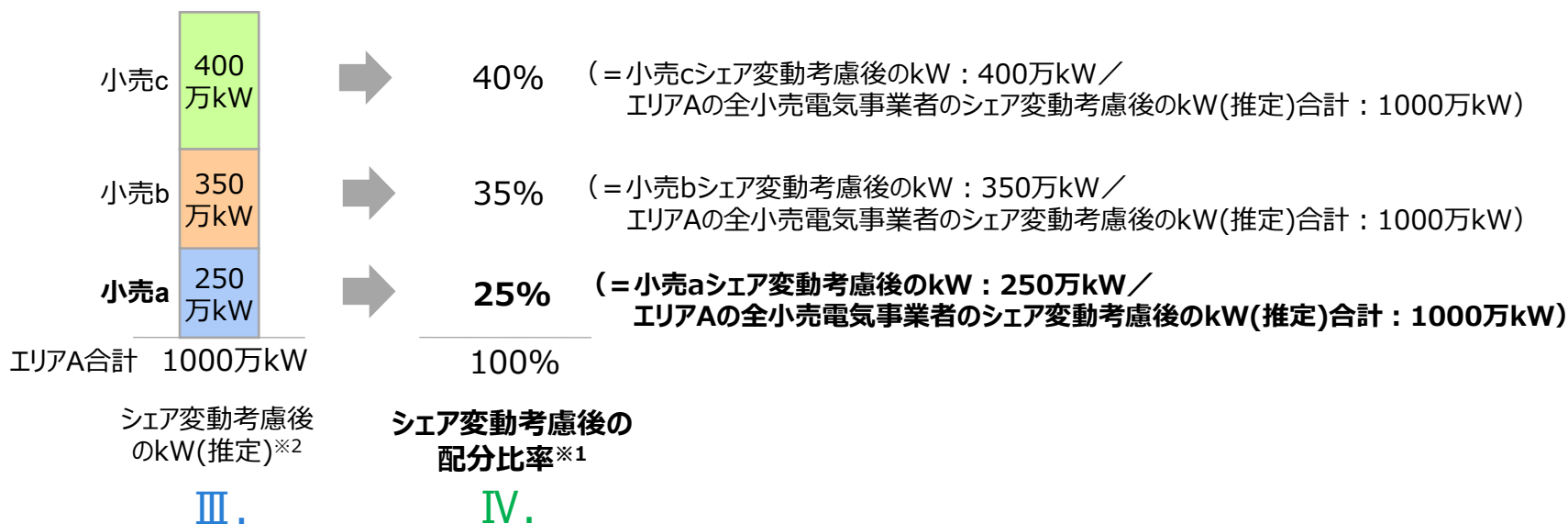
本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

各小売電気事業者への請求額の算定_IV.シェア変動考慮後の配分比率

■ 前述のⅢを用いて、シェア変動考慮後の配分比率を算定します。

$$\text{Ⅳ. シェア変動考慮後の配分比率※1} = \frac{\text{Ⅲ. シェア変動考慮後のkW(推定)※2}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)合計}}$$

例) 実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



※1：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

※2：シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入します。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

各小売電気事業者への請求額の算定_各小売電気事業者への毎月の請求額

- 前述のIVを用いて、各小売電気事業者の容量抛出兵請求額を算定します。

各小売電気事業者への毎月の請求額※1

= (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) ※2 × IV. シェア変動考慮後の配分比率

例) 実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者a (以下、小売a) の容量抛出兵請求額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{エリアAの小売aの} \\ \text{2024年11月算定対象の} \\ \text{容量抛出兵請求額※1} \\ \hline \text{≒50.8億円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{エリアAの小売電気事業者の容量} \\ \text{抛出兵負担総額÷12か月※2} \\ \hline \text{203.3億円} \\ \text{(2440億円÷12)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{IV.} \\ \hline \text{エリアAにおける小売aの} \\ \text{シェア変動考慮後の配分比率※3} \\ \hline \text{25\%} \\ \hline \end{array}$$

※1：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※2：12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※3：シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算します（小数点以下17位を四捨五入）。

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

(参考) 夏季/冬季ピーク時電力kW実績の取得方法

- 下記算式内の夏季/冬季ピーク時電力kW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提出される同時同量監視情報から算定されます。

$$\text{シエア変動考慮後のkW(推定)}^{\ast 1} = \frac{\text{実需給前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計}^{\ast 2} (\text{当該小売電気事業者})}{\frac{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計}^{\ast 2}}}$$

一般送配電事業者

同時同量監視
情報の提出

広域機関

(広域機関システム)

エリア
Y

事業者コード	同時同量監視情報の 接続対象電力量
300XY	100
300XY	500
400XY	200
411XY	
422XY	

自己託送用の事業者コード
は抽出に含めない

エリア
Z

事業者コード	同時同量監視情報の 接続対象電力量
500XZ	150
600XZ	0

広域機関システム

事業者コード	事業者名
300XY	A電力
400XY	Bパワー
500XZ	CIナジー
600XZ	DIエネルギー

事業者名

同時同量監視情報の
接続対象電力量

A電力	600(=100+500)
Bパワー	200

これらの同時同量
監視情報を基に
夏季/冬季ピーク時
電力kW実績が算定
されます

事業者名

同時同量監視情報の
接続対象電力量

CIナジー	150
DIエネルギー	0

(参考)年次精算（一般送配電事業者・配電事業者）

- 一般送配電事業者・配電事業者が対象となる年次精算は、容量払出金の回収額の差異による再算定分の追加請求となります。
- 倒産などを起因とする配電事業者の再算定分は、年次精算にてエリア内の一般送配電事業者や配電事業者へ追加請求します。
- 各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。

$$\text{再算定分の追加請求額} = \text{再算定額} \times \frac{\text{当該年度の容量払出金実際支払額}}{\text{当該年度における当該エリアの全事業者の容量払出金実際支払額※}}$$

※：容量払出金の未払が発生した事業者は対象から除く。

計算イメージ

例)

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者α・βが存在

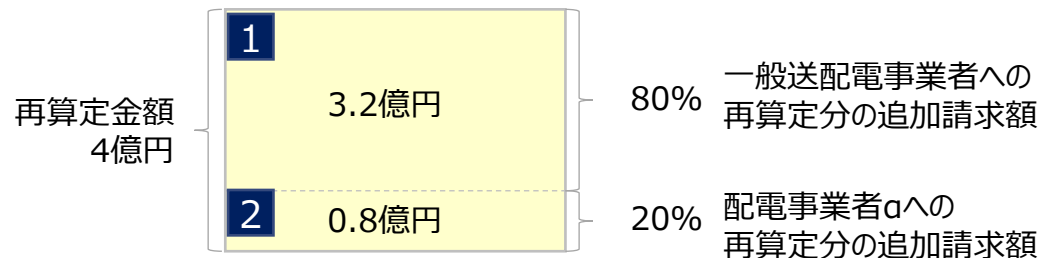
一般送配電事業者の実際支払額：160億円

配電事業者αの実際支払額：40億円

配電事業者βの実際支払額：36億円

期中に配電事業者β社が倒産し、4億円の再算定分が発生

- 1 一般送配電事業者への再算定分の追加請求額
 $4\text{億円} \times 160\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 3.2\text{億円}$
- 2 配電事業者αへの再算定分の追加請求額
 $4\text{億円} \times 40\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 0.8\text{億円}$



(参考)年次精算（小売電気事業者）

- 小売電気事業者が対象となる年次精算は容量拠出金の回収額の差異による再算定分の追加請求及び還元となります。
- 倒産などを起因とする小売電気事業者の再算定分は、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ追加請求します。
- 実需給期間前・実需給期間中に容量提供事業者から回収した経済的ペナルティは、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ還元します。

各社への追加請求額に関する計算式は以下になります(金額が負の値となる場合は還元額)。

$$\text{再算定分の追加請求額} = (\text{再算定額} - \text{経済的ペナルティ額等}) \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拠出金実際支払額※}}$$

※：容量拠出金の未払が発生した事業者は対象から除く。

計算イメージ

例)

エリアA及びエリアBについて、エリアAには小売電気事業者①、②がエリアBには小売電気事業者③、④が存在

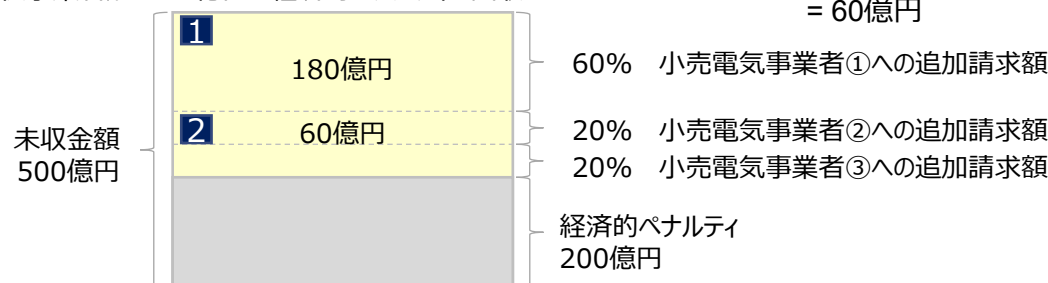
小売電気事業者①の実際支払額：600億円

小売電気事業者②の実際支払額：200億円

小売電気事業者③の実際支払額：200億円

小売電気事業者④の実際支払額：300億円

期中に小売電気事業者④社が倒産し、500億円の再算定分が発生
容量提供事業者から200億円の経済的ペナルティを回収



- 1 小売電気事業者①への再算定分の追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 600\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
 $= 180\text{億円}$
- 2 小売電気事業者②への再算定分の追加請求額
 $(500\text{億円} - 200\text{億円}) \times 200\text{億円} / (600\text{億円} + 200\text{億円} + 200\text{億円})$
 $= 60\text{億円}$

(参考)容量抛出价仮請求額通知書（年間総額）の算定式

- 実需給年度に係る容量抛出价について、請求開始にあたって、実需給前年度の12月に各小売電気事業者へ仮請求額通知書（年間総額）を発行します。仮請求額（年間総額）の計算式は以下となります。

$$\begin{aligned}
 \text{仮請求額（年間総額）} &= \sum \left[\begin{array}{l} \text{エリア別各月の} \\ \text{小売電気事業者の} \\ \text{負担総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該エリアの各小売電気事業者の} \\ \text{夏季ピーク時電力kW実績合計} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該エリアの全小売電気事業者の} \\ \text{夏季ピーク時電力kW実績合計} \end{array}} \right] \\
 &= \begin{array}{l} \text{エリア別4月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} \\ + \text{エリア別5月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} \\ + \dots + \text{エリア別3月の小売電気事業者の負担総額} \times \frac{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者の夏季ピーク時電力kW実績合計}} \end{array}
 \end{aligned}$$

※小数点第17位で四捨五入

- 当該仮請求通知書（年間総額）は、実需給前年度12月時点で入手可能な諸元を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、実需給年度7月以降の実際の請求額では算定方法が異なることにご留意ください。

(参考)実需給期間中に新規参入した配電事業者の配分比率算定

- 年間最大H3需要の発生月よりもあとに新規参入があった場合は、配賦の基準となるH3需要が存在しないため、新規参入月以降の各月のH3需要から平均シェアを算定した上で配分します。

配電事業者が新規参入する場合の算定方法(例)

配電事業者bは実需給年度12月から新規参入した事業者であり、
実需給年度12月～3月の各月H3需要から算定した平均シェアが0.2
この場合、エリアのH3需要は $15 \times 0.2 = 3$

2024年4月

2024年12月

エリアAの 一般送配電事業者・ 配電事業者の 負担総額 $\times 1/12$ エリアAの 年間最大H3需要 発生月(8月)における 各事業者の H3需要合計 : 15	配電事業者a H3需要 : 2	配電事業者a H3需要 : 2
	一般送配電事業者 H3需要 : 13	配電事業者b H3需要 : 3 一般送配電事業者 H3需要 : 10

具体的な算定のイメージ

・エリアAの容量拠出金負担額が1,800の場合
⇒エリアAの各月負担額は150

実需給年度4月～11月

配電事業者a :
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 130 ($=150 - 20$)

実需給年度12月～3月

配電事業者a :
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

配電事業者b :
月次負担額 30 ($=150 \times 3/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 100 ($=150 - 30 - 20$)

(参考)実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、実需給前年度の夏季/冬季のピーク時kWのシェアと、実需給前年度と実需給年度の託送契約電力kW実績の比率を用いて算定が行われます。
- 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力kW全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアkWを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力kWの按分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う。

$$\text{当該月のシェア変動考慮後kW} = \frac{\text{実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW合計}}{\text{実需給年度の当該月の託送契約電力kW}} \times \text{実需給年度の当該月の託送契約電力kW}$$

(当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率

×エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計)

新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績

(1 - 当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率)

新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力kW実績の合計

実需給期間中に新規参入した

$$\text{小売電気事業者のシェア変動考慮後kW}^{\ast 1} = \frac{\text{当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率} \times \text{エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計}}{(1 - \text{当該月の託送契約電力kWに占める新規参入事業者の比率})} \times \frac{\text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績}}{\text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力kW実績の合計}}$$

※1：小数点以下は四捨五入

<計算例>

事業者名	区分	前年度 夏季/冬季ピーク時 電力kW合計	前年度 夏季/冬季ピーク時 託送契約電力kW 合計	当該年度 N月託送契約 電力kW	当該年度 N月シェア変動考慮後 kW(推定)
A	-	2,000	2,500	1,200	960
B	-	1,500	2,000	600	450
C	撤退	1,000	1,500	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	80	① 63
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	120	② 94
合計		4,500	6,000	2,000	③ 1,567

新規参入者の当該年度N月託送契約電力kWの

エリア比率10.00%を維持するエリアシェアkWを算定

① エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後kWの合計

×新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW実績

÷新規参入以外の託送kW合計

$$= 1,410 \times 80 \div 1,800$$

$$= 62.666\cdots$$

$$\approx 63$$

※小数点以下は四捨五入

$$\textcircled{2} 1,410 \times 120 \div 1,800$$

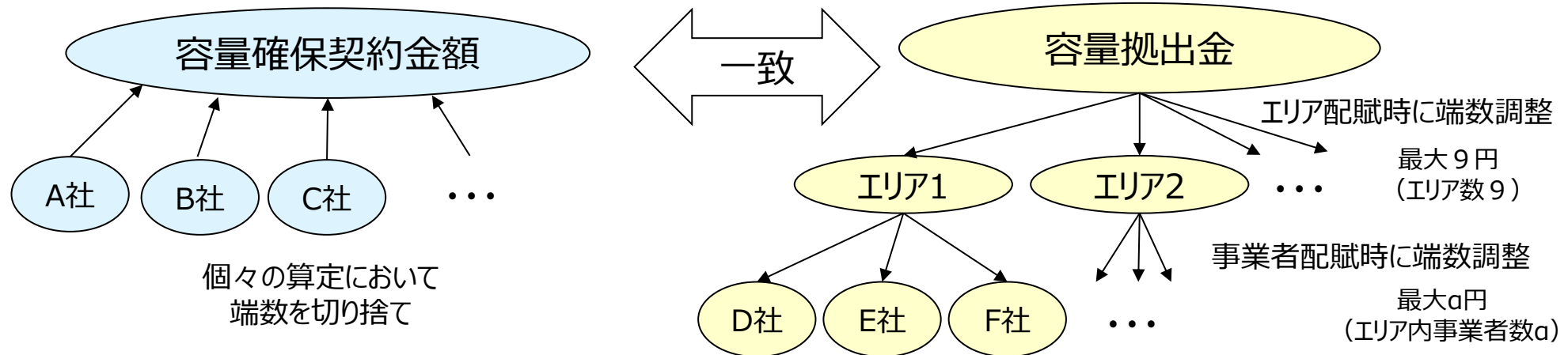
$$= 94$$

$$\textcircled{3} 960 + 450 + 63 + 94 = 1,567$$

(参考)容量拠出金の端数調整

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- **容量拠出金の算定過程の整数化**においては、**端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合はエリア配賦時・事業者配賦時に調整**※します。

※プラスとマイナスの両方の調整が行われます。

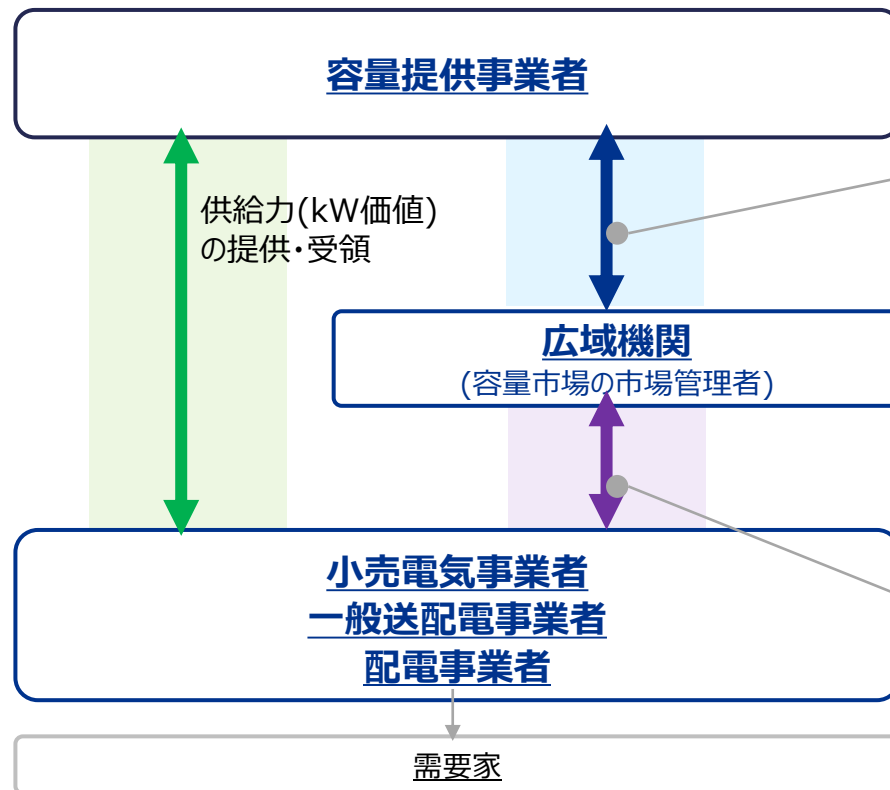


第7章 容量市場の取引や税務面について

- ・容量市場取引の流れ
- ・容量確保契約金額について
- ・容量確保契約金額とペナルティの関係性
- ・経済的ペナルティの種類及びリクワイアメント、アセスメント実施時期
- ・容量拠出金について
- ・容量市場における消費税の取り扱いについて
- ・消費税のインボイス制度対応について

- 容量提供事業者については、容量確保契約金額の交付や経済的ペナルティの発生・返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等については、容量抛出品の請求や、取引で生じた容量抛出品の未回収分の追加請求、経済的ペナルティの還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】

容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】

実需給前、実需給期間中において、アセスメントの結果、容量提供事業者に科される違約金

【経済的ペナルティの返金】

実需給前に市場退出による経済的ペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催有無に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量抛出品】

小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力を確保するための取引

【容量抛出品の再算定(年次精算)】

小売電気事業者等の取引で生じた容量抛出品の再算定分を、年次精算で小売電気事業者等へ追加請求することにより総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】(小売電気事業者のみ)

受け渡し期間における容量提供事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティ等を小売電気事業者等の取引の総額に反映させるための取引

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量確保契約金額について

参加

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

122

容量提供事業者

- 容量確保契約金額は、容量確保契約に基づき、容量提供事業者に対して供給能力に対する価値（kW価値）の対価を支払う取引です。

容量確保契約書

容量確保契約書	
下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実需給年度2045年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。 なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。	
記	
容量提供事業者	株式会社 7Y23（2020/10/02_AM）（7Y23）
容量確保契約容量	容量市場システムに記載のとおり
容量確保契約金額	容量市場システムに記載のとおり
実需給年度	2045年度
契約期間	オークション募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

容量確保契約約款（対象実需給年度：2030年度以降）

第7条 容量確保契約金額の算定

- 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ &= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とする。

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量確保契約金額とペナルティの関係性

参加費

メインオークション

契約の履行

容量抛出价

取引・税務

その他

123

容量提供事業者

- 約款に記載されている容量確保契約金額の算定方法は以下の通りです。
- 経済的ペナルティはリクワイアメント未達成の場合に発生します。

容量確保契約金額



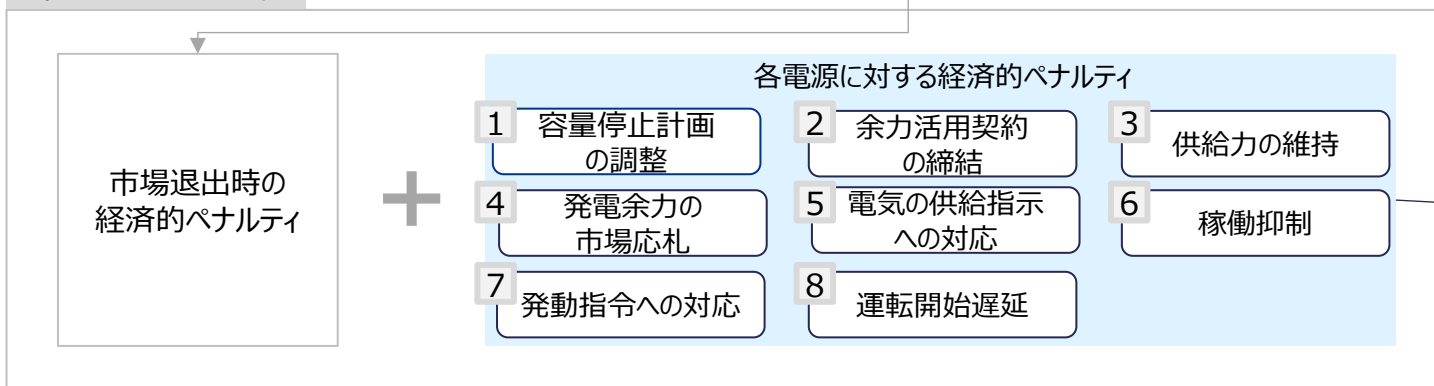
【容量確保契約金額の交付】

・容量確保契約金額は、容量提供事業者に対して、**実需給年度の9月～翌年8月の間で容量確保契約金額を12で除した額が毎月支払われる**（容量確保契約約款 第8条）

・容量確保契約金額と経済的ペナルティの両者が発生する場合、**相殺後の金額**が容量提供事業者に支払（請求）われる

経済的ペナルティ

市場退出に伴って別途
経済的ペナルティが生じる



リクワイアメントが未達成の場合に、経済的ペナルティが発生

- 容量拠出金は、電気事業法及び定款に基づき、小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）が支払う容量市場における供給力確保を目的とした取引です。

（参考）小売電気事業者と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

（電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋）

電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量市場における消費税の取り扱いについて（1/2）

125

小売電気事業者

一般送配電事業者等

容量提供事業者

- 容量確保契約金額、容量抛出台金は消費税の課税対象となります。
- 調整不調電源に科される経済的ペナルティと実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」を参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

（１） 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

（例１）容量確保契約金額が１億円の容量提供事業者の場合、消費税（１０％）１，０００万円を含めた計１億１，０００万円を広域機関より受け取ることであります。

容量確保契約金額： **課税対象**

（例２）容量確保契約金額が１億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって、７，０００万円に減額になった場合、消費税（１０％）の７００万円を含めた計７，７００万円を広域機関より受け取ることであります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

（例３）容量確保契約金額が１億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって１億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に１，０００万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず１，０００万円を広域機関に支払うことであります。

調整不調電源に科される
経済的ペナルティ、実需給： **課税対象** / **不課税対象**
期間中の経済的ペナルティ

* 経済的ペナルティのうち、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

（２） 容量抛出台金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）
小売電気事業者から広域機関に支払われる容量抛出台金は消費税の課税対象となります。
（例）容量抛出台金が１億円の小売電気事業者の場合、消費税（１０％）１，０００万円を含めた計１億１，０００万円を広域機関に支払うことであります。

容量抛出台金： **課税対象**

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量市場における消費税の取り扱いについて（2/2）

126

- 小売電気事業者等の事業者に関連する取引として、容量拠出金、再算定分の追加請求、還元があります。
- 既に公表済みの情報を含め、容量市場取引別の消費税の取り扱いは以下の通りです。

取引の種類	取引の性質	消費税の取り扱い※
容量拠出金※ ¹	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、供給力を維持・確保するための手段として支払う費用と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている。	課税
再算定分の追加請求※ ¹	容量拠出金の回収に応じて年間総額を一致させる再算定（年次精算）が生じた場合の、回収先変更による追加的な請求であり、取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様である。	課税
還元※ ²	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の差額調整として、一旦回収した容量拠出金の事後的な返還と位置付けられる。	課税

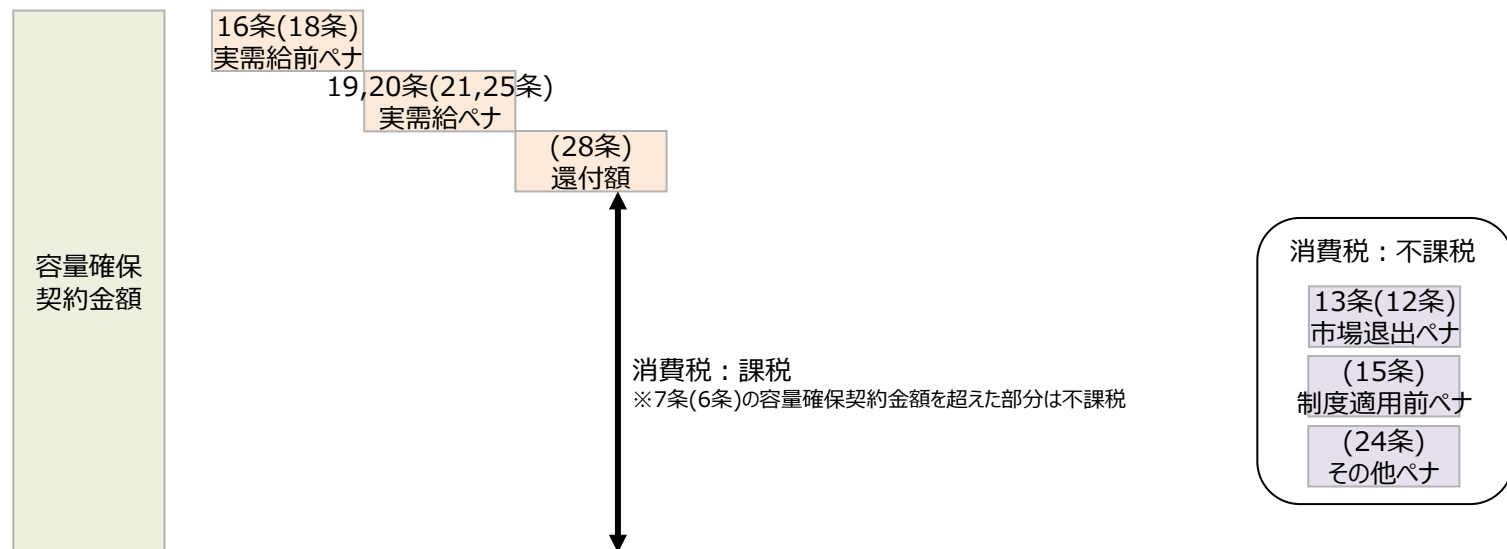
※¹：小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が対象

※²：小売電気事業者のみが対象

(参考)容量確保契約金額における消費税の取り扱い

容量提供事業者

- 容量提供事業者は、供給能力を提供する対価として、容量確保契約約款（以降、約款という）7条（6条）に基づき、容量確保契約金額を受領する。※カッコ内の条番号は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款の条とします（以降も同様）。
- 約款19,20条(21,25条)の実需給のペナルティ、約款(28条)の他市場収益の還付額については、容量確保契約金額を実質的に減額するものであるため、容量確保契約金額から当該ペナルティ・還付額を控除した後の金額を課税として処理されます。※
※容量確保契約金額を超えた部分是对価性が認められないため、不課税として処理
- しかし、約款13条(12条)の市場退出時の経済的ペナルティ、約款(15条)の制度適用期間前のペナルティ、約款(24条)のその他のペナルティは、供給能力の提供に関係なく、容量確保契約に基づき発生するペナルティであり、「供給能力の提供」という対価性が認められないため、容量確保契約金額から控除せず、不課税として処理されます。



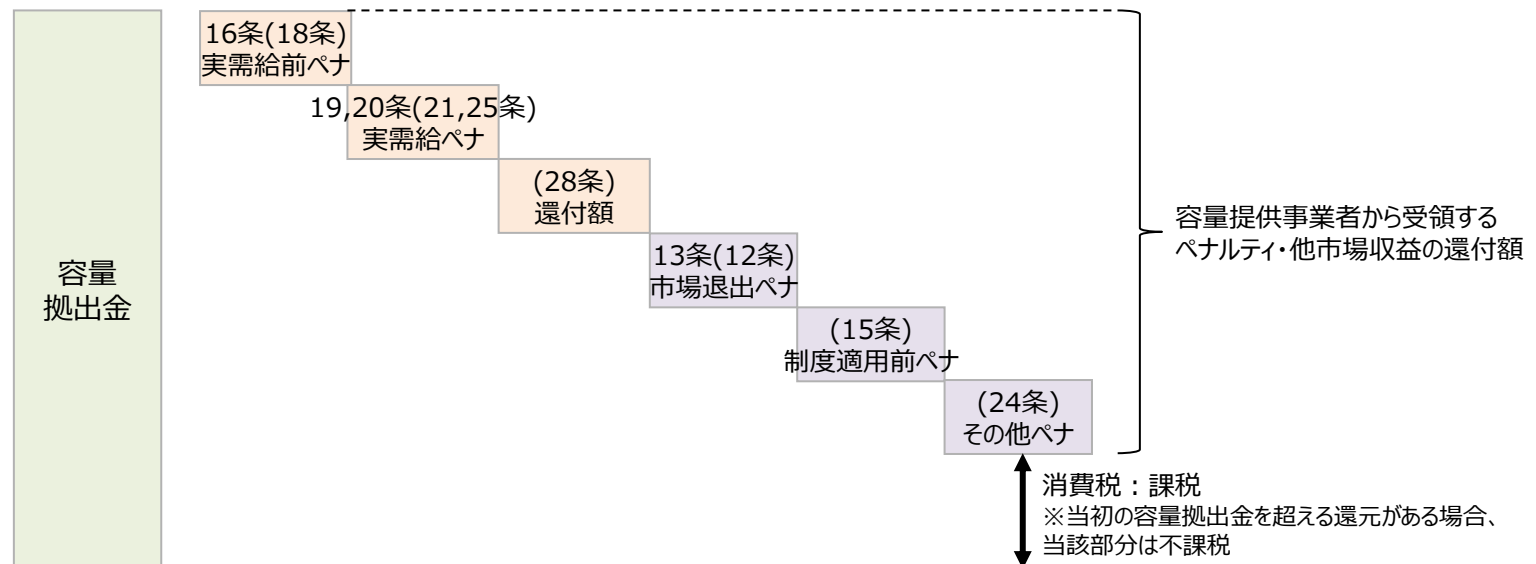
(参考)容量拠出金における消費税の取り扱い

小売電気事業者

一般送配電事業者等

- 小売電気事業者は、供給能力の確保義務を負っているところ、容量市場に対する容量拠出金の支払により、当該義務を果たすとされています。また、一般送配電事業者は実需給断面での周波数調整に必要な調整力を確保する責任を負っています。
- 容量拠出金は、広域機関が容量提供事業者へ支払う容量確保契約金額及び、容量提供事業者から受領するペナルティ・他市場収益の還付額を勘案し、金額の算定を行い、小売電気事業者等へ請求が行われます。
- そのため、小売電気事業者等が支払う容量拠出金は、容量提供事業者において課税処理となっている約款16条(18条)・19,20条(21,25条)・(28条)だけでなく、不課税処理となっている約款13条(12条)・(15条)・(24条)を考慮した全体が、「供給能力の確保義務の履行」という対価性が認められることから、課税として処理されます※。

※容量拠出金を超えて還元される部分是对価性が認められないため、不課税として処理



第7章 容量市場の取引や税務面について

消費税のインボイス制度対応について

参加

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

129

小売電気事業者

一般送配電事業者等

容量提供事業者

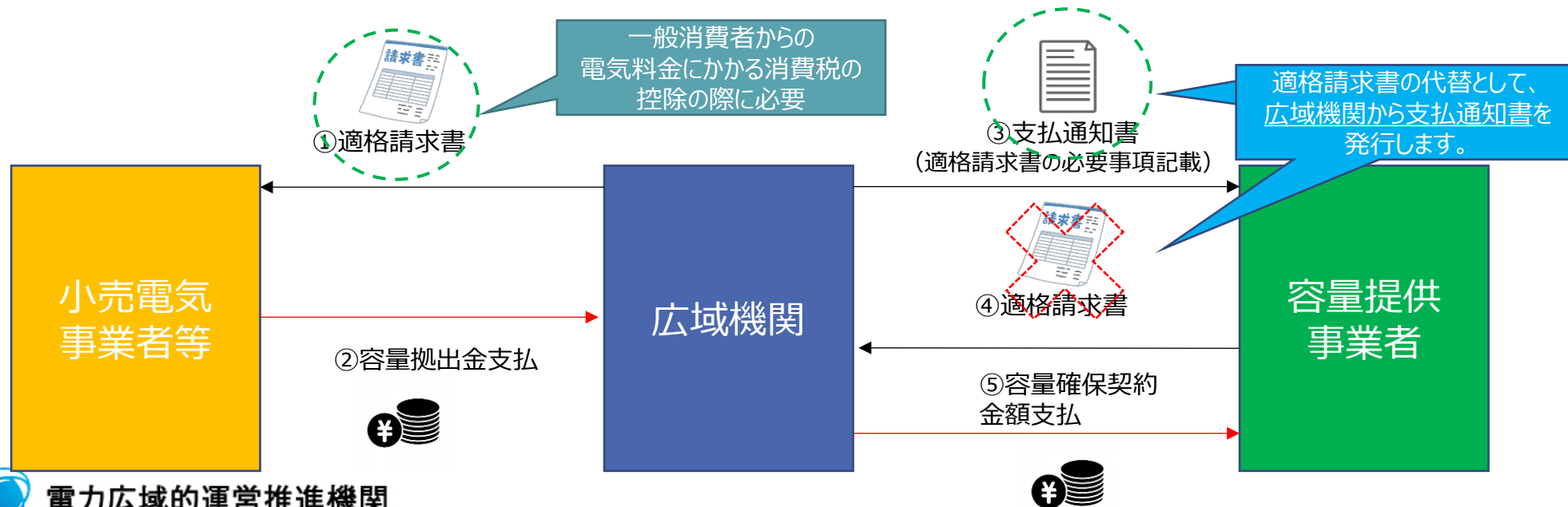
- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します※1。

※1 小売電気事業者等の登録番号について、本機関から発行する請求書又は支払通知書に、小売電気事業者等の登録番号を記載するため、会員情報管理システムへの情報登録をお願いします（次頁参照）

- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、広域機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報※2を記載する運用を予定しております。

※2 容量提供事業者の適格請求書発行事業者の登録番号について、容量市場システム（実需給期間前向け機能）に事前の情報登録をお願いします

※容量確保契約金額が、経済的ペナルティの額より大きいケースを想定した実運用イメージ



(参考)容量市場口座情報等の会員情報管理システムへの登録

- 小売電気事業者と登録特定送配電事業者の方は、会員情報管理システムに以下①と②の情報を登録してください。
※未登録の場合は速やかに登録をお願いいたします。

①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号

②年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※に、当該金額を本機関からお支払するための口座情報（登録口座は当座預金口座又は普通預金口座としてください。）

※：年次精算(対象実需給年度X年度)において、追加請求額及び対象実需給年度X+1年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額及び対象実需給年度X+1の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。

※：会員情報管理システムにおける口座情報登録において、口座名義カナ項目に半角括弧が入力不可となる事象が発生していましたが、2024年3月11日のシステム改修によって半角括弧が入力可能となりました。

※：「口座名義カナ」「債権代表者振込名義カナ」の項目に係る入力条件は下記の通りです

半角カナ（小文字を除く）、半角濁点・半濁点、半角英大文字（A～Z）、半角数字（0～9）、半角SP〔ｽﾊﾟｰｽ〕、半角記号4種類（（）-〔ハフン〕.〔ピリオド〕）の入力が可能です。

また、半角カナ小文字の「ツ・ヨ・ユ・ヨ」等が利用できないことから、半角カナ大文字で入力して下さい。

①インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号

②年次精算において還元額が発生し、本機関から支払通知書が発行される場合※に、当該金額を本機関からお支払する口座情報（登録口座は当座預金口座又は普通預金口座としてください。）

●容量市場口座情報等 登録

〔インボイス制度に関する情報〕

登録番号
(適格請求書発行事業者) 1 1000000000000

〔口座情報〕

金融機関コード 0001

銀行名 みずほ銀行

支店番号 001

支店名 本店

口座種別 普通

口座番号 1234567

口座名義 電力広域的運営推進機関

口座名義カナ フジワタキョウエツスヅクキョウ

〔債権代表者振込名義人の場合〕※振込入金時に事業者の特定のために利用します。

事業者コード(債権代表者) 1234

債権代表者振込名義カナ フジワタキョウエツスヅクキョウ

「容量市場口座情報等」画面イメージ

第8章 その他

- ・発電設備の情報掲示板
- ・アグリゲーターに関する情報掲示板
- ・お知らせ
- ・各種資料等参照先
- ・お問合せ先

- 容量市場の導入に向けて、事業者の多様な電源調達・販売が可能となる環境整備が重要と考えています。
- 本機関では、2019年4月から、発電設備等の情報掲示板の提供を行っております。
(事業者の判断で、相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源などを掲載）

【情報掲示板の概要】

目的

- ①容量市場の導入による事業環境の変化に対して、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境をつくること
 - ②相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること
- なお、発電設備の情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。

管理者

掲載情報に関する取り扱いの中立性が求められるため、本機関が管理者となることとする。
なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。

掲載情報

情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限にとどめ、それ以上の情報については、問合せ時に当事者間で確認することとする。なお、小売電気事業者からの相対契約の希望等についても情報掲示板に掲載できることとする。
また、2021年4月より、情報掲示板に新規情報が掲載されれば、登録事業者にメールを通知するように運用を変更しています。
<項目> 売/買区分、事業者名、問合せ先、電源所在エリア、掲載期限、その他任意掲載欄

【情報掲示板】

<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/index.html>



参加者

発電事業者、小売電気事業者、その他電気供給事業者
また、掲示板利用希望者には本機関からログインID等を発行する等により、セキュリティ向上や掲示板情報の品質確保を図る。

その他 留意事項

発電設備に関する契約の締結までには、関連ルール（送電制約、環境制約等の諸条件の確認等）等、発電設備の置かれた条件について当事者間での十分な確認が必要である。

アグリゲーターに関する情報掲示板

- 容量市場に参加を希望する電源等が、アグリゲーターの情報にアクセスするための環境整備として、「アグリゲーターに関する情報掲示板」を開設しました。
- 2022年6月より掲載情報に関する登録申込を受付、2022年7月25日よりアグリゲーターに関する情報掲示板に情報を提供しています。
※アグリゲーターに関する情報掲示板への掲載は、単年度単位となります。

【情報掲示板の概要】

目的

- ① 様々なリソースが容量市場に参入していただくことが望ましく、容量市場に参加を希望する電源等が、アグリゲーターの情報にアクセスできる環境をつくること
 - ② 当該エリアに事業展開しているアグリゲーターにとって、より多くのリソースの獲得機会を得ること
- なお、アグリゲーターに関する情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。

管理者

掲載情報に関する取り扱いの中立性が求められるため、広域機関が管理者となることとする。
なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。

掲載情報

情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限にとどめ、それ以上の情報については、問合せ時に当事者間で確認することとする。

＜項目＞ 事業者名、住所、URL、問合せ先、事業展開エリア

掲示板に掲載登録できる事業者

容量市場への参加登録が可能な事業者であること

【情報掲示板】

<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/index.html>

情報掲示板

発電設備等の情報掲示板（ログイン） | →

アグリゲーターに関する情報掲示板 | →

→ 発電設備等の情報掲示板に関する利用規約・利用ガイドライン | ニュアル

検討会・勉強会

→ 容量市場の在り方等に関する検討会

→ 容量市場の在り方等に関する勉強会

- 本機関では、説明会の開催案内や容量市場に係るお知らせのHP掲載とX（旧Twitter）を通じて情報発信しております。
- 本機関からのお知らせ等の情報把握のために、ご活用いただきますようお願いいたします。

< X（旧Twitter）の本機関ページ >



＜各種資料等参照先＞

- ・容量市場かいせつスペシャルサイト
<https://www.occto.or.jp/capacity-market/index.html>
- ・容量市場に関するお知らせ等
<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/index.html>
- ・容量市場の在り方等に関する検討会
https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou_kentoukai/index.html
- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会
中間とりまとめ（平成30年7月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20180713_01.pdf
第二次中間とりまとめ（令和元年7月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20190724_01.pdf
第三次中間とりまとめ（令和2年7月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20200730_01.pdf
第四次中間とりまとめ（令和3年6月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20210614_1.pdf
第七次中間とりまとめ（令和4年7月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20220714_1.pdf
第十三次中間とりまとめ（令和5年8月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230810_1.pdf
第十五次中間とりまとめ（令和6年2月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20240403_1.pdf
- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス基盤構築小委員会 制度検討作業部会
第二十次中間とりまとめ（令和7年6月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/20250603_1.pdf
第二十五次中間とりまとめ（案）（令和8年5月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/114_03_00.pdf
- ・容量市場における入札ガイドライン（案）（資源エネルギー庁：関係法令・ガイドライン等ページ）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/002_s04_00.pdf

- 回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいただきます。
- 「至急」「明日午前中までに」などのご要望にはお応えしかねますので、お早めにお問合せください。

● 容量市場に関するお問合せ

URL: <https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/otoiawase.html>

上記ページ内の「お問合せフォーム」より、お問合せください。

<お問合せの前に以下のページもご覧ください>

● 容量市場 FAQ

URL: https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou_faq.html

参考資料

- ・電源等リストの登録項目（発動指令電源）
- ・電源等リスト登録時の提出書類（発動指令電源）
- ・容量確保契約の変更・解約
- ・容量拠出金 請求額の算定方法（市場が分断される場合）

- 発動指令電源提供者は、本機関が指定する日までに、電源等リストを提出してください。電源等リストに記載する項目は、以下の通りです。

電源等情報の登録項目一覧

電源の場合

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		所在地
		期待容量
	詳細情報	号機単位の名称
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運開年月
		FIT認定ID
		特定契約終了年月

需要家の場合

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		エリア名
		所在地
		期待容量
		需要家名
		供給地点特定番号

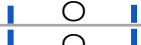
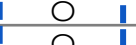
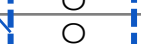
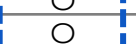
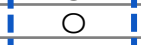
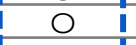
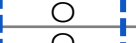
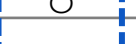
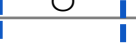
電源等リスト登録時の提出書類（発動指令電源）

- 電源等情報の登録に係る提出書類は以下の通りです。
- 電源の制御にあたって、蓄電設備等を活用する場合は、仕様書等（蓄電容量、出力等が分かる書類）を必要に応じて提出していただきます。

電源等情報の登録書類一覧※1

電源の場合

【凡例】  : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	選択可能書類		
		FIT認定ID 確認用	電源等の名称 確認用	受電地点特定番号 確認用
発電事業届出書				
電気工作物変更届出書				
自家用電気工作物使用開始届出書	既設電源			
特定自家用電気工作物接続届出書				
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内				
低圧配電線への系統連系協議依頼表				
発電量調整供給兼基本契約申込書				
接続検討回答書	新設電源※3			
工事計画届出書				
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表				
売電検針票「購入電力量のお知らせ」				
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（FIT電源の場合）	○※4			

需要家の場合

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	
	需要家名 確認用	供給地点 特定番号 確認用
需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類 (電気料金請求書、検針票等)	○	○
需要家との合意書	○	

※1：登録書類詳細は後日公表予定の「容量市場 業務マニュアル 実効性テスト 編」（仮）を参照ください。

※2：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※3：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※4：（ ）内に記載の場合に限る。

容量確保契約の変更・解約

- 以下の変更事由に該当する場合には、容量確保契約は変更が必要となります。
- 容量提供事業者が、容量確保契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能と判断される場合、又は次の解約事由に該当する場合において、本機関は、違反又は該当した相手方に対して何らかの催告を要することなく、容量確保契約を解約することができるものとします。
- 対象実需給年度：2030年度の容量確保契約に関して、2029年3月頃に市場退出の表明の確認を行います。

容量確保契約の変更・解約事由

変更事由

- ア 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- イ リリースオークションにより、契約容量の全部又は一部をリリースした場合
- ウ 容量確保契約で定める電源等の一部が市場退出した場合
- エ 電源等差替を実施した場合
- オ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
- カ 電源等リスト及び小規模変動電源リストの確定又は変更時
- キ 事業者情報又は電源等情報の内容変更時
- ク 会社の統合や分割、事業承継等により、契約上の地位の承継がなされた場合

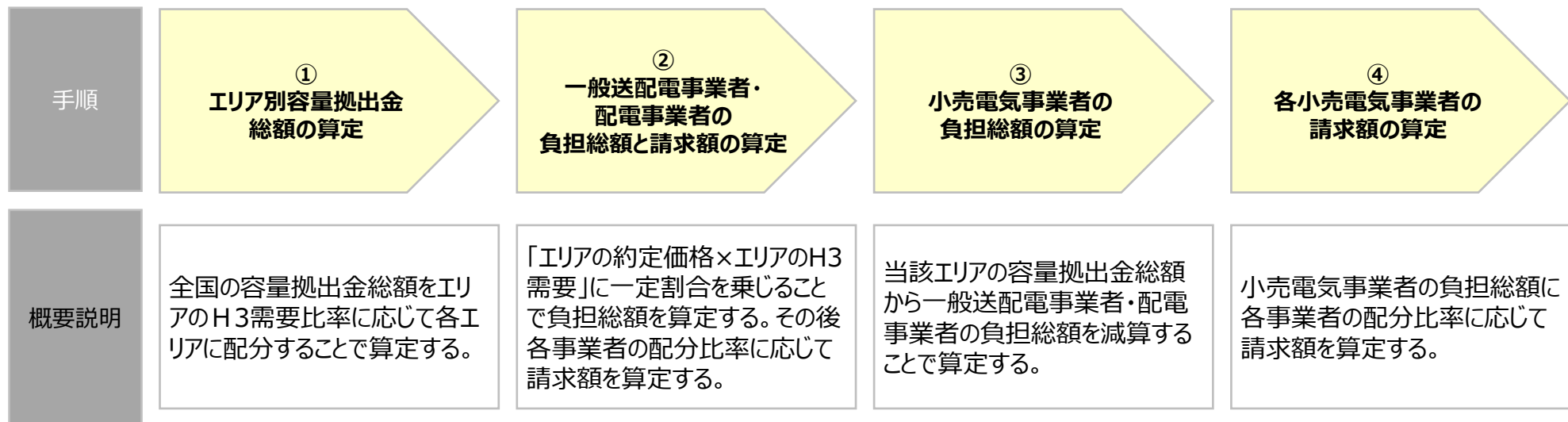
解約事由

- ア 容量確保契約で定める電源等が全て市場退出した場合
- イ 監督官庁から業務停止等の処分を受けたとき
- ウ 支払い停止若しくは支払不能の状態に陥った時、又は不渡り処分を受けたとき
- エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
- オ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申立てがなされたとき
- カ 市場支配力を有する事業者が、市場支配力を行使した場合

請求額の算定方法（市場が分断される場合）

■ 各事業者への容量拠出金の請求額（市場が分断される場合）は、以下①～④の手順で算定します。

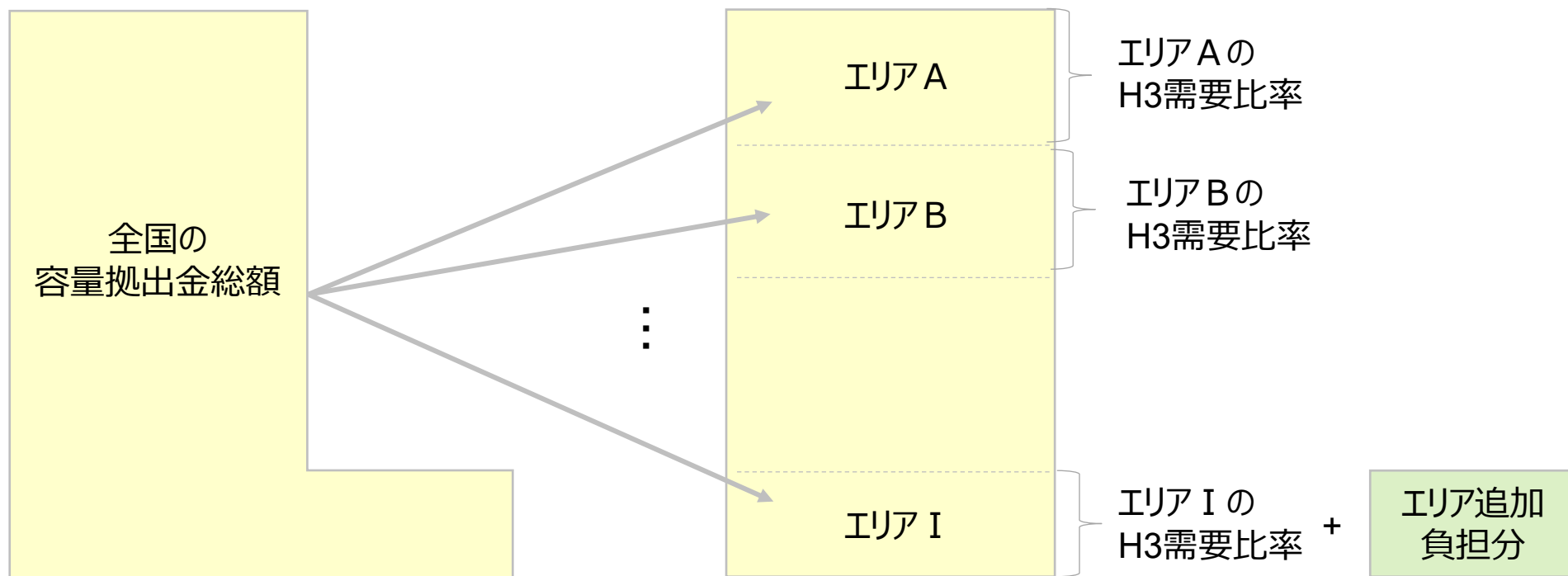
- ①エリア別容量拠出金総額の算定
- ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③小売電気事業者の負担総額の算定
- ④各小売電気事業者の請求額の算定



①エリア別の容量拠出金総額の算定（市場が分断される場合）

- エリア別容量拠出金総額は、全国の容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率※に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図



①エリア別の容量拠出金総額の算定_計算例（市場が分断される場合） 143

■ 分断したエリアの容量拠出金総額

= 全国共通分の容量拠出金の総額 × 分断したエリアのH3需要比率 + エリア追加負担分※

※エリア追加負担分 = 追加約定したエリア別の約定量 × （当該エリアプライス - 最安エリアプライス）

計算イメージ

例)

全国の容量拠出金総額：2兆円

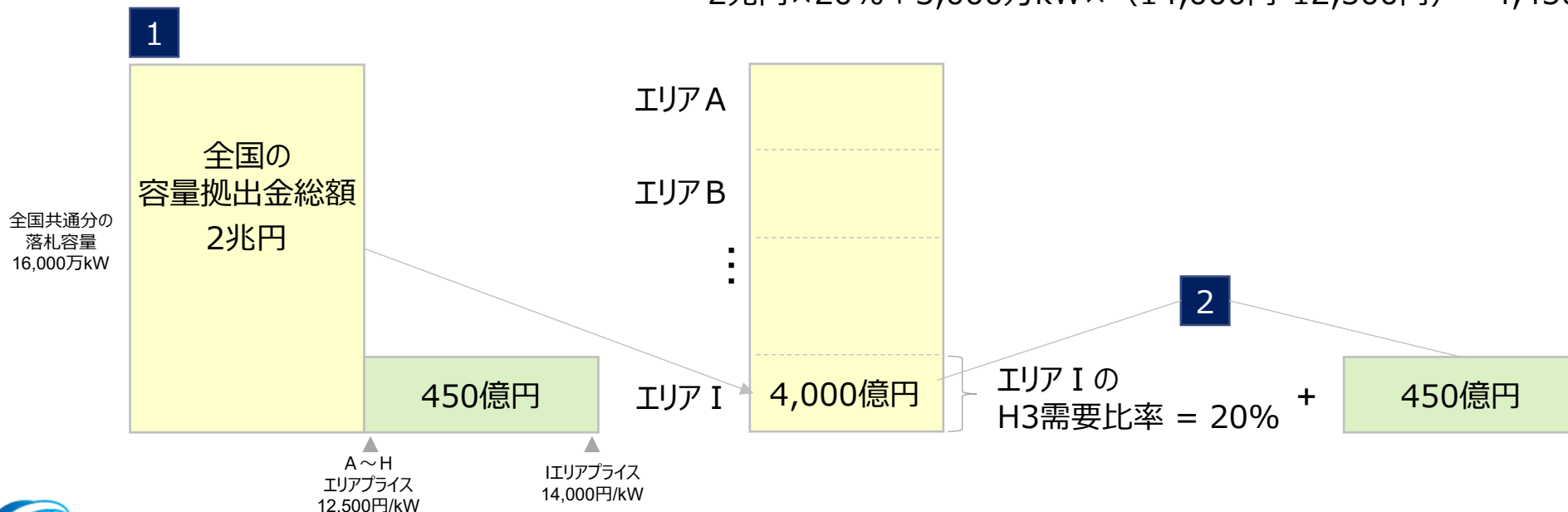
エリア I のH3需要比率：20%

共通分の落札容量 = 16,000万kW

追加約定したエリアIの約定量 = 3,000万kW

1 全国の共通分容量拠出金総額
16,000万kW×12,500円= 2兆円

2 エリア I の容量拠出金の総額
2兆円×20%+ 3,000万kW×（14,000円-12,500円）= 4,450億円



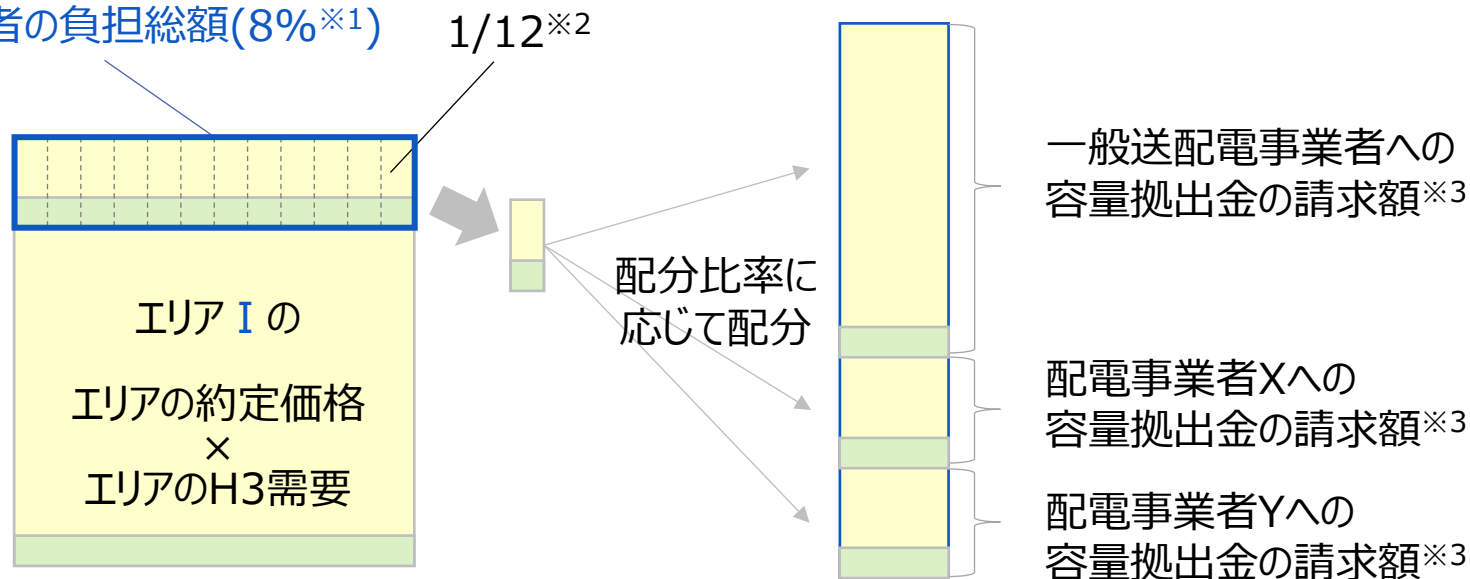
②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定（市場が分断される場合）¹⁴⁴

- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、エリアの約定価格×エリアのH3需要に8%※¹を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分※²し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリア I に一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合

エリア I の一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額(8%※¹)



※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※3：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例 (市場が分断される場合)

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 8%※1
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額※2 = $\left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{12} \right) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率} \times 12$ ※3

※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

※3：エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分は小数点以下を切り捨てします。

※4：各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = 各事業者のH3需要 ÷ エリア全体の一般送配電事業者とH3需要
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要)

計算イメージ

例)

エリアの約定価格 × エリアのH3需要※5：4,500億円

エリア I には一般送配電事業者、配電事業者X・Yが存在

一般送配電事業者の配分比率：10/15

配電事業者Xの配分比率：3/15

配電事業者Yの配分比率：2/15

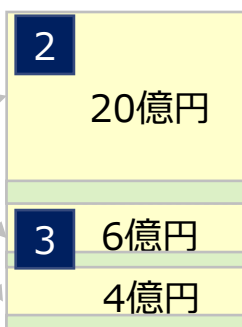
1 エリア I の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
4,500億円 × 8% = 360億円

2 エリア I の一般送配電事業者へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 10/15 = 20億円

3 エリア I の配電事業者X社へのある月の請求額
(360億円 ÷ 12) × 3/15 = 6億円

1 360億円

30億円
(360億円の12等分)



10/15 一般送配電事業者への容量拠出金の請求額※2

3/15 配電事業者Xへの容量拠出金の請求額※2

2/15 配電事業者Yへの容量拠出金の請求額※2

※5：「全国の容量拠出金の総額 × 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

③小売電気事業者の負担総額の算定_計算例（市場が分断される場合）¹⁴⁶

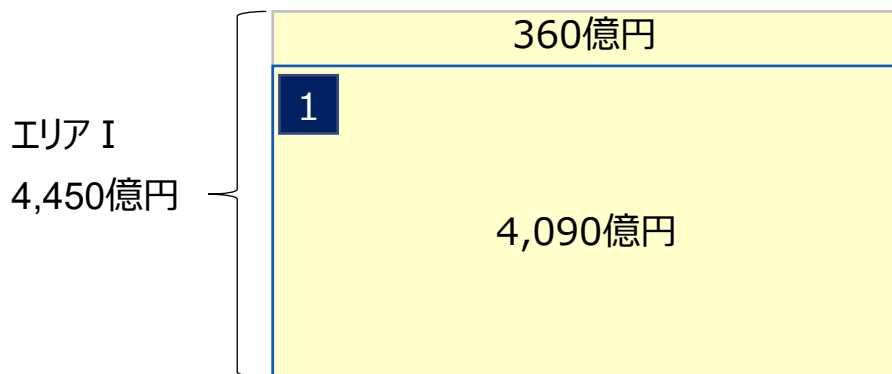
$$\text{■ エリア別の小売電気事業者の負担総額} = \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}$$

計算イメージ

例)

エリア I の容量拠出金総額：4,450億円

エリア I の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額：360億円



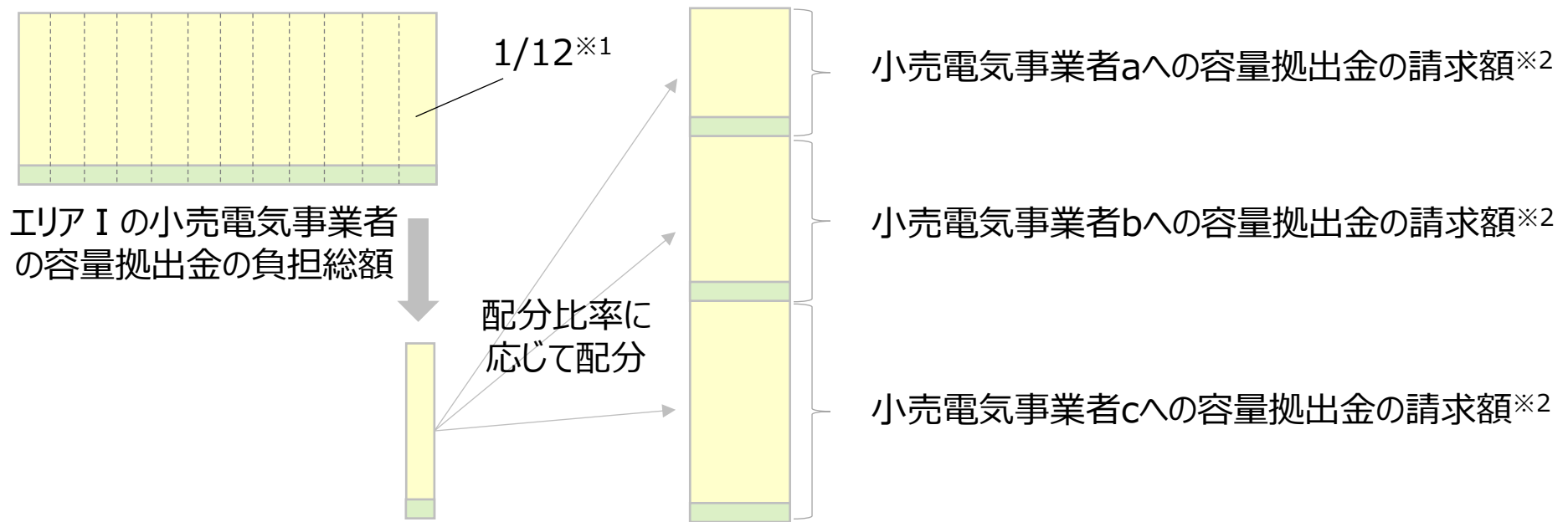
$$\text{■ 1 エリア I の小売電気事業者の負担総額} \\ 4,450\text{億円} - 360\text{億円} = 4,090\text{億円}$$

④各小売電気事業者への請求額の算定（市場が分断される場合）

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア別の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分※¹し、各小売電気事業者の配分比率に応じて毎月の請求額※²を算定します。

イメージ図

エリア I に小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



※¹：エリア別の小売電気事業者の容量拠出金負担総額を12等分（12か月）で割った部分については小数点以下を切り捨てします。

※²：各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入します。

④各小売電気事業者への請求額の算定_計算例（市場が分断される場合）

■ 各小売電気事業者への毎月の請求額

= (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) × シェア変動考慮後の配分比率※

$$\text{※：シェア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{前年度の夏季/冬季ピーク※2時電力kW実績の合計（当該小売電気事業者）} \times \frac{\text{当該小売電気事業者の実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピーク※の託送契約電力kW実績の合計}}}{\text{当該エリアでの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW（推定）の合計}}$$

※1：12か月で割った部分については小数点以下の値を切り下げします。
 ※2：夏季ピークとは7～9月、冬季ピークとは12～2月が対象です。

計算イメージ

